

ちがさき情報

広報紙

広報シティプロモーション課

広報ちがさき

毎月1日発行。自治会などを經由してお届けしている他、市内公共施設や駅改札などで配布しています。また、スマホやタブレットで無料アプリ「カタログポケット」や「マチイロ」を使ってご覧いただけます。目の不自由な方には、CDに録音した「声の広報」や点字版の郵送もしています。希望する方はお問い合わせください。

ホームページ

広報シティプロモーション課

パソコン・スマートフォン

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

市ホームページ➡



まっぷdeちがさき(パソコン・携帯電話共通)

デジタル推進課

情報を検索し、地図上で確認できるサービスです。

URL <https://www2.wagmap.jp/chigasaki/>

カタログポケット

広報シティプロモーション課

市の情報紙を中国語・韓国語など10言語で読めるサービスです。ブラウザ版で手軽に、アプリ版で多機能に使えます。広報ちがさき、やさしいにほんご版市民便利帳など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

カタログポケット➡



しみんべんりちょう(やさしいにほんご)

多様性社会推進課

外国籍市民の方を対象にしたやさしいにほんごの市民便利帳があります。カタログポケットでも読めます。

YouTubeによる動画配信

広報シティプロモーション課

「ハーモニアスちがさき放送局」

市広報番組「ハーモニアスちがさき」の動画を配信しています。

「茅ヶ崎市長定例記者会見」

定期的に行っている記者会見の動画を配信しています。

「ちがさき動画ライブラリー」

茅ヶ崎の自然や生活に役立つ講座など、さまざまな動画を配信しています。

X (旧 Twitter)

広報シティプロモーション課

災害情報や観光情報をお知らせします。

アカウント名 @Chigasaki_city

Xアカウント➡



LINE

広報シティプロモーション課

カテゴリを選ぶと欲しい情報が届きます。災害発生時や災害発生が見込まれる際は災害に特化した情報を配信します。詳細は P.14 へ。

LINE アカウント➡



フェイスブック

広報シティプロモーション課

ページ名は「いとしのちがさき」。市からのお知らせやイベント、旬の情報をお知らせします。

いとしのちがさき➡



ちがさきメール配信サービス

登録された電子メールアドレスへ下表の情報を配信します。

登録方法 インターネットから下記トップページにアクセスし、「メール配信申込み」からメールアドレスを登録。または、登録用アドレス宛てに空メールを送信してください。空メールは二次元コードからも送信できます。

メール配信トップページ(パソコン・携帯電話共通)

<https://mail.cous.jp/chigasaki/>

登録用アドレス(登録空メール送信用)

chigasaki@cousmail-entry.cous.jp



配信項目	配信内容
災害時の放送	地震、津波などの大規模な災害情報
ライフライン被害	水道、電力その他の被害情報
行方不明者等	茅ヶ崎警察署からの行方不明者などの捜索依頼
光化学スモッグ	光化学スモッグ注意報の情報
平常時の放送	振り込め詐欺の注意喚起、防災訓練などの情報
相模川の氾濫情報	相模川の氾濫危険情報、氾濫発生情報
災害による被害情報	通行止め、道路冠水、土砂災害などの情報
防犯情報	市内で発生した犯罪発生状況
職員採用試験情報	採用試験の予定や内容、説明会の開催など
市税等納期限通知	市県民税などの税や国民健康保険等の納期限を3日前までに配信
市からのお知らせ	イベントの開催情報、中止のお知らせ、新型コロナウイルス感染関連情報など
火災情報	火災の発生場所、終了日時の情報
ごみ出しメール	ごみの回収地区、回収時間、ごみの分別情報



ちがさき





いざというときに

急病になったら

地域医療センター 茅ヶ崎3-4-23

☎38-7532 内科 ☎38-8667 歯科

☎38-5086 調剤薬局

※内科・小児科・外科では感染症対策として、
予約診療を行っております。

受診する当日に電話で予約をとってから、ご来館ください。
(最新の診療体制については、ホームページをご確認ください。)

◎診療日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日、歯科は
1月4日まで)、平日・土曜日夜間

◎診療科目

内科・小児科・外科・歯科・調剤薬局

◎診療時間

【日曜日、祝日、年末年始】

内科 9時～12時、13時～23時

(午前受付は11時30分まで、夜間受付は22時30分ま
で)

小児科・外科 9時～12時、13時～17時

(午前受付は11時30分まで、午後受付は16時30分ま
で)

歯科 9時～12時、13時～17時

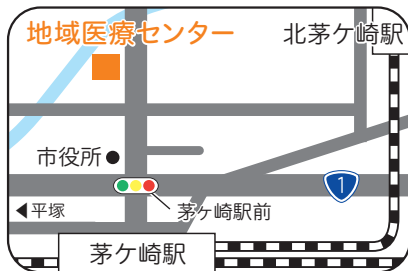
【平日・土曜日夜間】

内科・小児科 20時～23時

(受付は22時30分まで)

※調剤薬局 各科の診療日および診療時間に開局

※その他お問い合わせ 保健所地域保健課 ☎ 38-3314



耳鼻咽喉科・眼科救急

◎診療日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

◎診療場所

耳鼻咽喉科／藤沢市北休日・夜間急病診療所または平
塚市休日・夜間急患診療所

眼科／当番医院

◎消防本部救急医療情報案内 ☎ 85-0119

当日の診療時間・場所を確認し、診療場所へ事前に連
絡してください

※県ホームページ「休日の眼科・耳鼻咽喉科の救急当番
医療機関について」でも確認できます

※その他お問い合わせ 保健所地域保健課 ☎ 38-3314

医療情報ネット

保健所地域保健課 ☎ 38-3314

URL <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

医療情報ネット➡



町名や診療科目等を入力すると、条件に合った市内の
医療機関や薬局を調べることができます。

市内の医療機関一覧は P.128をご覧ください。

かながわ小児救急ダイヤル

神奈川県医療整備・人材課 ☎ 050-3490-3742

家庭でどう対処すべきか、すぐ医療機関にかかるべきか、
子どもの体調のことで判断に迷ったときのための、看護師
などによる電話相談です。

市外局番が 042以外のプッシュ回線を利用している方
・携帯電話の方は ☎ #8000 でも利用できます。

◎時間

毎日18時～翌8時

市内の救急病院

◎茅ヶ崎市立病院

本村 5-15-1

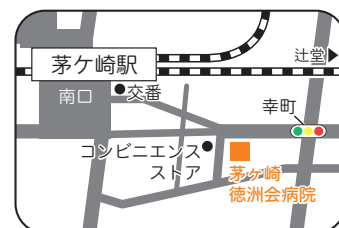
☎52-1111



◎茅ヶ崎徳洲会病院

幸町14-1

☎58-1311



◎湘南東部総合病院

西久保500

☎83-9111



◎茅ヶ崎中央病院

茅ヶ崎2-2-3

☎86-6530



火災・救急は局番なしの119番へ

消防本部

119番に電話をかけたら、あわてずに落ち着いて

火災の場合に聞かれること

- 住所(建物の名前・部屋番号)、氏名、電話番号
- 燃えている所や物
- 逃げ遅れの状況、けが人の状態

救急の場合に聞かれること

- 住所(建物の名前・部屋番号)、氏名、電話番号
- 現在の状態と症状
- けが人や病人の名前、生年月日

携帯電話からの通報(局番なしの119番)

- ◎通報場所によっては近隣市の消防本部へつながる場合があります。消防本部間で電話をつなげますので、切らずにお待ちください。
- ◎場所が特定しにくいことがありますので、住所や目標になる建物確かめてから通報してください。
- ◎119番通報後に折り返し消防本部から連絡する場合がありますので、救急車や消防車が到着するまでは、緊急通報以外の通話は控えてください。

NET119 緊急通報システムによる通報

- ◎聴覚や発話等の障がいにより音声での119番通報が困難な方でも、スマートフォンのインターネットの機能を利用して簡単な操作で、素早く119番に通報することができます。このシステムを利用するには事前登録が必要となります。
- 連絡先 消防本部指令情報課
☎ 82-1111
FAX 85-1112



ファクスによる通報(局番なしの119番)

- ◎ファクスからの通報は主に言葉と耳の不自由な方を対象にしたものです。一般の電話が利用可能な方はご遠慮ください。
- 書式は茅ヶ崎市消防本部ホームページの「ファクスによる119番通報」からダウンロードができます。



反応が無い、呼吸が感じられないとき

- ◎通報時に電話で心肺蘇生の方法を教えます。移動できるよう電話機は携帯電話や子機を使って119番通報をしたほうが便利です。
- ◎AED(自動体外式除細動器)があれば倒れている方の近くに置き、電源を入れた後は音声メッセージに従ってください。

外国語でも大丈夫(多言語通訳サービス)

- ◎通訳サービスが外国人と消防との言葉の架け橋となり、32言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン

語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、シンハラ語、ロシア語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、ヒンディー語、ベンガル語など)での119番通報をサポートします。



停電中の119番通報について

- ◎停電時は商用電源を使用する電話やファクスなど基本的にご利用できなくなります。停電時に119番通報する場合は、携帯電話や公衆電話などからお掛けください。

市内の災害情報や医療情報

災害情報案内 ☎ 82-2119

発生している災害情報をお知らせしています。

救急医療情報案内 ☎ 85-0119

医療情報をお知らせしています。

茅ヶ崎市消防本部ホームページ

発生している災害情報を確認できます。

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fire/index.html>



ちがさきメール配信サービス

市内で発生している火災情報のメールを配信しています。登録方法はP.37のちがさきメール配信サービスをご覧ください。

AED(自動体外式除細動器)

消防署消防指導課 ☎ 85-4594

なんらかの原因で心臓が突然止まるのは、心臓が(ブルブルと)細かくふるえる「心室細動」が原因となることが少なくありません。こういう場合にできるだけ早く心臓に電気ショックを与えて心臓のふるえを取り除くことがとても重要です。AEDはこの電気ショックを行うための医療機器ですが、医学的な知識がなくても音声案内に従って操作をすれば容易に使うことができます。AEDは、市内の公共施設に設置されていますので、その施設内や近くで倒れた人を見かけたら、勇気をもってAEDを使用してください。

AED設置施設はP.121~123をご覧ください。

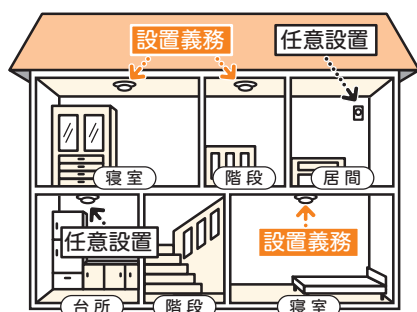
住宅用火災警報器

消防本部予防課

住宅火災による犠牲者を減らすため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

火災が起きた時に正しく作動するために、日頃から作動確認とお手入れをしましょう。作動確認は、本体のボタンを押すものや、引きひもを引くことで確認することができます。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換することをお勧めします。



安心カード配布

消防本部警防救命課

ひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯などの方を主な対象として「安心カード」を無料で配布しています。

かかりつけの病院や緊急連絡先などの情報を記入した「安心カード」を自宅に保管、または「安心カード」を外出時に携帯することで、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者などが必要な情報を得られ、迅速な救急医療活動に結びつけることができます。

消防本部警防救命課・茅ヶ崎市消防署(分署及び出張所含む)・高齢福祉課・障がい福祉課・小出支所・辻堂駅前、香川駅前、ハマミナーの各出張所・茅ヶ崎市立公民館で配布しています。



緊急ダイヤル一覧

●警察への急報	☎ 110
●火事・救助・救急	☎ 119
●海上の事件・事故 海上保安庁	☎ 118
●電気の故障(漏電・停電など) 東京電力 パワーグリッド	☎ 0120-995-007
●ガスもれ(都市ガス) 東京ガス ガスもれ通報専用電話	☎ 0570-00-2299
●水もれ 県企業庁茅ヶ崎水道営業所	☎ 52-6151
●災害用伝言ダイヤル	☎ 171

防犯

安全対策課

防犯灯

防犯灯の故障などを発見した場合は、下記事業者の「防犯灯コールセンター」へ連絡してください。その際には、電柱などに設置された防犯灯管理プレートに記載されている管理番号と、所在地をお伝えください。

◎受付時間

月～金曜日 8時～21時

※上記以外の時間や土・日曜日、祝日、年末年始は留守番電話対応となります。

◎連絡先

「防犯灯コールセンター」
(茅ヶ崎東光電気株式会社内)

☎ 40-6255

FAX 53-0708

メール harada@c-toko.co.jp ▲防犯灯管理プレート



自主防犯活動団体を支援しています

定期的に防犯パトロールを行っている自主防犯活動団体に対して、防犯パトロール用被服を貸与しています。

◎貸与品

ベスト、帽子、腕章





ごみと資源物の 分け方・出し方、 リサイクル



ごみサク

ごみと資源物は、決められた種類を、決められた収集日の早朝から朝8時30分までに自治会指定の集積場所に出してください。種類によって出す場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。

分け方・出し方の詳細は市役所、小出支所、各出張所、各公民館などで配布している「ごみと資源物の分け方・出し方」、「ごみと資源物の収集カレンダー」をご覧ください。

市ホームページからダウンロードもできます。

燃やせるごみ・燃やせないごみは、市が指定するごみ袋（指定袋）に入れて出してください。指定袋は「茅ヶ崎市指定収集袋販売所」の表示が出ているスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどで販売しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyō/1042977/1045388.html>



LINEによるごみの日通知

環境事業センター ☎ 57-0200

収集日の当日の朝に、ごみと資源物の収集日を、LINEでお知らせするサービスです。市ホームページ・携帯サイトから登録してください。

※LINEサービスはP.14をご覧ください。



安心まごころ収集制度をご利用ください

環境事業センター ☎ 57-0200

ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが難しい世帯を対象に、戸別収集を行います。また、収集の際に顔合わせや声かけによる安否確認も行います。

◎対象

本人や家族などの同居者では集積場所にごみや資源物を持ち出すことが難しく、かつ地域や親類など身近な方の協力が得られない方で、次のいずれかに該当する市内在住の方

- ・肢体不自由で身体障害者手帳1～2級の方
 - ・65歳以上で要支援1～要介護5の方
 - ・その他、同等の状態にあると市長が認める方
- ※いずれも在宅していること

◎申し込み

障がい者世帯…障がい福祉課

高齢者世帯…高齢福祉課

環境事業センター・各出張所・小出支所

（申請書は障がい福祉課・高齢福祉課、環境事業センター、小出支所、各公民館で配布。市ホームページからダウンロードもできます）

ごみの分け方・出し方

環境事業センター ☎ 57-0200

燃やせるごみ ※指定袋を使用してください。

週2回収集（月・木曜日または火・金曜日）

■種類

- 生ごみ（調理くず、残飯、野菜の皮など）
- 紙ごみ（資源に出せない紙類、感熱紙など）
- 木材（角材、枕木、丸太など）（長さ50cm以下、太さ10cm以下）
- 板（鉄製を除く）（長さ50cm以下、厚さ3cm以下）
- 資源に出せない衣類・布類（布製の玄関マット、台所マットなど）
- CD・DVD、ビデオテープ（ケースも含む）
- 指定袋に入る布団、こたつ布団、ベッドパッド

■出し方（注意すること）

- 生ごみは水分をよく切り、袋の口をしっかりしぼる
- 落ち葉や草は袋に入れて1～3袋を週の後半の収集日に出す
- 先の尖っているものやとげのあるものは「注意」と貼り紙などをして出す



家庭ごみ

引越ごみ

事業系ごみ

お見積り無料!! 安心してご相談ください。

山崎商工美化サービス株式会社

<https://www.green-earth7.com/>

☎ (0467) 52-5520

FAX (0467) 52-5519

〒253-0001 茅ヶ崎市赤羽根4264 神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可 茅ヶ崎市・藤沢市・平塚市・寒川町 一般廃棄物収集運搬業許可



会社の様子が見えます。見て下さるとよろこびます!

HP

instagram



■透明・半透明の袋で出せる品目

- 落ち葉・雑草(煙等が周囲に影響を与えるため野焼きはしないようお願いします)
- ※農作物の不要部分や観葉植物は対象外です。
- 枝・幹(長さ1m以下、太さ1cm以下。束ねる際は1束35cm以下)
- 紙おむつ ○ストーマ袋 ○腹膜透析パック

燃やせないごみ ※指定袋を使用してください。

隔週に1回(水曜日 第5週は除く)

■種類

- 金属類(指定8品目以外のもの)
※指定品目についてはP.43をご覧ください
- 小型家電製品(使用済小型家電対象品目以外のもの)
※対象品目についてはP.44をご覧ください
- 陶磁器類(茶碗、皿、花瓶など)
- ガラスくず(手鏡、ガラスのコップ、電球、割れた蛍光灯など)
- プラマークのないプラスチック製品(おもちゃ、小箱など)

■出し方(注意すること)

- 刃物やガラスは紙や布に包んで分かりやすくする
- 乾電池は透明・半透明の袋に入れて分かりやすくする(ニカド電池、リチウム電池などの充電式電池およびボタン電池(型式記号CRおよびBRは除く)はリサイクル協力店へ)
- 蛍光灯(長さ140cm以下のもの)は購入時の箱などに入れて出す
- 水銀式体温計(ケースなどは除く)は透明・半透明の袋に入れて出す

■透明・半透明の袋で出せる品目

- 乾電池 ○蛍光灯 ○水銀式体温計

大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみは電話予約で(電話が困難な方に限りFAX可)

大型ごみ等予約ダイヤル ☎ 57-1166
FAX 86-6833

- ▶収集は有料予約制ですので、電話で申し込んでください。指定された日・場所に、当日の朝8時30分までに証紙(特定大型ごみは2枚)を貼って出してください。

▶証紙は「茅ヶ崎市収入証紙販売所」の表示が出ているコンビニエンスストアや商店などで販売しています。



▶購入済みの証紙は返金できません。必ず申し込み後、証紙を購入してください。

剪定枝・大型ごみ・ごみ・資源物のお問い合わせについてのナビダイヤル

ナビダイヤル ☎ 0570-005-383

- ①剪定枝・大型ごみ等の予約、お問い合わせ
 - ②ごみ、資源物の収集運搬、分別、集積場所、動物死体、不法投棄に関するお問い合わせ
 - ③ごみ、資源物の持ち込みに関するお問い合わせ
- 上記の①～③のお問い合わせについて、それぞれの対応部署におつなぎします。お電話を掛けた後に流れる音声ガイダンスに従い、電話機の番号を押してください。

ナビダイヤルを利用できない方は

一部のIP電話等、ナビダイヤルをご利用できない場合があります。その場合は、以下にご紹介している連絡先へ、直接ご連絡ください。

有料予約制の戸別収集

予約専用ダイヤル ☎ 57-1166

大型ごみ (1点につき700円)

1辺の長さが50cmを超え2m以下のもの(ただし大人2人で持ち運びできる重さのものに限る)。

特定大型ごみ

(1点につき1400円。700円の証紙を2枚)

次の指定品目で、1辺の長さが1mを超え、2m以下のもの(ただし大人2人で持ち運びできる重さのものに限る)。

○指定品目

ソファ、ドレッサー、本棚、食器棚(サイドボード)、ベッド(マットレスは除く)、脚付きマットレス、テーブル、タンス、チェスト、机、クローゼット、鏡台、こたつ

特定粗大ごみ (1点につき700円)

収集・運搬時に危険性があるもの。

ガス調理機器、灯油・ガスを燃料とする暖房機器、金属製のタイヤチェーン、鉄アレイ、そのほかこれらに類するもの。



工場や工事現場で出る
産業廃棄物の収集運搬

企業や飲食店で出る
可燃ごみや資源物

使わなくなった
不用品



株式会社 平本商会

お客様のために。茅ヶ崎のために。

HPIはこちら➡

茅ヶ崎市代官町5-50 ☎(0467)53-1764 ☎070-8467-8367

出張費 お見積り
無料



資源物の分け方・出し方

環境事業センター ☎ 57-0200

びん

隔週に1回

■種類

○飲料・食料用のガラスびん、薬品・化粧品のびん

■出し方(注意すること)

- すすいできれいにする
- 袋には入れずにコンテナへ寝かせて入れる
- プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装類へ、金属製のキャップは燃やせないごみへ
- 割れたびんもコンテナへ
- 乳白色で中身の見えないものは燃やせないごみへ
- 農薬・劇薬の入っていたびんは燃やせないごみへ

かん

隔週に1回

■種類

○飲料、酒類、菓子類、食用油、その他食料用のかん
○スプレーかん(ヘアスプレー、カセットボンベ、塗料、潤滑剤、殺虫剤、スプレー式消火具など)

■出し方(注意すること)

- すすいできれいにし、つぶさない
- 袋には入れずにネット(青色)へ入れる
- スプレーかんは、中身を使い切って火の気のない風通しの良いところで穴をあけ、ガス抜きをする
- 一斗かん、塗料用かん、オイルかん、テニスボールが入っていたかんなどは燃やせないごみへ

廃食用油

隔週に1回

■種類

○食用油(サラダ油、オリーブ油、菜種油などの植物性油に限る)

■出し方(注意すること)

- ペットボトル(スクリュウキャップ式)に入れてふたをし、袋に入れずにそのまま転がらないようにして資源物集積場所に直に出してください。

金属類(指定8品目)

隔週に1回

■種類

以下の指定8品目に限る

○なべ ○やかん ○フライパン ○スプーン
○おろし金 ○焼網 ○ボウル ○ざる

■出し方(注意すること)

- 汚れを取り除き、袋に入れずにそのまま資源物集積場所に直に出してください。

ペットボトル

隔週に1回

■種類

○飲料・酒類・醤油・みりんなどの飲食用のペットボトル
(♻表示のあるものが対象)

■出し方(注意すること)

- キャップとラベルを外し、すすいできれいにし、つぶす
- 袋には入れずにネット(黄色)へ入れる
- プラスチック製のキャップやラベルは、プラスチック製容器包装類へ

プラスチック製容器包装類

週1回

■種類

○♻表示があるプラスチック製容器包装類(ポリ袋、ラップ類、トレイ類、パック類、ボトル類、チューブ類、ネット類、ふた類、発泡スチロール、緩衝材など)

■出し方(注意すること)

- 容器(包装類)の中身は使い切り、水ですすぐ、またはかるく汚れを拭き取る
- 透明・半透明の袋に入れる
- 決められた日に資源物の集積場所に出す
- 汚れが落ちないもの、在宅医療用品(点滴の袋など)は燃やせるごみへ

古紙類

隔週に1回

■種類

○新聞(折込チラシを含む) ○本・雑誌
○雑紙(ポスター、ノート、カタログ、包装紙、菓子箱、ラップの芯など)

■出し方(注意すること)

- 「新聞(折込チラシを含む)」と「本・雑誌、雑紙」は別々に分け、ひもで十文字にしる
- 小さなものは透明・半透明の袋に入れる

■種類

○シュレッダーで裁断した紙

■出し方(注意すること)

- 透明・半透明の袋に入れる

■種類

○飲料用紙パック

■出し方(注意すること)

- 洗って切り開き、乾燥させ透明・半透明の袋に入れる



くらし

■種類

○ダンボール

■出し方(注意すること)

●たたんでひもで十文字にしばる

衣類・布類

月1回

■種類

- 衣類(セーター、下着、くつ、ベルトなど)
- 布類(カーテン、毛布、タオル、はぎれなど)
- その他(かばん、ぬいぐるみなど)

■出し方(注意すること)

●再利用されるので汚れているものはきれいにし(洗濯して)から透明・半透明の袋に入れて出す

剪定枝

庭木などの手入れを行った際に出る剪定枝をリサイクル施設でチップ化し、たい肥や燃料としてリサイクルします。

■出し方

①電話で収集を依頼(無料)(予約制)

剪定枝予約ダイヤル ☎57-1166

受付時間 月～金曜日 8時15分～17時
(年末年始を除く)

- 収集は原則、申込をした日の次の水曜日です。
- 枝・幹・切り株が対象(袋に入れずひもで束ねてください。葉がついていても収集します)※竹も可
- 1本あたりの長さは1m以下、太さ1cmを超え20cm以下で1束あたりの直径は35cm以下としてください。
- 草、落ち葉、つる、木材、木製品等は出せません。

②リサイクル施設への直接持ち込み(無料)

(株)都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
(赤羽根3895)

■受付時間

月～土曜日 9時～12時、13時～16時

(年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休みを除く)

- 枝・幹・切り株・草・落ち葉・つるが対象の長さ、太さに制限なく搬入できますが、木材、木製品等は持ち込めません。※竹も可
- ひもや袋は持ち帰りとなります
- 搬入時には事前に搬入届出書をご記入いただき、氏名・住所を確認できるもの(免許証等)を提示してください。
- ※①、②いずれも土や石、針金などの異物は取り除いてください。
- ※①、②いずれも事業者は対象外です。
- ※有料となりますが、環境事業センターへごみとして持ち込むことも可能です。

使用済小型家電の回収にご協力をお願いします

大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています。

■種類

◎対象品目

30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの

◎対象にならない品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、特殊な取り外し工事が必要な品目(太陽光パネル等)、蛍光管、電球

■出し方

回収ボックスを市役所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンターなどの公共施設、イオン(茅ヶ崎中央店・そよら湘南茅ヶ崎)に設置しています。電池(バッテリー)を取り外し、個人情報必ず消去してから、回収ボックスに入れてください。投入口に入らない使用済小型家電または、ボックスが詰まる原因となる大きさのものは、「燃やせないごみ」へ出してください。



■宅配便による回収

市と連携している「リネットジャパンリサイクル(株)」では、宅配便による小型家電の回収サービスを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

URL <http://www.renet.jp/>

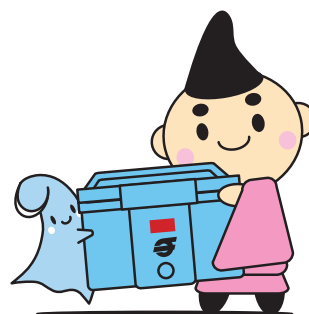
◎回収料金

パソコンを併せて出す場合は無料(1箱まで)

小型家電のみの場合 1760円(税込)

※別途処分費用がかかる場合があるため、リネットジャパンリサイクル(株)へお問合せください。

☎0570-085-800



ごみと資源物の 持ち込みについて

臨時にごみや資源物、剪定枝を 処分したいとき

引っ越しなどで臨時に多量にごみや資源物、剪定枝が出たときは、ごみは環境事業センターへ、資源物は寒川広域リサイクルセンターなどへ、剪定枝は株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所へ、直接搬入することができます。

搬入時の注意事項

- ◎搬入時は、市が指定するごみ袋を使用する必要はありません。
- ◎住所の確認できるもの(免許証など)を必ずお持ちください。
- ◎ごみや資源物をご自身で降ろしていただきますので、分別し、降ろしやすいように積んでお越しく下さい。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・ 特定大型ごみ・特定粗大ごみ

◎搬入先

環境事業センター 萩園836 ☎58-4299搬入車両は「全長5.2mまで」かつ「3t車まで」

◎受入時間

月～金曜日
9時～11時45分、13時～16時30分

◎自己搬入の手数料(一般家庭)

100kg以下 1回につき1400円
100kg超 1回につき1400円に10kg増すごとに
140円を加算

※計量は10kg単位です。

◎注意

ごみは必ず排出者自身で持ち込んでください。事情により親族等が搬入する場合は、必ず事前にご連絡ください。

搬入できないごみ(市で収集・処理できないもの)

塗料およびその溶剤、在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの、廃油(食用油を除く)、薬品(農薬を含む)、石綿、自動車(部品を含む)、オートバイ(部品を含む)、せっこう、タイヤ、バッテリー、瓦、石、砂、土、石膏製品、タイル、断熱材、コンクリートブロック、れんが、コンクリートの破片およびくず、そのほかの建設廃材、ソーラーパネル、太陽熱温水器、電気温水器、畳、便器、ピアノ、農業用機械、発電機、モーター、井戸ポンプ、電動車いす、電動式ベッド、スプリングマットレス(幅140cmを超えるもの)、ガス容器、耐火金庫、うす、漬物石、芝刈機(エンジン式のもの)、木(長さ2mを超えるものまたは直径20cmを超えるもの)、パソコン(プリンターなどの周辺機器を除く)、消火器(スプレー式消火具は除く)、充電式電池、ボタン電池(形式記号がBR又はCRを除く)。

そのほか、家電リサイクル法の対象品目(テレビ[ブラウン管式、液晶式・プラズマ式・有機EL]、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、保冷庫、冷温庫、ワイン庫、洗濯機・衣類乾燥機)。

資源物(びん・かん・ペットボトル、古紙類、 衣類・布類、プラスチック製容器包装類、 廃食用油、金属類(指定8品目)、剪定枝)

◎搬入先

- ①寒川広域リサイクルセンター(剪定枝以外)
寒川町宮山2524 ☎74-5547
- ②茅ヶ崎市資源分別回収協同組合(剪定枝以外)
今宿829 ☎57-8310
- ③株式会社都実業グリーンリサイクル
茅ヶ崎営業所(剪定枝のみ)
赤羽根3895 ☎55-2490

◎受入時間

- ①月～土曜日
9時～11時45分、13時～16時30分
- ②月～金曜日
9時～11時45分、13時～16時30分第1・3土曜日9時～11時45分(年末年始は別途お知らせします。)
- ③月～土曜日 9時～12時、13時～16時



くらし



古道具・骨董品 買取りいたします
古ければガラクタでも構いません

見積
無料

物置や押入れに眠っている古い物、ホコリだらけでもOK
お引越や家屋解体時にもご相談下さい

飾り屋

茅ヶ崎市
十間坂2-3-20

神奈川県公安委員会許可 第452670000506号

☎0120-89-6676



家庭用生ごみ処理機(手動式・電動式・消滅型)の購入補助制度

資源循環課

ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機(手動式・電動式・消滅型)の購入費の一部を補助しています。

購入日から1年以内に資源循環課へ申請してください。

- ・1世帯につき1台まで
- ・購入金額の1/3を補助(上限2万5000円。ただし、100円未満端数切捨て)

◎申請方法

資源循環課へ申請書類を持参する方法と郵送する方法にて申請を受け付けています。必要書類はお問い合わせください。

詳細は市ホームページをご確認ください。→



URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/recycle/1003313.html>

市で処理できないもの

家庭用パソコン

所有するパソコンのメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会までお問い合わせください。また、市の協定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)でも回収しています。使用済小型家電の回収ボックスでも回収しています。詳細はホームページをご覧ください。

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎ 03-5282-7685

リネットジャパンリサイクル(株)

URL <http://www.renet.jp/>

家電リサイクル法の対象品目

買い替え・廃棄の際は購入した店舗に依頼してください。その他処分できない場合もしくは対象品目をご不明の場合は、資源循環課または一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターまでお問い合わせください。

◎対象品目

テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、保冷庫、冷温庫、ワイン庫、洗濯機・衣類乾燥機

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640(フリーダイヤル)

消火器(スプレー式消火具は除く)

消火器は、2020年4月より市で収集・処分するものから、消火器メーカー等が実施している「廃消火器リサイクルシステム」による処理に変わりました。詳細は消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

消火器リサイクル推進センター

URL <https://www.ferpc.jp/>

【お問い合わせ】

株式会社長生運送 萩園1162 ☎58-5761

「こども110番! パッカーくん」が地域を見守ります

環境事業センター ☎57-0200



環境事業センターでは、子どもたちの安全の確保・子どもを被害者とする犯罪の未然防止・防犯意識の高揚を目的に、約30台のパッカー車(ごみ収集車)「こども110番! パッカーくん」がごみを収集しながら地域を見守っています。

子どもたちに限らず、身の危険を感じた場合などの緊急時には「こども110番! パッカーくん」に声をお掛けください。

自治会に入ろう！

市民自治推進課

市内にある135の各自治会では、防災や防犯、ごみの問題など暮らしに身近な課題に対して、行政と連携し、積極的に取り組んでいます。また、それぞれの地域の実情に合わせた特色豊かな活動を行い、近所での交流を深めています。

●環境美化・資源の活用

身近な地域がきれいに保てるよう、ごみや資源物の集積場所の維持管理などを行っています。

●防犯活動

ひったくりや車上ねらい、空き巣ねらいなどの犯罪を防ぐために、防犯パトロールを実施しています。また、子どもたちの安全を守るため、登下校時の見守りを行っています。

●コミュニケーションの場

納涼祭や地区運動会など、地域住民の親睦・交流を図るために、さまざまなイベントを開催しています。

●災害時の備え

地震や津波などの災害時に備えて、自治会を中心とした自主防災組織が活動しています。自主防災組織では、炊き出しや安否確認、避難所への移動などの防災訓練、防災用品の備蓄や管理などにより、「いざというとき」に備えています。

※自治会により活動内容は異なります。

Q&A

★自治会に入るにはどうしたら？

市民自治推進課にお問い合わせください。お住まいの地域の自治会長の連絡先をお伝えしますので、連絡して加入手続きをしてください。

★自治会費の使い道は？

災害対応の物品整備、ごみ集積場所のネット購入、自治会員同士の親睦イベント運営、広報紙発行など自治会活動に関する経費をはじめ、自治会館の修繕や建設のための積立金などが主にあげられます。詳しくは、各自治会にお問い合わせください。



下水道

下水道使用料

下水道河川総務課

各家庭などから排出された汚水を浄化するための下水道管、処理場などの維持管理費の一部に充てます。

◎対象

公共下水道を利用している方

◎納付

通常2か月ごとの水道使用水量に応じて計算し、水道料金と一緒に支払いいただきます(便利な口座振替をご利用ください)

受益者負担金

下水道河川総務課

公共下水道の整備により、新たに供用開始区域になったみなさんに、下水道の建設費の一部を負担していただく制度です。

◎対象

公共下水道整備区域内の土地所有者・地上権者など

◎納付

単位負担金額(450円)×土地の面積＝負担額対象となった年の6月から1年間4回分割、3年間12回分割(年4回)を選択できます(便利な口座振替をご利用ください)

水洗トイレで快適な生活を

下水道河川総務課

くみ取り便所や浄化槽から公共下水道に接続する工事(改造工事)には、次の制度を設けています。

①奨励金制度

公共下水道処理区域として告示後3年以内に改造工事をしていただいた方に奨励金を交付します。

②融資あっせん制度

本市指定の金融機関から工事費の融資が受けられるようにあっせんします(審査あり)。

トイレや流しなどがつまったときは

下水道河川管理課／下水道河川総務課

トイレや流しなどの水が流れないのは、管のつまりが原因と考えられます。お問い合わせの前に次のことを確認してください。

- ①マンション・アパートの場合、管理会社もしくは管理者にご相談ください
- ②個人住宅の場合、敷地内にある汚水の最後のます(公共下水道汚水ます)を探し、水が溜まっているかの確認をしてください



くみ
取り

◎水が溜まっていた場合

公共下水道本管や取付管(公共下水道本管へ接続している管)のつまりが考えられますので、下水道河川管理課へご連絡ください。

◎水が溜まっていなかった場合

敷地内の排水設備のつまりが考えられます。ここでのつまりは、個人での対応となりますので、排水設備指定工事店等にご相談のうえ対応をお願いします。

※茅ヶ崎市下水道排水設備指定工事店の一覧表を市ホームページに掲載しています

私道への公共下水道(汚水)の敷設

下水道河川建設課

一定の要件を満たしている私道に、公共下水道(汚水)を敷設します。

◎要件

- ①道路の形態をしていて日常的に使われている
 - ②建築基準法上の道路などである
 - ③分筆登記されている
 - ④私道沿いに、所有者が異なり、公道に面していない建築物(住居)が2棟以上ある
 - ⑤処理区域内に位置している
 - ⑥私道所有者全員の承諾を得ている
- ※上記は主な要件です。詳細な要件や手続きは下水道河川建設課までご相談ください

下水道の正しい利用を

下水道河川総務課

家庭の排水管を大切に

市が管理している公共下水道はみなさんの財産です。家庭の排水管はルールを守って適切に使用し、定期的に清掃するように心がけましょう。

🚰 ごみや油を流さない

生ごみ、野菜くず、油などは排水管を詰まらせ、悪臭や有害ガスを発生させる原因になりますので、流さないでください。

🚰 トイレに流していいのはトイレトーパーだけ

便器や排水管などを詰まらせる原因となるので、紙おむつや水に溶けにくいティッシュペーパーなどは水洗トイレに流さないでください。

し尿(浄化槽)くみ取り

し尿(浄化槽)汚泥のくみ取り

環境保全課

■し尿の清掃(簡易トイレ)

申し込みは環境保全課へ

※次のような場合は必ずご連絡ください

- ①新規にくみ取りを希望するとき
- ②水洗化や転居などでくみ取りをやめるとき
- ③出生、死亡、結婚などで世帯人数が変わったとき

■浄化槽の清掃

申し込みは環境保全課へ

◎実施回数

年1回以上(1年6か月以上清掃していない場合は手数料の割増あり)

浄化槽の維持管理

環境保全課

浄化槽の維持管理は、使用者に義務づけられているため下記3点の実施をお願いします。

■保守点検

浄化槽の機能を維持するために、機器の調整や消毒薬の補充などを実施しなければなりません(処理方式や処理対象人数により回数は異なる)。

※保守点検は市の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することができます

■法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているか確認するため、指定検査機関の検査を毎年1回受けなければなりません。

指定検査機関:

一般社団法人 神奈川県保健協会西湘支所

☎0463-73-0511

■清掃

申し込みは環境保全課へ

合併処理浄化槽への転換設置補助

下水道河川建設課

公共用水域の水質汚濁や生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業計画区域外の地域で単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切り換えをされる方に補助をしています。

※必ず事前に下水道河川建設課までご相談ください

緑化事業

グリーンバンク制度

公園緑地課

引っ越しや家の建て替えなどで不要となった庭木などを引き取り、堤樹木センターで公開し、ご希望の方に引き渡

神奈川県企業庁水道局登録工事店 茅ヶ崎市排水設備指定工事店

 **有限会社 サンスイ工業**

管工事

- 下水道工事
- リフォーム工事一式
- 給水給湯設備工事
- 浄化槽工事

茅ヶ崎市赤羽根538

☎(0467)51-7151

しています。引き取り可能な樹木の条件があります。

◎堤樹木センター 堤411

住宅・土地・道路

木造住宅耐震診断事業補助金

建築指導課

1981年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。耐震診断を行うことで、ご自宅の耐震性や補強方法、概算の工事費用が分かります。診断費用は一律10万8900円(税込)です。補助の条件などは、耐震診断を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

7万3000円

※世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは2万6000円の割り増しあり

木造住宅耐震補強事業補助金

建築指導課

木造住宅耐震診断事業補助金を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された場合、地震に備えて、早めの耐震補強をお勧めします。補助の条件などは、耐震補強工事を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

耐震補強費用の1/2(上限50万円)

※高齢者(65歳以上)などには20万円の割り増しあり

木造住宅除却事業補助金

建築指導課

木造住宅耐震診断事業補助金を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅を除却する場合、その除却に対する費用の一部を補助します。補助の条件などは、除却工事を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

①～③のうち最も低い額

①除却工事の見積額の1/2

②除却する住宅の延べ面積(平方メートル)×2万円の1/2

③上限36万円(茅ヶ崎市耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務・努力路線に接する住宅は上限45万円)

耐震シェルター等設置事業補助金

建築指導課

耐震シェルター又は耐震ベッドを設置することで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保することができます。補助の条件などは、契約を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

耐震シェルター等設置費用の1/2(上限25万円)

家具転倒防止金具等取付支援事業

建築指導課

地震発生時に早急な避難が困難な方がいる世帯を対象に、家具転倒防止金具などの取り付けを支援します。

※金具代等の実費をご負担いただきます。

危険ブロック塀等の撤去費補助金

建築指導課

災害時の避難や緊急車両通行の妨げにならないように、危険ブロック塀等の撤去費を補助します。

◎対象

ブロック塀等を所有している方で、以下のすべてに該当すること

①建築基準法に定義された道路等に面するブロック塀等

②道路等からその上端までの高さが0.8mを超えるものを、0.8m以下まで撤去するもの

③市税の滞納がないこと

(注)その他、詳細の条件あり

◎補助金額

①～③のうち最も低い額

①撤去工事の見積額(消費税を除く)

②撤去する塀等の部分の見付面積×6000円/平方メートル

③上限20万円(世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは上限30万円)

◎利用方法

ブロック塀等の面している道路の種類によって、補助金等の申請先が異なります。また、現地の状況によっては、補助の対象とならないこともあります。詳しくは、工事着手前にまず、建築指導課にご相談ください。

感震ブレーカー設置費補助金

都市政策課

地震時に発生する火災のうち、約6割が電気火災とされ、防止するには地震の揺れを感知し、自動的にブレーカースイッチを落とす感震ブレーカーの設置が有効です。市は、自治会で行う感震ブレーカー普及活動に対し、補助金を交付しています。設置を希望される方は、お住まいの地域の自治会へご相談ください。

◎対象

自治会

◎補助金額

対象機器の本体価格(税込)の2/3(上限3000円)



くらし

「住まい制度」ガイド

都市政策課

住まいに関する市の制度や支援メニューを分類してご案内しております。

◎閲覧場所

都市政策課ホームページ



住まいの相談窓口 空き家活用等マッチング制度 空き家バンク制度

都市政策課

■住まいの相談窓口

住まいに関する悩みについて、内容をうかがい、適切な担当課や協定を結んだ関係機関・関係団体にお繋ぎします。

■空き家活用等マッチング制度

空き家などの所有者と、地域の活性化や課題解決を図るための活動場所に悩んでいる空き家活用希望者(非営利団体)をお繋ぎします。

■空き家バンク制度

空き家の所有者が物件を登録することで、空き家利用に特化した需要層に向けて物件情報を提供できる制度で、バンクを介して両者をお繋ぎします。

◎いずれも受付時間

月～金曜日 8時30分～17時

◎いずれも受付場所

都市政策課

狭あい道路の整備(セットバック)

道路管理課

狭い道路の整備を進めるため、幅4m未満の道路に面した家屋の新築・増改築をする場合、道路後退(セットバック)が必要になります。後退した部分は市で買い取るか、市への寄付をお願いしています。

ブロック塀や生け垣などの補償や自主的な後退にご協力いただける方の相談も受け付けています。

道路の穴あきなどを見つけたときは

道路管理課

道路(市道)の破損や側溝のつまりなど、お気付きの点がありましたらご連絡ください。補修や清掃などを行います。

市の道路・水路との境界確認

建設総務課

市の道路・水路に接した土地には、境界標が埋設されています。家屋の新築・改築、塀の新築・改修工事をする際には、境界標をしっかりと確認し、亡失や移動させないように注意して、工事をするようお願いします。なお、境界標が確認できない場合は、建設総務課までご相談ください。

市の道路・水路の売払い

建設総務課

私有地に隣接もしくは宅地の中に取り込まれている道路や水路で現況が機能していないものについて、不用な財産の有効活用の視点から市では積極的に売却を進めています。取得を希望される方は、建設総務課までご相談ください。

市営住宅

建築課

募集の時期など、詳しくは建築課へお問い合わせください。

名称	所在地
香川住宅	香川1-13、14
高田住宅	高田2-14
菱沼住宅	菱沼2-12
今宿住宅	今宿243-3
松林住宅	松林3-9-28
小和田住宅	小和田3-2-44
つつじハイム香川	香川6-9-1
つつじハイム香川第2	香川6-10-33
つつじハイム菱沼	菱沼2-11-26
つつじハイム松林	松林2-11-3
つつじハイム萩園	萩園2352-1
つつじハイム萩園第2	萩園1623-1
つつじハイム西久保	西久保740-3
コンフォール茅ヶ崎浜見平	浜見平14-2の一部
コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	浜見平13-4の一部
コンフォール茅ヶ崎浜見平第3	浜見平13-7の一部

◎県営住宅の問い合わせ

(一社)かながわ土地建物保全協会公営住宅課
入居者募集担当 ☎045-201-3673

◎UR都市機構住宅の問い合わせ

UR藤沢営業センター ☎0466-50-0061

衛生・ペット

犬を飼うとき

保健所衛生課 ☎38-3317

■犬の登録

生後91日以上犬を飼っている方は、市への登録が義務づけられています。なお、マイクロチップを装着し、かつ犬の情報を環境省指定登録機関に登録すると、手数料が

不要となる場合があります(特例制度犬)。

◎犬の登録手数料

3000円

※犬が死亡したときや、所有者・住所などの登録内容が変更になったときはご連絡ください。なお、特例制度犬は環境省指定登録機関への変更登録により手続きが完了します。

■狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、年1回予防注射を受けなければなりません。注射は毎年春に実施する集合注射や各動物病院で受けることができます。

◎注射済票交付手数料

550円

ペットの相談

保健所衛生課 ☎38-3317

■飼えなくなったペットの相談

まずはご自身で新たな飼い主を探してください。どうしても飼えなくなったペットについてはご相談ください。

■犬・猫の譲渡、犬のしつけ相談

犬・猫の譲渡会や犬のしつけ相談を定期的に行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

・神奈川県動物愛護センター ☎0463-58-3411

犬・猫などの愛護小動物の死体処理

環境事業センター ☎57-0200

道路などで犬・猫などの死体を見つけた方は連絡してください。なお、飼い主のいる犬・猫などの死体は有料で収集・処理をしています。骨はお返しできません。

◎手数料(飼育動物のみ)

- ・市が収集する場合7150円(1体)
- ・市の指定する処理施設へ持ち込む場合4830円(1体)
- ・野生鳥獣などは無料です。

◎問い合わせ

月～金曜日

環境事業センター ☎57-0200 8時15分～17時

土・日曜日

動物愛護の会 ☎53-2241 9時～17時

スズメバチの巣の駆除

保健所衛生課 ☎38-3317

ハチの中でも毒性が強く、生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、駆除をしています(無料)。お困りの際はご連絡ください。なお、巣の場所が判明していない場合は対応できません。

その他のハチの巣は、市では駆除していません。害虫駆除業者に相談をするか、ご自身で巣の駆除をするようにしてください。アシナガバチなどは市販の殺虫剤で比較的簡単にできますが、作業には十分注意してください。



▲スズメバチの巣

エコな暮らし

環境政策課

「ちがさきエコネット」で省エネ生活を実践!

市の環境情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット」は、家庭で参加して、楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。

サイトに登録し、電気・ガスなどエネルギー使用量を入力すると二酸化炭素排出量を知ることができます。

また、使用量を毎月記録・比較することでエネルギーの使いすぎや無駄を見つけやすくなります。



「ちがさきエコネット」画面

ぜひ、「ちがさきエコネット」を利用して、環境にも家計にもやさしい省エネ生活を実践してみてください。

ちがさきエコネット→



環境に配慮した設備などへの補助金等

地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギー・省エネルギー設備・電気自動車などの導入費用の一部の補助等の制度があります。

補助メニュー等	問い合わせ先
子育てエコホーム支援事業 (住宅の省エネ改修等への補助)	住宅省エネ2024 キャンペーン 補助事業合同 お問い合わせ窓口 ☎0570-055-224
先進的窓リノベ2024事業 (高性能な断熱窓への改修への補助)	
給湯省エネ2024事業 (高効率給湯器導入への補助)	
賃貸集合給湯省エネ2024事業 (既存賃貸集合住宅の省エネ型給湯器導入への補助)	

初期費用負担なしで住宅に太陽光発電設備を設置する「0円ソーラー」	神奈川県環境農政局 脱炭素戦略本部室 (家庭グループ) ☎045-210-4115
太陽光発電や蓄電池の共同購入事業	
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	一般社団法人次世代自動車振興センター ☎0570-001-136

※補助金申請が予算上限に達し次第、受付を終了します。
※受付期間がある事業もあります。詳細は各問い合わせ先にて確認してください。

勤労者に対する福祉制度

産業観光課

勤労者生活資金融資制度

勤労者の生活安定および充実に資するために必要な資金を融資する制度です。

◎対象

勤労者で、市内に在住または市内の事業所に勤務している方(その他条件あり)

◎限度額

300万円

◎資金用途

次のいずれかに該当すること

- ①自動車などの耐久消費財の購入
- ②教育または医療に要する費用
- ③冠婚葬祭に要する費用
- ④家屋の増改築または家屋の附帯設備に要する費用
- ⑤育児休業または介護休業の期間中の生活に要する費用
- ⑥職業能力開発に要する費用
- ⑦ボランティア活動に要する費用
- ⑧余暇活動に要する費用

◎返済期間

融資の日から10年以内

◎融資利率

教育費は年1.0%、家屋の増改築または家屋の附帯設備に要する費用は年1.0%、育児・介護休業中の生活費は年1.0%、自動車に要する費用は1.0%、その他は2.0%、別途保証料がかかります

「シェアサイクル」

市内を含む湘南地域では、スマートフォンアプリ(HELLO CYCLING)を活用して自転車の貸出し、返却ができるシェアサイクルが設置されています。観光や通勤通学の際に、ぜひご利用ください。

〔貸出時間〕

24時間

〔料 金〕

利用時間によって算出

〔その他〕

- ①料金は自転車の種類によって異なります。
- ②利用にはアプリの登録(無料)が必要です。

〔問い合わせ〕

江ノ島電鉄(株)

☎0466-53-8461(マイクロモビリティ部)



自動車駐車場

■ 茅ヶ崎第2～第4駐車場

名称	電話番号	種類	利用時間	一時利用の料金体系		収容台数
①市役所本庁舎駐車場 (茅ヶ崎第2駐車場) 茅ヶ崎1-1-1	0120-77-8924 タイムズ コンタクト センター	普通 自動車等	0時～24時	24時間までごとに1000円		79台
				8時～22時	22時～8時	
				30分までごとに100円	60分までごとに100円	
②総合体育館駐車場 (茅ヶ崎第3駐車場) 茅ヶ崎1-9-63	0120-77-8924 タイムズ コンタクト センター	普通 自動車等	0時～24時	24時間までごとに900円		72台
8時～22時				22時～8時	内身障者用 4台	
③市民文化会館駐車場 (茅ヶ崎第4駐車場) 茅ヶ崎1-11-1				30分までごとに100円	60分までごとに100円	37台 内身障者用 3台

※1普通自動車等とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車(5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る)

※2茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場は、各併設施設専用の駐車場ではございません。そのため、ご利用駐車場が満車等により、入庫までに時間を要する場合には、空いている駐車場をご利用ください。3つの駐車場いずれかに駐車していただき、市役所等の周辺公共施設をご利用いただいた場合には、各施設に設置している減免機に駐車券を通していただくと、駐車時間が1時間無料となります。

※3混雑している場合には、空いている駐車場をご利用ください。空き状況については、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線に設置している満空表示看板でご確認いただけます。



●減免(駐車料金の免除)について

市役所・コミュニティホール、総合体育館、市民文化会館の利用者は原則として、各施設に設置している減免機に駐車券を通していただくと駐車時間が1時間無料になります。また、特に配慮が必要な方は、全ての利用時間を無料にします。要件にかかった時間全ての駐車料金が免除となる方の主な例

- ①市主催、市共催会議などの出席者(市の依頼でご出席いただいた方)
- ②市主催、市共催事業の従事者(3台まで)
- ③「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「難病の患者に対する医療等に関する法律の医療受給者証」「児童福祉法の医療受給者証」の交付を受けている方と同行する補助者

第2駐車場で 電気自動車を充電できます

【第2駐車場】
〈急速充電器〉

◎場所

本庁舎南側

出入り口付近

◎利用可能台数

1台

※利用状況等は市HPで



④ 東海岸南自動車駐車場

利用区分	利用時間および利用料金(回数券もあります)				
普通自動車 1回1台	1月～6月 9月～12月	7月～8月		14時以降に利用する場合	
		7月～8月		7月～8月	
	8時30分～17時	7時～18時		14時～18時	
	平日・土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
	520円	1040円	1570円	520円	730円

◎利用日

1月1日～3日を除く毎日

◎所在地

東海岸南6-4-60 ☎82-1911

◎問い合わせ

茅ヶ崎市シルバー人材センター ☎88-2388

※混雑状況は茅ヶ崎市シルバー人材センターまたは、市HPで



自転車駐車場

自転車駐車場

茅ヶ崎市シルバー人材センター ☎88-2388

◎利用日

1月1日～3日を除く毎日

◎利用時間

6時～22時 ※⑤は7時～22時

◎使用料

- ・自転車…1日1回100円
1か月定期1570円(学生1250円)
- ・原動機付自転車…1日1回200円
1か月定期2610円

公益財団法人自転車駐車場整備センター

☎03-6262-5322

名称	所在地	電話
⑩香川自転車駐車場 原付 125	香川4-42-5	82-7547

原付…原動機付自転車も駐車可

125…125cc以下のバイクも駐車可

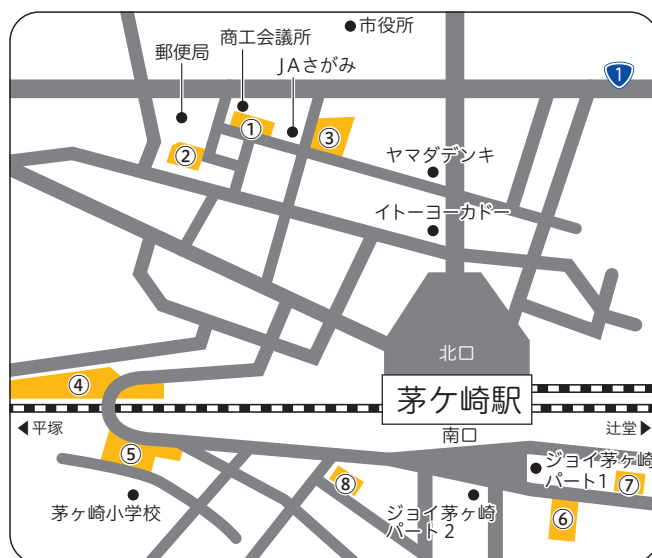
臨時自転車置場

安全対策課

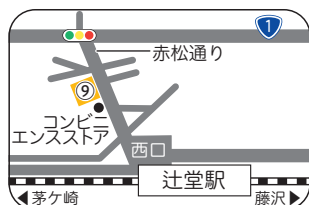
24時間、毎日無料で利用できます。

名称	所在地
⑪北茅ヶ崎臨時 原付	茅ヶ崎547

原付…原動機付自転車も駐車可



名称	所在地	電話
①新栄町第一	新栄町13-45	58-6689
②新栄町第二	新栄町13-45	
③新栄町第三	新栄町12-12 (茅ヶ崎トラストビル地下1階)	
④ツインウェイヴ北 原付 125	新栄町3-34	57-2225
⑤ツインウェイヴ南	共恵1-9-15	
⑥幸町 原付	幸町21-7	83-6079
⑦幸町第二	幸町3-24	
⑧共恵	共恵1-2-13	
⑨本宿町 原付 125	本宿町11-59	52-2861



放置自転車などの保管場所

安全対策課

放置禁止区域に放置された自転車や原動機付自転車
は、警告札を取り付けた後、西久保臨時放置自転車等保
管場所に移動します。保管期間は2か月で、期間内に引き
取りのないときは処分します。

西久保臨時放置自転車等保管場所 ☎57-6432

◎所在地

西久保2009-1

◎返還日・時間

水・土曜日(年末年始を除く)

11時～15時30分

◎茅ヶ崎駅北口からバスのご案内

乗車…6番乗り場(今井薬局前)

茅25系統(円蔵)寒川駅南口行き

茅26系統(矢畑・寒川駅南口)文教大学行き

下車…西久保バス停留所(バス停から徒歩8分)

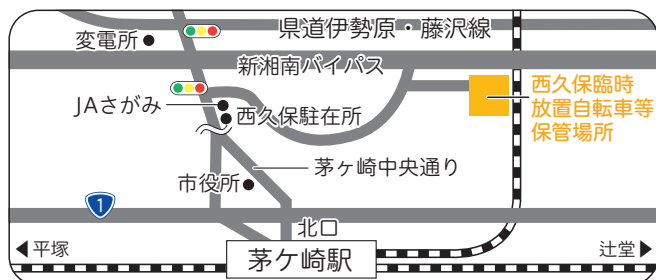
◎返還に必要なもの

①自転車などの鍵

②引取通知書

③身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証な
ど)

④引き取り料(自転車2090円、原付50cc 4190円)



自転車はルールとマナーを守って運転

市内では、自転車事故が多く発生しています。
ルールを守って、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

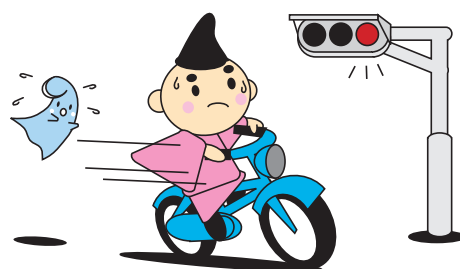
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用

※自転車を離れるときは必ず鍵をかけましょう



く
ら
し





相談

各種相談

市民相談課での相談

場所 市役所本庁舎2階

※の相談は相談日の前日15時までに予約がない場合、相談を開設しないことがあります。寒川町町民相談室の相談を除きます。

■市政全般、国・県政など

相談名	相談内容	相談員	日時
市民相談	相続・贈与、民事その他の問題 (電話相談可)	市職員、市民相談員	月～金曜日 8時30分～17時
行政相談(予約制)	国・県・市などへの苦情・要望	行政相談委員	第2・4水曜日13時～15時

■法律、税務など

相談名	相談内容	相談員	日時
法律相談(予約制)※	相続、金銭、借地・家などの法的な問題	弁護士	火・木曜日、第1・3月曜日 10時～15時30分
税務相談(予約制)※	相続・贈与、土地の売買などの税金問題	税理士	第1・3水曜日、第4木曜日 13時～16時
司法書士相談(予約制)※	不動産・商業登記、成年後見制度登記などの手続き	司法書士	第2火曜日 13時～16時
			寒川町町民相談室 ☎74-1111 第2金曜日 13時～16時
公証相談(予約制)※	契約・遺言を公正証書として作成したいとき	公証人	第2月曜日 13時～16時
不動産相談(予約制)※	相続・贈与、地代・家賃の更新など	不動産鑑定士	第1金曜日 13時～16時
		宅地建物取引士	第3金曜日 13時～16時
人権相談(予約制)※	夫婦・近隣でのトラブルやいじめなど	人権擁護委員	第2金曜日、第4火曜日 13時～16時
分譲マンション管理相談(予約制)※	管理組合の規約改正、修繕計画など	マンション管理士	第2金曜日 13時～16時
遺言書と終活の相談 (行政書士相談) (予約制)※	相続、遺言等書類、農地・墓地手続きの相談	行政書士	第4月曜日 13時～16時
多重債務法律相談(予約制)※	多重債務問題についての法的解決を図りたいとき	弁護士	第2月曜日、第4金曜日 13時15分～16時15分

程島利通法律事務所 (神奈川県 弁護士会所属)

法律相談

弁護士による最適な助言、判断、訴訟代理等が受けられます。先ずはお気軽にご相談下さい。

■営業時間／平日9:30～18:00 ■定休日／土曜・日曜・祝日

※平日時外・日曜相談に关してはお問合せ下さい。

元町4-9-1 林本ビル3F (JR茅ヶ崎駅より徒歩5分)

☎(0467)86-5217 FAX(0467)58-0541



■ 建築紛争、安全など

相談名	相談内容	相談員	日時
建築紛争相談(予約制)※	中高層建築に係る紛争の調整	建築紛争相談員	原則第3水曜日 13時～16時
市民安全相談	家庭内の暴力、民事介入暴力など	市民安全相談員 (電話相談可)	月～木曜日 9時～16時
交通事故相談	交通事故に関する相談		
防犯相談	防犯対策、地域防犯活動についての相談		
犯罪被害者等支援相談	犯罪被害に関する相談 (電話相談可)	市職員	月～金曜日 8時30分～17時
		被害者支援 自助グループ ピア・神奈川	第1・3水曜日 10時～15時

消費生活センターでの相談

場所 市役所本庁舎2階

相談名	相談内容	相談員	日時
消費生活相談	悪質商法、事業者との契約トラブルなど(電話相談可)	消費生活相談員	月～金曜日 9時30分～16時
			寒川町消費生活相談室 ☎74-1111 月・木曜日 10時～16時 (受付は15時まで)
多重債務相談	多重債務問題の解決方法など	市職員、消費生活相談員	月～金曜日 8時30分～17時
家計あんしん相談 (予約制)	家計や生活設計、保険など(事前にデータ記入シートを提出していただきます)	ファイナンシャルプランナー	第1木曜日、第3木曜日 11時～11時50分、 13時～14時50分
消費生活法律相談 (予約制)	消費生活に関する法的な相談 (事前に消費生活相談を受けていただきます)	弁護士	偶数月の第2金曜日 13時～16時



相談

市立病院での相談

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
がんに関する相談	がんの治療について(自宅での療養や介護に不安がある、治療や手術にかかる費用が心配など)	がん相談員	月～金曜日 8時30分～17時 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く)	がん相談支援センター (茅ヶ崎市立病院内) ☎52-1111 「がん相談」とお伝えください。



保健所での相談

健康・医療に関する相談

相談名	相談内容	日時	連絡先
性感染症相談	性感染症に関する個別相談	随時	保健所保健予防課 (感染症対策担当) ☎38-3321
精神科医師による こころの健康相談	精神的な不安や悩みを抱える方とその家族 の相談 もの忘れなどで悩んでいる方とその家族の 相談	月2回 14時～17時(予約制) ※精神保健福祉士等に よる相談は随時	保健所保健予防課 (保健対策担当) ☎38-3315
医療安全相談窓口	市内および寒川町の医療機関を受診する方 や家族からの医療に関する相談	毎週月・木曜日 8時30分～12時・ 13時～16時 (祝日、年末年始を除く) ※月曜日が祝日の場合 は翌火曜日	保健所地域保健課 (医療安全相談窓口) ☎38-3318
禁煙サポート	個別面接相談で喫煙習慣を振り返り、その 人に合った禁煙方法を提案、その後面接・ 電話・メールなどで支援	随時	保健所健康増進課 ☎38-3331
大人の健康相談	保健師と管理栄養士による健康に関する個 別相談	随時	保健所健康増進課 ☎38-3331

生活衛生に関する相談

相談名	相談内容	日時	連絡先
食品に関する相談	食品営業施設に関する相談、食品の安全 性・表示に関する相談	随時	保健所衛生課 (食品衛生担当) ☎38-3316
飲料水の衛生相談	井戸水など飲料水の相談	随時	保健所衛生課 (環境衛生担当) ☎38-3317
住まいの衛生相談	住環境についての相談(衛生害虫などの相 談)	随時	
犬・猫等の飼育相談	犬や猫の飼育相談など	随時	



その他の相談

■ 仕事上の悩みや求職などの相談・カウンセリング

※勤労市民会館の詳細はP.113をご覧ください

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
就職・就労サポートコーナー (先着順)	就職・転職・就労継続の相談やアドバイス	キャリアコンサルタント	月～金曜日 10時～12時、 13時～16時 (休館日、祝日を除く) 1枠30分	勤労市民会館 ☎88-1331
個別仕事相談	求職者の相談 / 就活・転職・就労 / 求人側の相談 / 採用・人事問題	キャリアコンサルタント	第1～4土曜日各13時・14時・15時の全12枠	
夜間個別仕事相談 (夜間に相談される方)	求職者の相談 / 就活・転職・就労 / 求人側の相談 / 採用・人事問題	キャリアコンサルタント	第1～4木曜日各18時・19時・20時の全12枠	
社会保険労務士による相談会	年金・社会保険制度全般労働問題全般	社会保険労務士	第2・4土曜日 / 第3水曜日(ただし第4土曜日と同一週の場合は第2水曜日) 各13時・14時の全6枠	
一般職業相談	求人票の閲覧と職業相談	公共職業安定所職員	月～金曜日の 9時～16時30分 (休館日、祝日を除く)	茅ヶ崎市ふるさとハローワーク (勤労市民会館内) ☎86-0562



■ 女性のための相談

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
女性のための相談室 (面談・法律相談は予約制)	夫婦・家族・交際相手などの人間関係・生活上の悩み	女性相談員	電話…月～金曜日 10時～16時 面談…月～金曜日 10時～16時 (第2・第4水曜日 13時～16時を除く)	女性のための相談室 (多様性社会推進課男女共同参画担当) ☎84-4772
		女性弁護士	法律…第2・4水曜日 13時～16時	

相談



■子育て・教育

※ 赤ちゃん・育児の相談は P.74～80をご覧ください

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
「通級指導教室」 教育相談	(ことばの教室) 小学校児童のこと ばの発達で気にな ること (そだちの教室) 小学校児童の社会 性などのそだちで気 になること	「通級指導教室」 担当教員	学校開校日の 8時30分～17時	(ことばの教室) ・ 東海道線より北側の地域の 小学校に通う児童 梅田小学校 ☎85-1124 ・ 東海道線より南側の地域の 小学校に通う児童 茅ヶ崎小学校 ☎83-4597 (そだちの教室) ・ 東海道線より北側の地域の 小学校に通う児童 鶴が台小学校 ☎52-3006 ・ 東海道線より南側の地域の 小学校に通う児童 緑が浜小学校 ☎88-5005
幼児の ことばの教室	幼児のことばに関 する個別の指導と 援助	幼児のことばの教 室指導員	学校開校日の 9時～16時	こどもセンター ☎84-0505
就学相談 (予約制)	障がいのあるこども の就学に関する相 談	就学相談担当 指導主事	月～金曜日 9時～17時	学校教育指導課
青少年相談 一般教育相談	学校生活全般に関 する相談や、非行 問題や親子関係な どに関する相談	一般教育相談員、 青少年相談員	電話相談 月～金曜日 9時～18時 面接相談(予約制) 月～金曜日 10時～16時20分	教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎86-9963～4
「こころ」の 電話相談	情緒不安、不登校 などに関する相談	心理相談員等		教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎57-1230 17時以降☎86-9963
「いじめ」 電話相談	自分や友人に対す るいじめの悩みに 関する相談			教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎82-7868 17時以降☎86-9963
「そだち」の 電話相談	子どもの発達に関 する相談			教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎86-1062 17時以降☎86-9963



■福祉

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
生活自立相談	経済的な問題についての相談、各種支援制度の案内、就労支援など	自立相談支援員	月～金曜日 8時30分～17時 (年末年始、祝日を除く)	生活自立相談窓口 (市役所分庁舎2階) 地域福祉課
障がい者 職業相談 (予約制)	障がい者の就職相談	公共職業安定所 職員	第3金曜日 13時30分～15時30分	障がい福祉課
	障がい者の就労相談	湘南地域就労 援助センター職員	第1金曜日 13時30分～15時30分	
在宅ケア 相談窓口	在宅医療や介護につい ての相談	在宅ケア相談窓口の 担当職員	月～金曜日 8時30分～17時 (年末年始、祝日を除く)	高齢福祉課 (在宅ケア相談窓口担当) ☎38-3319(直通)

■生きているのがつらいと感じたときの相談

相談名	相談時間	連絡先
精神保健福祉士等に よるこころの健康相談	月～金曜日(年末年始・祝日除く) 8時30分～17時	保健所保健予防課(保健対策担当) ☎38-3315
こころの電話相談	24時間、365日	神奈川県精神保健福祉センター ☎0120-821-606(無料)
川崎いのちの電話	24時間、365日	社会福祉法人川崎いのちの電話 ☎044-733-4343
横浜いのちの電話	24時間、365日 スペイン語・ポルトガル語 水10時～21時／金19時～21時／ 土12時～21時	社会福祉法人横浜いのちの電話 ☎045-335-4343 スペイン語(español) ☎0120-66-2477 ポルトガル語(português) ☎0120-66-2488
自死遺族電話相談	水・木曜日(年末年始・祝日を除く) 13時30分～16時30分	神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-6937



相談

■がいこくじんそудん

そудんめい	そудんないよう	そудんできる「ようび」と「ことば」	れんらくさき
がいこくじん そудん	①いっばん・ほうりつ ②きょういく	①かようび～きんようび 9じ～16じ(ほうりつ:13じ～16じ) えいご、ぼるとがるご、ちゅうごくご、 かんこくご・ちようせんご、すぺいんご、 べとなむご ②かようび～どようび 10じ～16じ30ふん たがろぐご、ぼるとがるご、ちゅうごくご、 すぺいんご、べとなむご、 やさしいにほんご ほーむぺーじをみてください。 https://www.earthplaza.jp/	あーすぷらざ ①☎045-896-2895 ②☎045-896-2972 ✉soudan1@earthplaza.jp



高齢者のためのサービス・地域支援事業

高齢者のためのサービス・地域支援事業

高齢福祉課

■高齢者いつでも安心電話

24時間365日、看護師やケアマネジャーなどの専門資格を持った職員が、介護・健康・医療などに関する電話相談に対応します。相談内容に応じて、適切な専門相談窓口を案内します。フリーダイヤルのため、通話料金はかかりません。

☎0120-155-886

■茅ヶ崎市暮らしを支える地域の情報サイト

暮らしを支える地域の情報サイトでは、市内の相談窓口、買い物支援(宅配)、ミニデイサロン、高齢者のための優待サービス協賛店舗、医療機関・薬局などの情報を地図上で見ることができます。掲載情報は随時更新していきます。以下の二次元コードまたは市ホームページ「シニア向け情報」に掲載しているリンクからご利用いただけます。



■高齢者のための制度

	対象	内容
緊急通報装置貸与	おおむね65歳以上の一人暮らし・高齢者のみ・長時間にわたり同居家族が不在となる世帯に属する方で、現病歴・既往歴などにより日常生活に注意が必要な方	緊急事態が発生したときに迅速な救援体制がとれるように緊急通報装置を貸与します。費用は設置した月から月額500円(生活保護世帯は無料)。※5分以内に駆けつけ可能な協力員を2人以上登録することが必要です。
寝具類等丸洗いサービス	寝たきりの高齢者および認知症高齢者で失禁のある方	年4回、寝具の丸洗いを行います。費用は800円(生活保護世帯は無料)。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり必要となる費用を負担することが困難な方	費用の負担が困難と認められる方に対し、成年後見制度を利用するにあたり必要となる費用の全部又は一部を助成します。
後期高齢者医療制度(保険年金課)	① 75歳以上の方 ② 65歳以上で一定の障がいのある方	医療機関を受診したとき、後期高齢者医療被保険証を提出することにより医療費の自己負担割合が原則1割(現役並みの所得がある方は3割)となります。



有限会社

茅ヶ崎ケアサービス

やさしい言葉と愛の手を!

介護保険外サービスにも対応致します。お気軽にご相談ください。

在宅介護

家事手伝い

家政婦(夫)紹介

介護保険指定事業部
障害福祉指定事業部

☎(0467)89-3577

有料職業紹介事業部

☎(0467)82-2448



茅ヶ崎市東海岸北3-11-60
厚生労働大臣許可(14-ユ-080006)

■介護をする家族のためのサービス

	対象	内容
家族介護支援一時入所 (特別養護老人ホーム)	介護保険法に規定する要支援者・要介護者に該当する高齢者を介護している家族	介護者の疾病、事故、災害などの社会的理由により、在宅生活を継続していくことが一時的に困難となった場合に、特別養護老人ホームでの短期間(30日以内)の宿泊による日常生活の支援を行います。要支援・要介護状態区分の1か月の支給限度額内での利用可能日数を優先します。要介護状態区分によって利用料が異なります。
介護用品支給サービス (紙おむつ等の支給)	介護保険の要介護状態が要介護4または要介護5の高齢者を在宅で介護しており、要介護者及び介護者がともに市民税非課税世帯に属すること	市の委託業者が毎月定数の紙おむつ、尿取りパッドを宅配します(無料)。
認知症高齢者早期発見 位置お知らせサービス (GPS 装置貸与)	おおむね65歳以上で、行方不明となるおそれのある認知症高齢者を在宅で現に介護している家族	認知症高齢者が実際に行方不明になった時に、早期に発見できるよう位置探索機器(GPS)を貸与します。初期費用無料。月額利用料自己負担あり。 ※SOS ネットワークへの登録が必要です。
認知症等行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業	①65歳以上で認知症等のため行方不明となるおそれのある方 ②65歳未満で若年性認知症等により市長が特に必要と認める方	認知症等のため行方不明となるおそれのある高齢者等の特徴を事前に登録しておくことで、実際に行方不明になった時に一刻も早く発見・保護し、高齢者の生命と安全を守るとともに、家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります(無料)。

■老人憩の家・老人福祉センター

大広間などを借り、レクリエーション等の活動ができる施設です。60歳以上の方の利用は原則として無料です。利用方法については施設へ直接お問い合わせください。

名称	所在地	電話	休館日
老人憩の家	皆楽荘	堤1928-1	毎週月曜日 (祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、 年末年始
	浜須賀会館	松が丘2-8-63	
	萩園いこいの里	萩園1215-4	
	しおさい南湖	南湖6-15-13	

名称	所在地	電話	休館日
老人福祉センター	新栄町13-44 (さがみ農協茅ヶ崎ビル3階)	☎85-3536	第2月曜日 (祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、 年末年始



健康・福祉



ツクイ茅ヶ崎浜見平
訪問介護・訪問入浴

茅ヶ崎市浜見台平11-1
BRANCH茅ヶ崎2-D ☎(0467)89-6065

福祉に・ずっと・まっすぐ



ツクイは人生100年
幸せに生きる時代を
創造します。





ツクイ茅ヶ崎室田
デイサービス・居宅介護支援

茅ヶ崎市室田2-14-12 ☎(0467)55-1252

■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が連携し、高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護、介護予防、保健医療などのさまざまな相談に対応します。

地域包括支援センター 一覧

名称	所在地／電話番号	地区名	該当する自治会名
茅ヶ崎地区地域包括支援センターゆず	新栄町13-48 ワラシナビル1階 ☎84-5830	茅ヶ崎	本町第一、本町第二、本町第四、茅ヶ崎グリーンハイツ、パークタウン茅ヶ崎、パークタウン茅ヶ崎第二住宅、元町第一、元町第二、新栄町第一、新栄町第二、十間坂、矢畑南、ニューライフ、茅ヶ崎グランドハイツ、藤和茅ヶ崎ハイタウン、藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎、パークスクエア湘南茅ヶ崎、レクセルマンション茅ヶ崎、ザ・パークハウス茅ヶ崎
茅ヶ崎南地区包括支援センターつむぎ	幸町5-8 茅ヶ崎メディカルケアセンター2階 ☎55-5291	茅ヶ崎南	若松町幸、共恵中央、共恵東、幸町、共恵海岸通り、中海岸
南湖地区地域包括支援センターれんげ	南湖5-10-6 ☎88-1380	南湖	茶屋町、鳥井戸、上町、中町、下町、新南湖
海岸地区地域包括支援センターあい	東海岸南2-6-14 長尾ビル3階 ☎88-1716	海岸	東海岸北一丁目、東海岸北二丁目、東海岸北三丁目、東海岸北四丁目、東海岸北五丁目、東海岸南一丁目、東海岸南二丁目、東海岸南三丁目、東海岸南四丁目、東海岸南五丁目、東海岸南六丁目、パシフィックガーデン茅ヶ崎
鶴嶺東地区地域包括支援センターさくら	矢畑1427-1 ☎81-4082	鶴嶺東	円蔵、矢畑、西久保、浜之郷、下町屋、TBS、サニータウン茅ヶ崎、ホームタウン茅ヶ崎、ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ
鶴嶺西地区地域包括支援センターみどり	萩園2360-1 鶴嶺西コミュニティセンター内 ☎84-0775	鶴嶺西	萩園、新田、今宿、今宿グリーンハイム、コスモ茅ヶ崎プレシオ、萩園サンハイム、ファミリー茅ヶ崎、第一ハイツ茅ヶ崎、ライオンズマンション茅ヶ崎第三、リステージ茅ヶ崎ソインマークス
湘南地区地域包括支援センターすみれ	浜見平11-1 ハマミナーナ内 ☎84-6321	湘南	中島、柳島、松尾、浜見平団地、松風、エクシード茅ヶ崎、ベルパーク湘南茅ヶ崎、グランヴァーク茅ヶ崎
松林地区地域包括支援センターくるみ	高田4-2-18 アート茅ヶ崎 ☎50-0341	松林	菱沼、室田、上赤羽根、中赤羽根、下赤羽根、高田、ニュータウン茅ヶ崎、ショクサンビラ、オクトス湘南茅ヶ崎
湘北地区地域包括支援センターあかね	香川3-21-26 ☎55-1535	湘北	甘沼、香川、松風台、鶴が台団地、鶴が台一街区、ライトタウン茅ヶ崎、みずぎ
小和田地区地域包括支援センター青空	小和田3-2-44 市営小和田住宅外複合施設内 ☎55-2360	小和田	新宿、本宿、赤松町、赤松、菱沼小和田、プランヴェール湘南茅ヶ崎



医療法人 徳洲会
介護老人保健施設

茅ヶ崎 浜之郷

確かな技術とまごころのケアサービス

☎(0467)57-2666

浜之郷8-1
徳洲会浜之郷

検索

いいきいき 思いをこめてついでい

ケアプラン

デイサロ

訪問介護

福祉用具

ファンライフ株式会社 本村4-19-48

いいきいき 茅ヶ崎 検索

☎0467-55-1246

松浪地区地域包括 支援センターさざなみ	常盤町2-2 松浪コミュニティ センター内 ☎39-5901	松浪	浜竹一丁目、浜竹二丁目、浜竹三丁目、浜竹四丁目、松浪一丁目、松浪二丁目、富士見町、LG富士見町、常盤町、緑が浜、汐見台、出口町、ひばりが丘、美住町
浜須賀地区地域包括 支援センターあさひ	旭が丘6-11 ☎84-6383	浜須賀	三が丘、菱沼南部、菱沼海岸緑、平和町、松浜、浜須賀、浜須賀住宅、翠松会、菱沼海岸、松涛会、松が丘ハイツ、オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
小出地区地域包括 支援センターわかば	芹沢846-3 ☎33-5410	小出	堤上、堤下、下寺尾、行谷、芹沢西部、芹沢久組、芹沢中部、芹沢東部、二本松、八王子原、芹沢ひかりが丘、芹沢清水台、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎、湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎、湘南ライフタウン羽根沢第一住宅、やよい会、芹沢細谷紺谷村

■在宅ケア相談窓口

P.61をご覧ください

生きがいのために

■茅ヶ崎市シルバー人材センター

☎85-7425

◎対象

市内在住で原則60歳以上の方(会員制)

◎内容

植木の手入れ、除草、大工仕事、ふすま・障子の張替、毛筆、企業・家庭の補助、企業派遣など、会員に適した仕事を提供することで生きがいの充実を図ります。

■老人クラブ

◎対象

市内在住でおおむね60歳以上の方

◎内容

市内には各地域で活動している老人クラブがあります。相互の親睦を深め、教養の向上、レクリエーション、奉仕活動や地域社会との交流を図ります。

◎問い合わせ

茅ヶ崎市老人クラブ連合会事務局 ☎58-5281

9時～17時(土日・祝日、年末年始を除く)

■ちがさき市民活動サポートセンター

☎88-7546

市民活動やボランティアを始めたい方に、活動団体の紹介や、相談の受け付けを行っています。詳しくはP.84をご

覧ください。

安心まごころ収集事業

P.41をご覧ください

避難行動要支援者支援制度

防災対策課・障がい福祉課・高齢福祉課

本制度は、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方(避難行動要支援者)について、避難支援や安否確認等の支援の輪を広げ、減災に繋げることを目的とした制度です。

市では、避難行動要支援者名簿を作成し、ご本人の同意を得たうえで、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供するなど、関係者のご協力のもと、避難支援体制づくりを進めています。

避難行動要支援者の対象となる方には、本制度をご案内しておりますので、趣旨をご理解いただき、避難行動要支援者同意確認書の提出をお願いします。

市ホームページ➡



◎避難行動要支援者の対象となる方

①身体障がい者のうち【上肢の障がい2級以上、下肢・体幹の障がい3級以上、視覚障がい・聴覚障がい6級以上】の方



健康・福祉



住宅型有料老人ホーム
ネオ・サミット 茅ヶ崎



大和ハウスグループの住宅型有料老人ホーム

- 毎日24時間、夜間もスタッフ常駐の安心感
- 生活を彩る季節のイベントや各種教室、サークル活動が充実
- 茅ヶ崎駅までの無料シャトルバスが毎日運行(1H11便)

介護付有料老人ホーム
「ネオ・サミット茅ヶ崎ケアレジデンス」併設

0120-72-3310

茅ヶ崎市東海岸南4丁目3-3 (JR東海道線「茅ヶ崎」駅より約1.5km)

■施設概要 ●施設名:ネオ・サミット茅ヶ崎 ●施設類型/住宅型有料老人ホーム ●開設年月日:2012年12月1日
●運営:大和ハウスライフサポート株式会社(東京都港区三田3-1-7三田東宝ビル6階) 電話03-3456-4165
※大和ハウス工業株式会社100%出資による子会社です ■広告作成日:2024年7月19日 ■広告有効期限:2025年3月31日

- ②知的障がい者のうち、その障がいの程度が【A1(最重度)、A2(重度)】の方
- ③介護保険制度の認定が【要支援以上】の方
※長期の入院または施設に入所している方は対象となりません

◎主な避難支援等関係者

消防機関、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター

茅ヶ崎市成年後見支援センター

地域福祉課

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などの成年後見制度に関する相談の受け付けを行っています。

◎時間

9時～17時(※事前予約優先)

◎開設日

月～金曜日(祝日は休み)

◎所在地

市役所分庁舎1階

◎電話

☎0467-81-7230(直通)

その他のサービス

■高齢者のガイドの配布

高齢者の生活に必要なサービスや各種制度をご案内する全ページフルカラーの地図付き冊子です。

◎配布場所

高齢福祉課、小出支所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンターなどの公共施設

■茅ヶ崎市高齢者のための優待サービス事業

詳しくはP.21をご覧ください。

介護保険サービス

介護保険課

■介護保険等の利用手順

①要介護・要支援認定

◎申請

※本人やご家族による申請のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などによる代行申請もできます。

◎認定までの流れ

- ・認定調査
認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態等の調査を行います。
- ・主治医の意見書
市より主治医に意見書の作成を依頼します。
- ・一次判定
認定調査、主治医の意見書の一部をもとにコンピューターで判定します。
- ・二次判定
一次判定と調査特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査・判定します。

②介護サービス計画等(ケアプラン)の作成

介護支援専門員(ケアマネジャー)や地域包括支援センターへ依頼すると無料で作成できます。

③サービス(介護給付等)を受けるには

介護サービス計画等(ケアプラン)に沿って提供されます。受けられるサービスは認定区分ごとの区分支給限度基準額の範囲内で、1割、2割又は3割の自己負担が必要です(高額の場合は、高額介護サービス費等が支給されます)。

■在宅サービスの区分支給限度基準額(1か月あたり)

認定区分	区分支給限度基準額 (1単位=10円程度)
要介護5	36,217単位
要介護4	30,938単位
要介護3	27,048単位
要介護2	19,705単位
要介護1	16,765単位
要支援2	10,531単位
要支援1	5,032単位
事業対象者	5,032単位
自立	一般介護予防事業などが利用できます

■サービスの内容

デイサービス等の事業所へ通うサービス、訪問介護等の自宅で利用できるサービス、短期宿泊サービス、施設に入所するサービス、福祉用具貸与・購入、住宅改修。



「愛する地域」で自分らしく生活するために
社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

○障害児通所施設／相談支援
つつじ学園・相談支援センターつみき

○就労支援／生活介護／共同生活援助
ふれあい活動ホーム赤羽根・あかしあ・第2あかしあ
ぐっじょぶ矢畑・あっとほーむ小和田
☆軽作業請負や自主製品制作を活動としています

<https://chigasaki-sfj.jp/> 矢畑262-2 ☎0467-83-9282



萩園ケアセンター

社会福祉法人 翔の会
Chigasaki / Samukawa

デイサービス・ケアマネジメント
萩園1215-4 2F 社会福祉法人 翔の会 検索

☎(0467)88-7511

障がい福祉サービス

障がい者手帳

障がい福祉課

制度上の援護を受ける場合や、各種制度を利用するために必要です。

手帳名	対象	問い合わせ
身体障害者手帳	上肢、下肢、視覚、聴覚、心臓、じん臓、肝臓などに障がいがある方	障がい福祉課
療育手帳	おおむね18歳までに知的障がいと認められた方	
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあり、日常生活または社会生活に制約のある方	

ちがさき障がい者支援アプリ

障がい福祉課

障がい者本人や家族等がスマートフォン等を利用して、手軽に障害福祉サービス事業所等の所在地、サービス内容や空き状況等を検索できる他、会員登録をすることで、登録情報に応じた情報を受け取ることができます。

障がい者支援アプリ➡



主な事業

障がいの程度や所得などによっては該当しない場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

■手当と年金

事業名	対象	内容	問い合わせ
特別障害者手当	日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者	月額2万8840円を支給	障がい福祉課
障害児福祉手当	日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の重度障がい児	月額1万5690円を支給	
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在で、県内に6か月以上住んでいる65歳未満で、新たに重度な障がいになった方	年額6万円を支給	
茅ヶ崎市重度障害者福祉手当	65歳未満で新たに重度な障がいになった方(除外要件あり)	障がいの程度に応じて月額1500円または2500円を支給	
児童扶養手当	父または母が著しい障がいの状態にある場合、その児童(18歳になった後の最初の3月31日まで。障がいのある場合は20歳未満)を養育している方(所得制限あり)	所得制限範囲内の場合、 1人目は月額1万740円～4万5500円 2人目は5380円～1万750円 3人目は3230円～6450円 ※障がいの状態にある父または母が公的年金を受給している場合は差額を支給	こども政策課
特別児童扶養手当	20歳未満の精神、知的または身体障がいの状態にある児童の父または母など(所得制限あり)	1級該当児童1人につき月額5万5350円、2級該当児童1人につき月額3万6860円を支給	
障害基礎年金	国民年金加入中に病気やけがで障がいの状態になった方で一定の条件を満たしている方または、20歳前の病気やけがによって障がいの状態になっている方	(昭和31年4月2日以後生まれの方)月額1級8万5000円、2級6万8000円(昭和31年4月1日以前生まれの方)月額1級8万4760円、2級6万7808円 ※各障害者手帳の等級とは基準が異なります	保険年金課



健康・福祉

特別障害給付金	障害基礎年金などを受ける権利がない場合で、1986年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者または、1991年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在政令で定められた障がいの状態に該当する方	保険年金課
心身障害者扶養共済制度	(1)身体障がい者(1～3級)(2)知的障がい者、(3)精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方	障がい福祉課

■補装具・日常生活用具

事業名	対象	内容	問い合わせ
補装具費支給制度	身体障害者手帳(日常生活用具の給付は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を持っている在宅の重度障がい児者および障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病の方等	障がいの部位に応じて補聴器や車いす等の支給・修理の費用を助成 ※原則、基準額内の1割が自己負担	障がい福祉課
日常生活用具の給付		障がいの内容に合わせた、日常生活の利便性を図る用具の給付 ※原則、基準額内の1割が自己負担	
軽度、中等度難聴児補聴器購入費等の助成	次の①～③を全て満たす方 ①市内在住で18歳未満 ②両耳の平均聴力レベルが原則として30デシベル以上であり、身体障害者手帳の交付対象とならない方 ③治療により聴力が回復する見込みがない方他にも要件あり	補聴器等の購入・修理費用の一部を助成 ※基準額内の3分の2を助成、生活保護および非課税の場合は全額助成	

■医療

事業名	対象	内容	問い合わせ
重度障がい者の医療費の助成	65歳未満の健康保険の加入者で、 ・身体障害者手帳1・2級の方 ・知能指数35以下の方(療育手帳A1・A2の方) ・身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方(いずれも除外要件あり)	医療機関などを受診したときの、保険適用分の自己負担額の助成	障がい福祉課
自立支援医療	更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を持っている方	障がい福祉課
	精神通院医療	精神疾患で通院治療を受けている方	
	育成医療	肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、小腸機能障害などのある18歳未満の児童	こども政策課

■各種助成

事業名	対象	内容	問い合わせ
住宅設備改修の助成	重度の身体障がい者など(障がいの部位などにより対象とならない場合があります)	手すりの取り付け、段差の解消などの改修工事の費用を一部助成 ※助成を受ける場合は、工事前に必ず障がい福祉課へご相談ください	障がい福祉課
福祉タクシー制度	身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹機能、内部障がいの個別等級1・2級)、知能指数35以下または療育手帳(A1・A2) ※施設入所者、自動車燃料費の助成を受けている方は除く	1枚500円分で1回の乗車で使用できる枚数は運賃に応じて最大2枚まで	
自動車燃料費の助成	身体障害者手帳(下肢、体幹機能障がいの個別等級1・2級または上肢障がいの個別等級1級)を持っている方で、自己の所有する自動車を自ら運転する方	1か月あたり2000円を限度に燃料の購入実費を助成 ※事前に登録申請が必要	
障害児者施設通所交通費助成	市内に住所を有する障がい児者で地域活動支援センターなどの支給(利用)決定を受けて施設へ通所している方	公共交通機関利用の方は交通費と定期運賃を比較して低い方の額を助成。自家用車または自転車を利用している方は片道につき50円助成	

■税の控除・減免

事業名	対象	内容	問い合わせ
所得税、市・県民税、相続税の障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っている方など	障がいの程度に応じて、所得税、市・県民税は所得控除、相続税は税額控除	市・県民税…市民税課 所得税、相続税…藤沢税務署(藤沢税務署) ☎0466-22-2141
自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免	身体障害者手帳(障がいの内容によっては非該当)または療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方や、その方と生計を同じくする方	自動車税種別割は年税額4万5400円、自動車税(軽自動車)環境性能割は課税標準額300万円×税率が限度額	藤沢県税事務所 ☎0466-26-2111
軽自動車税(種別割)の減免		軽自動車税(種別割)を全額免除(納税通知書が届いてから納期限までに申請)	収納課

■運賃などの割引

事業名	対象	内容	問い合わせ
有料道路通行料金の割引	本人運転の場合…身体障害者手帳所持者で第2種の方 本人運転、もしくは同乗の場合…身体障害者手帳または療育手帳所持者で第1種の方	有料道路通行料金が通常の半額	障がい福祉課



バス運賃の割引	身体障害者手帳または療育手帳を所持している方	単独で乗車する場合は手帳の提示により半額(第1種障がい者または12歳未満の障がい児が介護者とともに利用する場合は、介護付運賃割引証を交付)	障がい福祉課
---------	------------------------	---	--------

※このほかにも、私鉄・JR・航空会社などでも割引がありますので、詳しくは各公共交通機関にお問い合わせください。

自立支援給付

障がい福祉課

■自立支援給付

障がいのある方が介護や訓練を必要とする場合に利用できるサービスです。

※介護保険対象者は、介護保険によるサービス提供が優先されます

○主な内容

- ①居宅系サービス
 - ・居宅介護・短期入所・同行援護など
- ②日中活動系サービス
 - ・生活介護・就労移行支援・就労継続支援など
- ③居住系サービス
 - ・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援

○利用者負担

原則、各サービス費用の1割を自己負担

地域生活支援事業

障がい福祉課

障がいのある方の地域での生活を支えるため、地域の実情や利用者の特性に応じて実施しています。

■意思疎通支援

手話通訳者の設置および手話通訳者、要約筆記者の派遣をしています。

■日常生活用具給付

P.68をご覧ください

■移動支援

余暇活動等における外出時の移動を支援します。

■地域活動支援センター

創作活動や生産活動、社会との交流促進などの活動の場を提供しています。

■訪問入浴サービス

訪問による居宅での入浴サービスを提供します。

■日中一時支援

障がい児者の日中活動の場の確保や介護者の就労、一時的な休息の確保のために実施しています。

障がい児通所給付

障がい福祉課

障がい児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのために利用できるサービスです。

■児童発達支援

未就学児を対象に、療育的支援が受けられるサービス。

■放課後等デイサービス

就学児を対象に、放課後に療育的支援が受けられるサービス。

■保育所等訪問支援

集団生活への適応のための支援をします。

避難行動要支援者支援制度

P.65をご覧ください

成年後見支援センター

P.66をご覧ください

安心まごころ収集事業

P.41をご覧ください



**子どもの“可能性”を信じて
生きていく力を育てます**

ご相談・ご見学受付中
☎0467-38-9006

お気軽にご連絡ください

送迎サービスあり

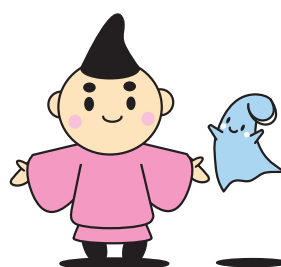
祝日・土曜日営業

発達に支援が必要なお客様の過ごしの場
放課後等デイサービス事業所

ぷちっこ茅ヶ崎

お問合せページ：
<https://www.grafy.jp/contact>

室田1-15-2 営業時間:9:00~17:00
茅ヶ崎駅からバス約10分、室田1丁目下車徒歩0分



そのほかの福祉

生活保護

生活支援課

生活保護法に基づき、生活に困っている方に対して、国民の権利として健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援するための制度です。

◎対象

病気や障がい、失業など、何らかの事情により収入が減少し、生活が困難となった方

民生委員・児童委員

地域福祉課

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、母子、児童、生活困窮者などに関わる相談や援助などを行っている身

近な相談・支援者です。地域の民生委員・児童委員が分からないときは地域福祉課までお問い合わせください。

生活困窮者自立相談支援事業

地域福祉課

失業などによる経済的な問題と合わせて、家庭の問題、病気の問題、仕事に関する問題など、さまざまな悩みを抱える方を支援する生活自立相談窓口を設置しています。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けて総合的な支援を行います。

◎対象

市内在住で生活に困窮している方（生活保護受給中の方は除く）

地区ボランティアセンター

地域福祉課

◎対象

本人または家族が、高齢・病気・出産・育児などの理由により日常生活に支障があり、援助を必要とする方

◎内容

日常生活の困り事や福祉に関する相談などを気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口です。草取り、ゴミ出し、掃除など日常生活の「ちょっとした困り事」に同じ地域にお住まいのボランティアのみなさんがお応えしています。利用方法や費用は、お気軽にお住まいの地区ボランティアセンターへお問い合わせください。

また、地区により開所日の他に「福祉なんでも相談日」を設け、福祉に関する相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

※ボランティアなどの地域の支え合い活動への参加者も募集しています。

地区ボランティアセンター

名称	電話	受付時間	該当する自治会名
ボランティアセンター ちがさき	☎58-0707	火・金曜日 9時30分～12時	本町第一、本町第二、本町第四、茅ヶ崎グリーンハイッ、パークタウン茅ヶ崎、パークタウン茅ヶ崎第二住宅、元町第一、元町第二、新栄町第一、新栄町第二、十間坂、矢畑南、ニューライフ、茅ヶ崎グランドハイッ、藤和茅ヶ崎ハイタウン、藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎、パークスクエア湘南茅ヶ崎、レクセルマンション茅ヶ崎、ザ・パークハウス茅ヶ崎
ボランティアセンター 茅ヶ崎南	☎38-8445	火・金曜日 10時～12時	若松町幸、共恵中央、共恵東、幸町、共恵海岸通り、中海岸
ボランティアセンター 海岸	☎85-5540	水・金曜日 10時～12時	東海岸北一丁目、東海岸北二丁目、東海岸北三丁目、東海岸北四丁目、東海岸北五丁目、東海岸南一丁目、東海岸南二丁目、東海岸南三丁目、東海岸南四丁目、東海岸南五丁目、東海岸南六丁目、パシフィックガーデン茅ヶ崎
南湖ボランティア センター	☎85-1510	火・金曜日 9時30分～12時	茶屋町、鳥井戸、上町、中町、下町、新南湖
つるみね東 ボランティアセンター	☎86-7639	火・金曜日 9時30分～12時	円蔵、矢畑、西久保、浜之郷、下町屋、TBS、サニータウン茅ヶ崎、ホームタウン茅ヶ崎、ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ



健康・福祉

つるみね西 ボランティアセンター	☎73-8280	水・金曜日 10時～12時	萩園、新田、今宿、今宿グリーンハイム、コスモ茅ヶ崎 プレシオ、萩園サンハイム、ファミリー茅ヶ崎、第一ハ イツ茅ヶ崎、ライオンズマンション茅ヶ崎第三、リス テージ茅ヶ崎ツインマークス
ボランティアセンター 湘南「ハート&ハート」	☎85-3000	月・火・水・金曜日 9時30分～12時 (福祉なんでも相談も同様)	中島、柳島、松尾、浜見平団地、松風、エクシード茅ヶ 崎、ベルパーク湘南茅ヶ崎、グランヴァーク茅ヶ崎
ふれあい・支えあい 松林サポートセンター	☎52-1349	火・金曜日 9時30分～12時 (福祉なんでも相談も同様)	菱沼、室田、上赤羽根、中赤羽根、下赤羽根、高田、 ニュータウン茅ヶ崎、ショクサンビラ、オクトス湘南 茅ヶ崎
湘北地区 ボランティアセンター	☎27-2030	月・木曜日 10時～12時 (福祉なんでも相談は第 2火曜日10時～12時)	甘沼、香川、松風台、鶴が台団地、鶴が台一街区、ラ イトタウン茅ヶ崎、みずき
みんなのこわだ ボランティアセンター	☎55-1341	月・水・金曜日 10時～12時 (福祉なんでも相談も同様)	新宿、本宿、赤松町、赤松、菱沼小和田、プランヴェー ル湘南茅ヶ崎
まつなみボランティア センター	☎84-0301	火・水・木・金曜日 9時～12時	浜竹一丁目、浜竹二丁目、浜竹三丁目、浜竹四丁目、 松浪一丁目、松浪二丁目、富士見町、LG富士見町、 常盤町、緑が浜、汐見台、出口町、ひばりが丘、美住 町
サポートはますか	☎88-5116	月・火・木・金曜日 9時30分～12時 (月・木曜日は電話受 付のみ)(福祉なんでも 相談は第2水曜日9時 30分～12時)	三が丘、菱沼南部、菱沼海岸緑、平和町、松浜、浜須 賀、浜須賀住宅、翠松会、菱沼海岸、松濤会、松が丘 ハイツ、オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
小出ボランティア センター	☎98-0901	火・金曜日 9時30分～12時	堤上、堤下、下寺尾、行谷、芹沢西部、芹沢久組、芹 沢中部、芹沢東部、二本松、八王子原、芹沢ひかりが 丘、芹沢清水台、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎、湘 南ライフタウンF地区茅ヶ崎、湘南ライフタウン羽根 沢第一住宅、やよい会、芹沢細谷紺谷村



おとなの健康

検診・健診

■特定健康診査

保険年金課

詳しくはP.92をご覧ください。

■健康診査

保健所健康増進課 ☎38-3331

◎対象

- ・後期高齢者医療制度に加入している方
- ・40歳以上で生活保護を受給している方

◎内容

問診・身体計測・血圧測定・生化学検査・貧血検査・糖尿
病検査・心電図検査

■がん検診

保健所健康増進課 ☎38-3331

◎胃・大腸・肺がん検診

40歳以上の男女

◎乳がん検診

40歳以上で偶数歳の女性

◎子宮頸がん検診

20歳以上で偶数歳の女性

※詳細は要問い合わせ

■成人歯科歯周病検診

保健所健康増進課 ☎38-3331

◎対象

40、45、50、55、60、65、70歳の方

◎内容

問診および口腔内診査

■肝炎ウイルス検診 保健所健康増進課 ☎38-3331

◎対象

- ・40歳の方
- ・41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方

■HIV・梅毒即日検査 保健所保健予防課 ☎38-3321

◎対象

市内外問わず、希望される方(無料・匿名で受けられます)

◎日時

月1回・不定期

■B・C型肝炎ウイルス検査 保健所保健予防課 ☎38-3321

◎対象

39歳以下の方で過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方(無料)

◎日時

月1回・不定期

■風しん抗体検査 保健所保健予防課 ☎38-3321

◎対象

- ①1962年4月2日～1979年4月1日に生まれた男性
 - ②妊娠を予定または希望している女性
 - ③妊娠を予定または希望している女性の配偶者・パートナー
 - ④風しん抗体価が低い妊婦の配偶者・パートナー
- ※②～④は、いずれも過去に風しん抗体検査を受けたことがない方、風しん予防接種を受けたことがない方、風しんと確定診断を受けたことがない方が対象です

予防接種

保健所健康増進課 ☎38-3312

■高齢者のインフルエンザ予防接種 (定期接種・自己負担あり)

◎対象

接種日現在、茅ヶ崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・60歳～65歳未満で心臓やじん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)

■高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種 (定期接種・自己負担あり)

◎対象

接種日現在、茅ヶ崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当し、初めて予防接種を受ける方

- ・65歳の方
- ・60歳～65歳未満で心臓やじん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)

■風しんの第5期予防接種 (定期接種・自己負担なし)

◎対象

接種日現在、茅ヶ崎市に住民登録があり、1962年4月2日から1979年4月1日までに生まれた男性で、風しん抗体検査を実施した結果、風しんへの免疫がなかった方(十分な量の抗体がなかった方)

■成人風しん予防接種 (任意接種・自己負担あり)

◎対象

これまでにこの事業を利用していない方で、接種日現在、茅ヶ崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・1990年4月1日以前に生まれた方で、妊娠を予定または希望している女性
- ・現在妊娠をしている女性の夫(パートナー含む)※ただし、風しんの第5期予防接種に該当する方を除く
- ・1979年4月2日から1990年4月1日までに生まれた男性

■高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 (定期接種・自己負担あり)

◎対象

接種日現在、茅ヶ崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・60歳～65歳未満で心臓やじん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)

教室

■健康教室

保健所健康増進課 ☎38-3331

◎内容

生活習慣病予防、歯と口腔の健康、糖尿病予防など

◎場所

保健所、市役所など

◎講師

医師・歯科医師・保健師・管理栄養士など



■栄養改善教室 保健所健康増進課 ☎38-3331

◎内容

脂質異常症・糖尿病・高血圧などの予防

◎場 所

保健所など

◎講師

管理栄養士

■本人ミーティング(若年性認知症のつどい) 保健所保健予防課 ☎38-3315

◎対象

若年性認知症の本人と家族、支援者

◎日時

原則第2水曜日10時～11時半(申込制)

※月によって開催日が変更になる場合があります。

◎内容

若年性認知症の方やその家族が、交流・情報交換をします。

■酒害相談員によるアルコール個別相談 保健所保健予防課 ☎38-3315

◎対 象

アルコールの問題を抱える方とその家族

◎日 時

奇数月開催 13時30分～16時(申込制)

妊娠・出産

母子健康手帳

こども育成相談課

妊娠がわかったら、できるだけ早い時期に医師の診察を受け、こども育成相談課で妊娠の届け出をし母子健康手帳の交付を受けてください。妊婦本人が届け出の場合、個人番号確認書類と本人確認のできる身分証明書が必要となり、代理人申請の場合、これ以外に委任状と代理人の身分証明書が必要となります。

妊婦健康診査

こども育成相談課

妊娠中における母親の健康と胎児の健やかな成長を確認するための大切な健康診査です。

市内に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けた方を対象に、14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。転入の方は、補助券の差し替えが必要です。また、多胎児の妊娠においては、14回分の妊婦健康診査を超えて受診した場合についても、最大5回分まで費用の一部助成を行います。

いとしのベビー出産・子育て応援事業 (国の出産・子育て応援給付金)

こども育成相談課

国の「出産・子育て応援給付金」を活用し、妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、面談などの相談支援後に応援金(妊娠届出後妊婦に5万円、出生届出後対象児童1人あたり5万円)を支給します。

たまごクラス

こども育成相談課

初めて出産を迎える方を対象とした教室です。

【ママの日】

◎対象

初めて出産を迎える妊婦

◎内容

出産と産後について
妊娠中の食事と口腔ケア

【パパ・ママの日】

◎対象

初めて出産を迎える妊婦と夫
またはパートナーや祖父母

◎内容

赤ちゃんの成長と産後について
赤ちゃんの人形でお世話体験

母子保健コーディネーター事業

こども育成相談課

助産師または保健師の資格を持った専門の母子保健コーディネーターを配置し、相談者の個々の状況に合わせたサービスの情報提供を行うなど、妊娠期から出産・子育て期を不安なく過ごすことができるよう支援します。

妊婦歯科(歯周病)健康診査

こども育成相談課

妊娠中、歯周病があると早産のリスクや生まれてくる子

みうらレディースクリニック MIURA LADIES CLINIC

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00～12:00 ● ● ● ● ● ☆ —

14:00～16:30 ● ● ● ● ● — —

心に残る“いいお産”を目指します

(休診日) 日曜・祝日・土曜午後
★9:00～14:00となります。

WEB予約はこちらから

みうらレディースクリニック 検索



JR茅ヶ崎駅南口より
徒歩20分 バス12分



茅ヶ崎市東海岸南4-11-41

☎(0467)59-4103

の口腔環境にも影響する可能性が高いため、歯科健診を受けましょう。妊娠期間中に1回歯科(歯周病)健康診査の費用を一部助成します。

※健診の結果治療が必要となった場合は初診料等別途費用がかかります。

◎対象

茅ヶ崎市に住民票がある妊婦

赤ちゃんを待ち望む方のために

保健所地域保健課 ☎38-3314

■不育症治療費助成事業

不育症治療を受けた夫婦に治療費の一部を助成します。

◎対象

以下のすべてに該当すること

- ①申請日において法律上の婚姻をしていること
- ②申請日に本人又は配偶者が市内に住民登録のある夫婦
- ③対象医療機関などで受けた治療および検査
- ④申請日における夫婦の前年(1月～5月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満
- ⑤夫婦ともに、各種公的医療保険に加入していること

◎内容

診断後、治療にかかった保険適用外の費用で、1回の申請のうちの対象治療費を1年度につき1回(上限15万円)、2年度分まで

◎申請

治療が終了した日から1年以内

赤ちゃんが生まれたら

こども育成相談課

■出生届

P.87市民課戸籍に関する届け出をご覧ください。

■出生連絡票

赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。出生連絡票にご記入いただいたお母さんとお子さんの健康状態等を参考に訪問を行いますので、赤ちゃんが生まれたら必ず提出してください。(郵送可)

※出生連絡票(はがき)は母子健康手帳に綴られています。転入の方には直接お渡ししています。

■訪問指導

助産師や主任児童委員などによる「こんにちは赤ちゃん訪問」や、保健師・管理栄養士等による訪問を行い、子育てに関するアドバイスなどを行っています。

■産婦健康診査

産後の身体機能の回復、授乳状況を確認するため、産後2週間、産後1か月に医療機関等で行う産婦健康診査の費用を助成します。

■新生児聴覚検査

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児を対象として産科医療機関等で実施する新生児聴覚検査の費用を一部助成します。

◎対象

2024年4月1日以降に、市内に住所を有する母が出産した、生後6か月までの子が受けた検査

■産後ケア事業

産後のお母さんと赤ちゃんが、助産師等による専門的なケアを受け、安心して自宅で生活できるようにサポートします。出産1年未満で、産後に家族等からのサポートを受けられない方や、育児に不安がある方が対象となります。申請手続きが必要となりますので、こども育成相談課までお問い合わせください。



健康・福祉

電子母子手帳アプリ「母子モ」

「母子モ」は、スマートフォンのアプリでお子様の予防接種予定日をお知らせしたり、お子様の成長の記録を簡単・便利に残すことができます。



湘南 茅ヶ崎

ARTレディースクリニック

婦人科・不妊治療

☎ 0467-81-5726

茅ヶ崎浜見平

ランチ茅ヶ崎施設内

☎ 0467-84-8972



はまみこどもくりにっく

小児科





子どもの健康

予防接種

保健所健康増進課 ☎38-3312

以下の予防接種は、公費助成の対象です。

ワクチンの種類	対象	接種回数
ロタ	1価 出生6週0日後～24週0日後	2回
	5価 出生6週0日後～32週0日後	3回
B型肝炎	1歳未満	3回
小児の肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1回～4回※1
五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	生後2か月～7歳6か月未満	1期初回(3回) 1期追加(1回)
BCG	1歳未満	1回
麻しん・風しん混合(MR)	1歳～2歳未満	1期(1回)
	小学校入学前の1年間	2期(1回)
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	生後6か月～7歳6か月未満	1期初回(2回) 1期追加(1回)
	9歳～13歳未満	2期(1回)
	特例：2004年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳になる日の前日まで、定期接種として不足分の回数が受けられます。	
二種混合	11歳～13歳未満	2期(1回)
子宮頸がん予防 ^{けい}	小学6年生～高校1年生相当の女子	2回または3回※2
	キャッチアップ接種：1997年4月2日～2008年4月1日生まれの女性は、2025年3月31日まで、定期接種として不足分の回数が受けられます。	

※1…接種開始月齢により、必要な回数が異なります。

※2…ワクチンの種類や接種する年齢により、必要な回数が異なります。

接種間隔・実施医療機関は、こどもの健康だより、市ホームページなどでご確認ください。
ワクチンの種類、対象者などは年度途中でも変更になる場合があります。



■骨髄移植等により定期予防接種を再接種される方に対する補助金

骨髄移植などの医療行為により、接種済みの定期予防接種を再接種する必要があると医師に判断された20歳未満の方に対して、再接種の費用を補助します。補助の条件などは、再接種を行う前にお問い合わせください。

穴埋め式勉強ではなく、正統的勉強を身につけます。

弓桁英語塾

- 英語をしっかり基礎から学びたい
- 公立・私立校の英語で伸び悩んでいる
- 大学入試の合格を目指している etc

お気軽にお問い合わせください。弓桁塾が解決いたします。

東海岸北3-11-14 ☎(0467)85-8084



生活クラブは、「安全・健康・環境」を大切に考え、ものづくりをしています。
国産原料を基本に、製造過程を確認できる生産者と提携することで、安全性を高めています。“安心できる食を通して心と体を育てたい”
そんな思いがある方に生活クラブはピッタリです。



湘南生活クラブ生協
ちがさきセンター

高田4-5-39 2F

☎(0467)53-2211



健康診査

こども育成相談課

対象者には、各健康診査の時期に個別通知します。いずれも無料で受けることができます。

■4か月児健康診査

満4か月から満5か月になる日の前日までの期間内に指定医療機関で受診します。

■10～11か月児健康診査

満10か月から1歳の誕生日前日までの期間内に指定医療機関で受診します。

■1歳6か月児健康診査

保健所にて集団健診で受診します。

■3歳6か月児健康診査

保健所にて集団健診で受診します。

健康・育児相談

こども育成相談課

■すくすく7か月児育児相談

◎対象

7か月児と保護者

◎内容

身体計測、遊びの紹介、育児・栄養相談(月3回実施)相談にいらした方へ、絵本の読み聞かせと絵本の配布をしています(ブックスタート事業)。

詳しくは市立図書館(☎87-1001)までお問い合わせください。

■のびのび2歳児歯と遊びと育児の相談

◎対象

2歳0か月～2歳6か月児と保護者

◎内容

身体計測、歯と育児の相談、遊びの紹介(月3回実施)

■乳幼児健康相談

◎場所

保健所、各公民館、浜須賀会館、各子育て支援センター

◎内容

育児相談・離乳食などを含む栄養相談・身体計測などを保健師・管理栄養士等が対応します。歯科相談は保健所のみ歯科衛生士が対応します。妊娠中の方の歯科相談も受け付けています。

■家庭児童相談

◎場所

こども家庭センター(こども育成相談課)

☎81-7170

◎日時

月～金曜日 8時30分～17時

◎内容

子育ての不安や悩みについての相談

◎相談員

家庭児童相談員

※児童虐待に関する連絡も受け付けます

■療育相談

◎場所

こどもセンター 今宿444-2

☎84-0505

◎日時

月～金曜日 8時30分～17時

◎内容

子どもの発達やかかわり方についての相談

◎相談員

療育相談員、保育士、発達相談員、言語相談員

ビーバー歯科検診

保健所地域保健課 ☎38-3314

◎対象

心身に病気等があったり、成長発達がゆっくりなお子さん

◎内容

歯と口の相談・検診、むし歯の予防処置(有料)、成長発達にあった食べ方相談について歯科医師等が対応します。

教室

こども育成相談課

■離乳食講習会

◎対象

4～6か月児の保護者(第1子優先)

◎内容

離乳食の進め方

■1歳児の食事と歯の教室

◎対象

11～12か月児の保護者
(第1子優先)

◎内容

乳幼児食の進め方、虫歯予防、生活のリズム



子育て・教育

■「ほしつ☆メソッド～2歳からの入門編」

◎対象

2歳の子を持つ保護者

◎内容

「ほしつ☆メソッド」のプレ講座(2時間×1回)。

託児あり

◎担当課

こども家庭センター(こども育成相談課) ☎81-7170

■「ほしつ☆メソッド～3歳からの本編」

◎対象

3歳～12歳の子を持つ保護者

◎内容

少人数グループで子育て技術を楽しく「練習」

(2時間×5回)。託児あり

◎担当課

こども家庭センター(こども育成相談課) ☎81-7170

小児医療費の助成

こども政策課

◎対象

0歳～高校3年生相当(18歳に達する日以後の最初の3月31日)

※2024年7月～



◎内容

医療機関などを受診したときの保険適用分の医療費の助成

養育医療給付制度

こども政策課

◎対象

1歳未満の未熟児

◎内容

指定医療機関における養育のための入院費用に対する医療給付

小児慢性特定疾病医療費助成及び日常生活用具給付

①保健所地域保健課(医療費助成)

☎38-3314

②こども育成相談課(日常生活用具給付)

☎81-7171

①18歳未満(引き続きの場合は20歳未満まで)のお子さんが、対象となる疾病で指定された医療機関で治療を受ける場合の医療費を助成する神奈川県制度です。

申請前に平塚保健福祉事務所へお問い合わせください。

【神奈川県平塚保健福祉事務所】☎0463-32-0130

②対象のお子さんに対して、車いすや特殊寝台などの日常生活用具を給付します。給付には条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

◎内容

保険適用の医療費及び入院時の食事代の一部助成並びに日常生活用具の給付(所得によって一定の自己負担あり)

手当

こども政策課

■児童手当

◎対象

中学生までの児童を養育している方(所得制限あり)



◎支給期間

中学校の修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで

※2024年中の制度改正により、対象年齢の拡大と所得制限の撤廃が予定されています

■特別児童扶養手当

◎対象

精神、知的または身体障がいの状態などにある20歳未満の児童を養育している方(所得制限あり)

◎支給期間

20歳の誕生日の前日まで

■児童扶養手当

P.79をご覧ください

子育て支援センター

こども政策課

子育てアドバイザーが育児相談、育児情報の提供などを行っています。子育て家庭の交流・情報交換の場としてもご利用ください。

詳細は市ホームページまたは各子育て支援センターまでお問い合わせください。

■茅ヶ崎駅北口子育て支援センター

新栄町13-44さがみ農協茅ヶ崎ビル3階

茅ヶ崎駅北口から徒歩6分

☎87-6620

◎時間

月～金曜日(第3月曜日の午後は相談・問い合わせのみ)、第2・4土曜日

・相談・問い合わせ 9時～17時

・フリースペース 10時～16時

・赤ちゃんの日 10時～16時(火曜日のみ)

■茅ヶ崎駅南口子育て支援センター

共恵1-1-5永島ビル2階
茅ヶ崎駅南口から徒歩1分
☎87-6531

◎時間

月～金曜日(第3月曜日の午後は相談・問い合わせのみ)
・相談・問い合わせ 9時～17時
・フリースペース 10時～16時
・赤ちゃんの日 10時～16時(木曜日のみ)

■香川駅前子育て支援センター

香川5-3-17香川駅前出張所2階
香川駅から徒歩1分
☎82-2210

◎時間

月～金曜日(第3月曜日の午後は相談・問い合わせのみ)、第1・3土曜日
・相談・問い合わせ 9時～17時
・フリースペース 10時～16時
・赤ちゃんの日 10時～16時(水曜日のみ)

■浜竹子育て支援センターのびのび

浜竹3-1-14
辻堂駅西口から徒歩3分
☎85-7900

◎時間

月～金曜日
・相談・問い合わせ 9時～17時
・フリースペース 10時～16時

子どもを一時的に預けるには

こども政策課

■ファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方(依頼会員)と子どもを預かってくれる方(支援会員)との会員間で、育児を有償で相互援助します(宿泊は行いません)。

◎対象

生後3か月～小学6年生

◎内容

保育施設などへの送り迎え、臨時的・突発的な事情などによる子どもの預かり、送り迎えなど(災害時は対象外)
利用費助成制度あり

◎登録先

ファミリー・サポート・センター
新栄町13-44さがみ農協茅ヶ崎ビル2階
☎87-8070

■子育て短期支援事業

子どもを養育する方が病気、出産、仕事、出張、介護、冠婚葬祭、育児疲れなどのとき、一時的に預かり養育します(事前に登録が必要です)。

◎対象

満2歳～小学6年生

◎登録先

こども政策課

◎預かる施設

社会福祉法人白十字会林間学校
富士見町4-54

	ショートステイ (宿泊)	トワイライトステイ (夕方～夜の預かり)
利用時間ほか	原則6泊7日以内 ほか制限あり	17時～22時 年度中に50回 以内 (土・日・祝日を除く)
料金 (減免制度あり)	1人1泊2日 6000円 (食事代含む)	1人1回1500円 (食事代含む)

ひとり親家庭の支援

こども政策課

■児童扶養手当

◎対象

離婚や死亡などで父または母と生計をともにしていない児童を養育している方など(所得制限あり)

◎支給期間

児童が18歳になった最初の3月31日まで、または政令で定める程度の障がいの状態にあるときは20歳の誕生日の前日まで

■ひとり親家庭等医療費の助成

◎対象

ひとり親家庭等の父または母、祖父母などの養育者とその児童(所得制限あり)

◎対象年齢

児童が18歳になった最初の3月31日まで。ただし、児童が規則に定める程度の障がいがあるとき、または学校教育法に規定する高等学校等に在学しているときは20歳未満まで

◎内容

医療機関などを受診したときの保険適用分の自己負担額の助成



■日常生活支援

◎対象

子育て支援・生活援助などのサービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦(所得制限あり)

◎内容

支援員を派遣して家事や育児をします

■ひとり親家庭の方の自立に向けた相談

母子・父子自立支援員が相談に応じます。

◎対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

◎内容

生活や仕事、子育てなどの生活一般についての相談

■福祉資金貸付

福祉資金の貸し付け相談をしています。事前に電話予約をしてください。

◎対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

◎内容

就学支度、修学、技能習得、生活、転宅などの資金の貸し付け

子育てで悩んだら

子育ての悩みや発育の不安などの相談を受け付けています。

■家庭児童相談

P.77へ

■療育相談

P.77へ

■子育て支援センターでの相談

P.78へ

■「通級指導教室」教育相談

P.60へ

■幼児のこたばの教室

P.60へ

■就学相談

P.60へ

医療費助成

■小児医療費の助成

P.78へ

■養育医療給付制度

P.78へ

■ひとり親家庭等医療費の助成

P.79へ

■重度障がい者の医療費の助成

P.68へ

保育所

保育所等の一覧はP.124をご覧ください。

認可保育所等

保護者の仕事や病気などの理由で、家庭で保育を受けられないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

種類		対象年齢	特長
保育所		5歳児クラスまで(施設により異なる)	保育が必要なお子さんの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、養護および教育を一体的に行います。
認定こども園(保育所機能部分)		5歳児クラスまで(施設により異なる)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。
地域型保育	家庭的保育	0～2歳児クラス	一定の基準を満たした家庭的保育者が、自宅等で少人数を保育します。対象は生後6週間から2歳児クラスまで。定員は5人以下。
	小規模保育	0～2歳児クラス(施設により異なる)	2歳児クラスまでの少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施します。定員は6～19人。
	事業所内保育	0～2歳児クラス(施設により異なる)	会社の事業所の保育施設等で2歳児クラスまでの従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。

※地域型保育は、3歳児クラス以降の入園先として保育所や認定こども園等を連携園として設定することになっています(一部未設定の施設あり)



◎保育時間

月～土曜日(祝日、年末年始は除く)

認定区分により通常保育の時間が異なります。

・標準時間認定 7時～18時

※一部の施設は 7時30分～18時30分

・短時間認定 8時30分～16時30分

◎延長保育

・標準時間認定 18時～

※一部の施設は7時～7時30分、18時30分～

・短時間認定 7時～8時30分、16時30分～

※申し込みと延長保育料が必要です

※延長時間、延長保育料は施設によって異なりますので
施設へお問い合わせください

◎保育料

クラス年齢、認定区分、世帯(実態に基づく世帯)の市民税額の合計額に基づき算定されます。9月に当該年度市民税額により保育料の階層を見直し、翌年8月までその階層になります。3歳児クラス以上は幼児教育・保育の無償化により、保育料は無料です。

◎申し込み

入園希望の前月10日(土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)までに、必要書類を添えて保育課へお申し込みください。

※4月入園は前年秋ごろに期間を設け、受け付けています。詳細は、市ホームページでご確認ください

認可保育所等のサービス

詳しくは各実施施設へお問い合わせください。

■一時預かり

保護者の急な病気、育児疲れの解消や私的な理由で一時的にお子さんをお預かりします。利用には事前登録が必要です。

■休日保育

休日の就労などにより保護者および同居の祖父母、親族が、自宅での保育が困難な場合には、認可保育所等に在園中で満6か月以上(休日保育実施月の初日に生後6か月に達する場合を含む)のお子さんを対象として、休日保育を実施しています。詳細は、保育課へお問い合わせください。

■病後児保育

病気の回復期であり、集団保育および家庭での保育が困難なお子さんを中海岸保育園でお預かりします(有料)。対象は、市内在住の満6か月から小学校3年生まで、または市外在住で市内認可保育所等に在園する満6か月以上のお子さんです。事前登録や利用前のかかりつけ医の証明が必要です。

詳細は中海岸保育園病後児保育専用ダイヤル

☎55-9526にお問い合わせください。

私設保育施設 (認可外保育施設)

認可保育所等以外で保育を行うことを目的とする施設です。運営や設備などは、施設によって異なります。保育料や保育サービスなどは、利用前に各施設にご確認ください。

私設保育施設の一覧はP.125をご覧ください。

保育料の助成

保育課

保護者が就労などで私設保育施設(認可外保育施設)を利用し、認可保育所等への入所を待機している児童を対象に、保育料の一部を助成します。助成には条件がありますので、詳細は保育課までお問い合わせください。

幼稚園

幼稚園一覧はP.126をご覧ください。

幼稚園等の利用料の無償化

保育課

■私立幼稚園

私立幼稚園に在園する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児は、幼児教育・保育の無償化(上限あり)の対象となります。認定を受けるための手続き等は施設を通してお知らせします。

■幼稚園類似施設(認可外保育施設)

保護者の仕事や病気などの理由で保育の必要性があるおさんは、幼児教育・保育の無償化(上限あり)の対象です。認定を受けるための手続き等は施設を通してお知らせします。

また、無償化の対象外となるおさんは、保育料の一部を補助する市の制度の対象になる場合があります。手続き等は施設を通してお知らせします。

子ども食堂

子どもがひとりでも立ち寄れて、みんなと一緒に食事をしたり、遊んだり、勉強したりできる場所です。市内には20か所以上の子どもの食堂があります。



小学校・中学校

入学手続き

学務課

小・中学校に入学するお子さんの保護者へ、就学通知書を送ります。1月に各学校で保護者への説明会を行います。就学通知書が届かない場合や転居予定がある場合は、学務課までご連絡ください。

※保護者の申し立てにより、指定校を変更できる場合があります。一定の基準がありますので、詳しくは学務課までご相談ください。

転校手続き

学務課

■市内転居・市外からの転入

在学している学校で受け取った在学証明書、教科用図書無償給与証明書を持ち、市民課で転居・転入手続きをしてください。場合により学務課へご案内します。

■市外へ転出

在学している学校で、在学証明書と教科用図書無償給与証明書を受け取って転出先の自治体で手続きをしてください。

就学援助

学務課

お子さんが市立の小・中学校に就学するにあたり、経済的理由でお困りの方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費などを援助します。申請を希望する方は、市公式ホームページをご覧ください。学務課または各学校で申請書をお受け取りください。

就学時の健康診断

学務課

小学校へ入学するお子さんの健康診断を入学前に行います。この健康診断は、法律に基づいて毎年10月から11月にかけて実施します。保護者には、個別にお知らせします。

こども110番の家

青少年課

子どもたちの緊急避難場所として市内の郵便局や一般のご家庭にご協力いただいています。青いステッカーが目印です。犯罪の防止につながる効果もありますので、多くのみなさまのご協力をお願いします。子どもと一緒に「こども110番の家」の場所を確認しましょう。



学校施設の利用

教育施設課

市立の小・中学校の体育館・運動場・教室などを学校教育上支障のない範囲で開放しています。利用する場合は、学校長の利用承認と、担当課での許可が必要です。使用料は施設で異なり、利用目的により減免もあります。

■小学校の体育館・運動場

(10人以上で団体登録をして、定期的に利用する場合)

団体で利用する場合、申請・登録が必要です。その後、毎月1回の体育施設開放運営委員会に参加し、翌月分の利用日程調整後、体育館・運動場(運動場は緑が浜小学校を除く)を利用できます。

◎使用時間

8時30分～21時(年末年始を除く)

■小学校、中学校の体育館・運動場・教室など

(団体登録のない個人や団体として利用する場合)

直接学校へ申し込み、学校長承認後、教育施設課で許可を受けたのち、利用できます。

◎使用時間

8時30分～21時(年末年始を除く)

夜間照明施設とプールの利用

スポーツ推進課

■運動場の夜間照明施設

スポーツ推進課で団体登録(10人以上の団体)をした後、夜間照明施設開放運営委員会へ参加し、利用日程調整を行います。

◎設置施設

梅田中学校、円蔵中学校、北陽中学校、中島中学校

■小学校のプール開放

◎開放期間

夏休み期間(7月下旬～8月下旬予定)

児童クラブ

青少年課

市内には36か所の児童クラブがあり、働く保護者のために放課後に小学生をお預かりしています。

◎申し込み・問い合わせ

直接各児童クラブへ

■公設の児童クラブ

対象学区	名称	所在地・電話
今宿小	たんぼぼクラブ	今宿1225-1 ☎57-0961
	ぼぼんたクラス	今宿1224-1 ☎86-0251

梅田小	つくしんぼクラブ	茅ヶ崎1-5-46 ☎86-8055
	にじいろクラブ	茅ヶ崎1-5-32 ☎57-6221
円蔵小	すぎの子くらぶ	茅ヶ崎551-9 ☎52-3885
香川小	てんとう虫クラブ	香川1-30-59 ☎52-7372
	よつばクラブ	☎52-7689
	みずたまクラブ	香川1-30-51 ☎51-4911
小出小	にほんまつクラブ	堤1967 ☎52-5885
小和田小	ピノキオクラブ	小和田3-2-44 ☎51-9799
	小和田第2児童クラブ	小和田3-10-1 小和田小学校内 ☎080-5428-4831
汐見台小	くじらクラブ	汐見台3-11 ☎83-0006
松林小	まつぼっくりクラブ	松林2-16-32 ☎52-2466
茅ヶ崎小	きかんしゃクラブ	共恵1-10-70 ☎83-4008
鶴が台小	かぜの子くらぶ	鶴が台12-1 鶴が台小学校内 ☎52-5441
鶴嶺小	ひまわりクラブ	浜之郷603 ☎83-5434
	にこにこクラス	今宿1224-1 ☎57-7070
西浜小	いるか倶楽部	南湖6-15-13 ☎57-2347
浜須賀小	おおなみクラブ	白浜町3-24 ☎86-3013
	こなみクラブ	松が丘2-12-8 ☎88-1031
浜之郷小	なかよしクラブ	西久保180 ☎88-5227
東海岸小	マリンキッズクラブ	東海岸南4-10-40 ☎88-1316
松浪小	おひさまクラブ	富士見町2-13 1階 ☎83-6338
	このはクラブ	出口町12-5-13 ☎57-6490

緑が浜小	わんぱくクラブ	富士見町2-13 2階 ☎86-2868
室田小	おおぞらクラブ	松林3-5-33 ☎51-8179
柳島小	どんぐりクラブ	柳島2-6-54 ☎85-9422
茅ヶ崎小・東海岸小	茅ヶ崎市南地区児童クラブ	東海岸南2-6-14 ☎85-3010

■民設の児童クラブ

対象学区	名称	所在地・電話
茅ヶ崎小	マミー・レインボーきっず@茅ヶ崎サザン St.	共恵2-1-40 ☎40-5551
松林小 室田小	まちの背守り保育じいじとばあばの宝物 ちがさき松林・室田	松林3-9-13 ☎51-1121
小和田小	茅ヶ崎松若児童クラブ (茅ヶ崎松若こども園併設)	小和田2-12-47 ☎33-5188
松林小・室田小	放課後児童クラブ あや	松林3-5-17 ☎080-9039-7543
小和田小	Thank you 児童クラブ	菱沼3-1-26 2階 ☎070-2678-2779
梅田小・茅ヶ崎小	ちがさ KID´S ～みんなのヒミツキチ～	新栄町13-32 勤労市民会館 5階 ☎84-7507
西浜小	学童保育 晴れハレにしはま	南湖6-4-24 ☎84-8844
松浪・緑が浜小	学童保育 晴れハレへいわ	富士見町5-2 ☎81-5416
松林小・室田小	三楽キッズクラブ ちがさき	室田1-2-8 ☎38-6122

小学校ふれあいプラザ事業

青少年課

市内18の小学校で、在校児童の居場所として地域、学校、PTAや保護者のみなさんのご協力のもと、放課後に体育館などを開放しています(香川小は調整中です)。





市民活動・文化生涯学習

市民活動

市民自治推進課

市民ニーズの多様化やさまざまな社会的課題が増えていく中、市民活動は、豊かで活力あふれるまちづくりを進めていく上で、重要な役割を果たしています。

市では、このような市民活動の自主性、自立性を尊重し、相互理解に基づいて、互いの特性を生かして協力し合う、協働型のまちづくりを目指しています。

ちがさき市民活動サポートセンター

市民活動を支援するための施設です。活動団体の紹介や相談の受付に加え、予約不要のフリースペースや、印刷機、紙折り機、情報コーナーなどが利用できます。

◎時 間

9時30分～21時30分

◎休 館 日

第3水曜日、年末年始

◎所 在 地

茅ヶ崎3-2-7

◎電 話

☎ 88-7546

◎ホームページ

<https://sapocen.net/>



ちがさき市民活動団体ガイドブック

多くの方が市民活動に関心を持ち、活動を始めるきっかけづくりや団体間のネットワークづくりに活用できるよう、市民活動団体ガイドブックを作成しています。

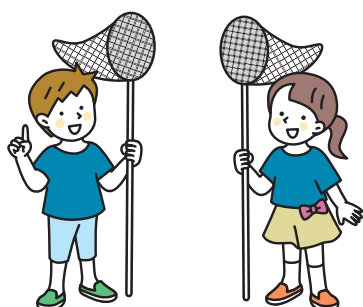
最新の市民活動団体ガイドブックは、ちがさき市民活動サポートセンターのホームページでご覧になれます。なお、掲載申し込みは随時受け付けています。

◎掲載内容

団体名、連絡先、活動内容など

◎申し込み

所定の用紙(ちがさき市民活動サポートセンターで配布)に記入し、持参



市民活動げんき基金補助制度

市民活動げんき基金補助制度は、市民の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援するものです。公開のプレゼンテーションを経て、補助事業が決まります。

◎対象

次のすべての要件を満たす団体が実施し、茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業(構成員のみを対象とした共益的な事業は対象外)

- ①市内で主に活動している市民活動団体
- ②3人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市内在住・在勤・在学であること
- ③団体の活動内容に関する情報を公開していること
- ④市から他の補助金(団体の運営に係るものを除く)を受けていないこと
- ⑤茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等または同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員でないこと

◎企画書受付期間

例年12月上旬～1月中旬(予定)

市民活動等災害補償制度

市内では、自治会活動、福祉・奉仕活動など、多くの方々によってさまざまな市民活動が行われています。

この制度は、市民活動中に起こってしまった予期せぬ偶発的な事故によるけがなどについて補償することで、市民の方々が安心して市民活動を行えるようにする制度です。

地域コミュニティの取り組み

地域コミュニティの取り組みとは、自治会をはじめとした、地域で活動する各種団体が参加する、地域における話し合いの場「まちぢから協議会」の活動を中心に、地域力の向上を図る取り組みです。市内の各地区でさまざまな取り組みが進んでいます。



◀松林地区:
子育て世代の居場所づくり事業
「かんがるうのぼっけ」

▶湘南地区:
おでかけワゴン
～くらしの足を地域で支える～



文化生涯学習

文化推進課

生涯学習情報を調べたい! 相談したい!

■生涯学習情報を調べたい方

□生涯学習ガイドブック

講座案内や会員を募集しているサークル・団体の案内、まなびの市民講師の紹介などをまとめた情報誌、年1回発行。

□生涯学習ポータルサイト

市内で開催されるさまざまな講座・講演会や生涯学習施設の情報をまとめたサイトです。



■直接相談したい方、いろいろな施設のパンフレットをタイムリーに入手したい方

□ハマミナまなびプラザ

講座・イベントを開催したり、まなびの活動の場を提供する生涯学習施設です。生涯学習相談窓口も設置しています。詳細は、P.102をご覧ください。

□まなびの窓口

ネスパ茅ヶ崎ビル内3階市民ギャラリーに、生涯学習相談窓口を設置しています。

◎時間

9時～17時

◎休館日

年末年始(12月29日～1月3日)

◎所在地

元町1-1 ネスパ茅ヶ崎3階

歴史(市史編さん)情報

まちの歴史や祖先の営みを知り、また、次の世代へ伝えるため、さまざまな歴史資料を収集・整理・研究し、その成果が市民のみなさんに活用されるよう事業を進めています。

■茅ヶ崎市史ブックレット(350円)

歴史を身近に親しめるテーマ別にまとめたシリーズ。

■ヒストリアちがさき(200円)

市史編さん事業で蓄積した研究成果を紹介しています。
※有償刊行物は文化推進課、茅ヶ崎ゆかりの人物館、小出支所、各出張所、博物館、市内一部書店で購入できます。

あなたの「まなび」をお手伝いします

■豊富な経験や資格を持った市民(まなびの市民講師)による学習活動のお手伝い

さまざまな分野において豊富な経験や資格をお持ちの方や団体に「まなびの市民講師」として登録していただき、生涯学習活動における身近な支援者として学びたい方へ紹介しています。

■市役所職員による講師派遣「市民まなび講座」

メニューの中から選んだ聞きたい内容について、市職員が出向き、お話しします。



市民活動・文化生涯学習

注目のスポット

茅ヶ崎ゆかりの人物館



2015年2月に開館した施設で、ラチエン通りに隣接しています。茅ヶ崎にゆかりのある人物に関わる作品や資料展示のほか、講演会やワークショップなども行っています。

〔所在地〕 東海岸南6-6-64

〔電話〕 81-5015

〔開館日〕 毎週金・土・日曜日と祝日

(年末年始休館、その他臨時休館あり)

〔時間〕 10時～18時(入館は17時30分まで)

※11月から3月は閉館が1時間早まります

〔観覧料〕 観覧料200円。

隣の開高健記念館との共通観覧料は300円。

※18歳未満および高校生以下は無料

旧南湖院第一病舎(国登録有形文化財) 南湖院記念太陽の郷庭園



南湖院は、1899年、医師・高田畊安によって開設された結核療養所です。最盛期には5万坪の敷地を有し、「東洋一のサナトリウム」といわれていました。現存する旧南湖院第一病舎は、県内の数少ない明治遺産として大変貴重なものです。多くの方に南湖院の文化的価値を知っていただくため、一般社団法人南湖荘(有料老人ホーム「茅ヶ崎太陽の郷」経営母体)と協定を結び、敷地の一部を「南湖院記念 太陽の郷庭園」として一般公開しています。また、庭園の西には富士山を眺めることができ、「関東の富士見百景」に選定されるほど美しい光景です。

※建物内には立ち入りできません。

〔所在地〕 南湖7-12869

〔電話〕 81-7148(文化推進課)

〔開園日〕 月曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日

〔閉園日〕 火曜日、水曜日、年末年始(12月28日～1月4日)

〔時間〕 4月～10月 10:00～17:00

11月～3月 10:00～16:30

入園は閉園の30分前まで

茅ヶ崎市博物館



博物館は、50年の歴史を持つ文化資料館に代わり、2022年7月に開館しました。茅ヶ崎の自然や歴史・文化を紹介する基本展示室は、定期的に展示替えを行います。館内には図書室もあり、展示に関連する図書資料を閲覧・貸し出しが出来ます。

〔所在地〕 堤3786-1

〔電話〕 81-5607

〔休館日〕 月曜日(祝日の場合は開館、翌平日休)、年末年始、臨時休館日

〔時間〕 9時～17時 ※当面の間

(入館は16時30分まで・図書カウンターは17時まで)

〔入館料〕 無料(企画展は有料の場合があります)

〔駐車場〕 あり

※展示替え等により、開館時間の変更や臨時休館する場合があります。
@chigasaki_museum インスタグラムで情報を発信中です。

民俗資料館 旧藤間家住宅



藤間家は、江戸時代に廻船問屋を営み、代々柳島村の名主を務めていました。敷地内では、四季折々の自然を楽しむことができるほか、江戸時代の土蔵跡などが確認されており、当時の地域の歴史を知る糸口となる遺跡があります。主屋は「藤間家住宅主屋」として国登録有形文化財に登録されており、敷地は「藤間家(近世商家)屋敷跡」として市の史跡に指定されています。

※建物内には立ち入りできません

〔所在地〕 柳島2-6-30

〔電話〕 81-5607(博物館)

〔開館日〕 毎週金・土曜日

〔時間〕 9時～16時

〔駐車場〕 なし



ちがさき丸ごとふるさと発見博物館

市内全域を建物のない博物館と見立てる「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館」。文化・歴史・自然・人材など有形・無形のまちの宝ものを保全・活用し、まちを愛する人々を増やすことを目指しています。この事業は、市民ボランティアのみなさんと行政が協働で進めています。その一環として、市民ボランティアが主体で市内各地をめぐるまち歩き事業や講座、ワークショップを開催し市内の魅力を紹介しています。愛称は「ちがさき丸ごと博物館」です。

■基礎講座…1年に一度行われている、茅ヶ崎の成り立ちや自然環境、茅ヶ崎に関わる史料の見つけ方など、茅ヶ崎の魅力をわかりやすくお伝えする講座です。座学やまち歩きで、楽しみながらまちの魅力を発見することができます。



戸籍・住民票・印鑑証明

市民課

マイナンバーカード・電子証明書専用コールセンター ☎ 050-3385-5132

小出支所 ☎ 51-0005 香川駅前出張所 ☎ 85-6700 辻堂駅前出張所 ☎ 82-8182 ハマミーナ出張所 ☎ 58-6602

戸籍に関する届け出

戸籍関係の届け出は、市民課、小出支所または各出張所に提出してください。婚姻、養子縁組、協議による離婚・養子離縁・認知の届け出の際は、運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カードなどによる本人確認を行っています。受付時間は平日8時30分～17時、市民課のみ第2・4土曜日8時30分～12時も受け付けています。※戸籍の届け出は受付時間以外でもお預かりすることができます(本庁舎のみ)。詳しくは市民課までお問い合わせください

※外国人が関わる届け出は市民課までお問い合わせください

名称	届け出期間	届け出義務者	届け出先	必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	父母、同居人、出産に立ち会った医師、助産師の順	出生した市区町村、本籍地または届出人の住所地の市区町村	○届書(出生証明書付き) ※出生証明書は病院などで発行 ○母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の親族または同居人、家主、地主、家屋・土地管理人、後見人など	死亡した市区町村、死亡者の本籍地または届出人の住所地の市区町村	○届書(死亡診断書付き) ※死亡診断書は病院などで発行 ○後見人等が届け出る場合、後見人登記事項証明書原本等
婚姻届	届け出をした日から法律上の効力が発生	夫・妻	夫または妻の本籍地または住所地の市区町村	○届書(証人2人の署名があるもの)
離婚届	協議離婚は、届け出をした日から法律上の効力が発生。調停・審判など裁判離婚は成立・確定の日から10日以内	夫・妻(裁判離婚は原則申し立てをした方)	夫婦の本籍地または住所地の市区町村	○届書(協議離婚は証人2人の署名があるもの) ○裁判離婚の場合は、調停調書・審判書・確定証明書など裁判所で出された書類(原本)
転籍届	—	戸籍の筆頭者およびその配偶者	転籍者の本籍地または届出人の住所地、転籍地の市区町村	○届書 ※届書は届出人の自署があるものを持参してください。届書への押印は任意です。

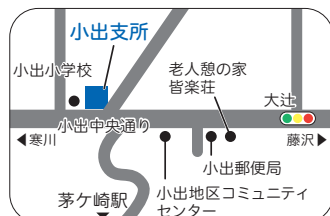
※養子縁組届、養子離縁届、入籍届など各種届け出があります。ご不明な点はお問い合わせください

※戸籍の届け出をした場合、戸籍の発行には数日かかります。届け出の際、窓口でお問い合わせください

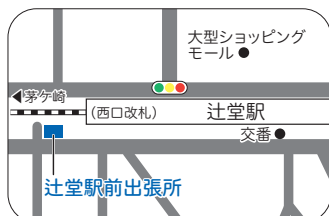
※辻堂駅北口にある「湘南パスポートセンター(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)」では、パスポートの新規申請などに必要な戸籍証明書の交付(2市1町に本籍があり、かつ住民登録している方に限る)も行います。詳しくはP.114をご覧ください

※茅ヶ崎市に住所がある方で、戸籍届け出で氏名が変更になる場合は、国民健康保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちください(該当する方)

●小出支所 (芹沢888)



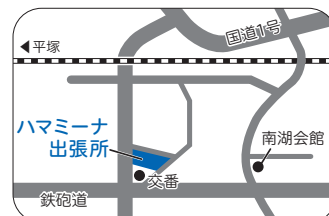
●辻堂駅前出張所 (藤沢市辻堂2-2・14ステラ湘南2階)



●香川駅前出張所 (香川5-3-17)



●ハマミーナ出張所 (浜見平11-1ハマミーナ1階)



住所の異動などに関する届け出

世帯で次の異動がある場合、必ず市民課、小出支所または各出張所に届け出てください。受付時間は平日8時30分～17時、市民課のみ第2・4土曜日8時30分～12時も受け付けています。

届け出の種類	届け出の期間	届け出義務者	主に必要なもの
転入届 (茅ヶ崎市に引っ越してきたとき)	引っ越してきた日から14日以内	本人 または 同一世帯の方	☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 前住所の市区町村で発行した転出証明書 ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方) ☐ 在学証明書(小・中学生がいる場合はP.82をご覧ください)
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日から前後14日以内		☐ 届出人の本人確認書類 ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード(いずれも国外へ転出する場合)(お持ちの方) ☐ 印鑑登録証(印鑑登録をしている場合) ☐ 国民健康保険証(加入者がいる場合) ☐ 後期高齢者医療保険証など(対象者がいる場合)
転居届 (市内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内		☐ 届出人の本人確認書類 ☐ マイナンバーカード、住民基本台帳カード(お持ちの方) ☐ 国民健康保険証(加入者がいる場合) ☐ 在学証明書(小・中学生がいて学区が変わった場合)
世帯変更届 (世帯主の変更、世帯を合併・分離したときなど)	変更のあった日から14日以内		☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 国民健康保険証(加入者のみ)

◎外国籍の方も、住所の異動届が必要です。上記のもののほか、必ず在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。

印鑑登録

登録できる方は、茅ヶ崎市に住民登録をしている方です。ただし、15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。市民課、小出支所または各出張所で登録できます。受付時間は平日8時30分～17時、市民課のみ第2・4土曜日8時30分～12時も受け付けています。

■登録申請の手続き

申請者	必要なもの	注意事項
本人が登録手続きをする場合	☐ 登録しようとする印鑑 ☐ 申請者の本人確認書類	①登録を受けようとする本人が窓口に来庁し、次のいずれかに該当する場合は即日登録ができます。 ・官公署の発行した顔写真入りの免許証、身分証明書、許可証を持参した場合(写真と台紙にプレスか割り印による証印があるもの、または写真に特殊加工がされていて発行者印があるもの。いずれも有効期限内のもの) ・印鑑の登録を受けている方が保証人になる場合(登録申請書の下段にある保証人欄に保証人本人が記入し、登録を受けている印鑑の押印が必要。市外の方が保証人になる場合は、その方の3か月以内に発行した印鑑登録証明書が必要) ②上記に該当しない場合は、文書による本人確認を行います(手続き完了まで1週間程度かかります)。
代理人が登録手続きをする場合	☐ 登録しようとする印鑑 ☐ 代理人選任届(委任状) ☐ 代理人の本人確認書類	



■登録できる印鑑

- ◎1人1個(同一世帯員の方が登録していないものに限ります)
- ◎氏名、氏、名のいずれかによって表されている印鑑など(ゴム印など変形しやすいもの・実印として不適切なものは不可)

■印鑑登録証明書が必要なとき

- ◎印鑑登録をすると、印鑑登録証を交付します。印鑑登録証明書を請求するときは、印鑑登録証の提示が必要です。

■印鑑登録証の紛失・盗難

次の場合は、印鑑登録の廃止申請または登録証亡失届が必要です。

- ①現在、登録をしている印鑑もしくは印鑑登録証を紛失したとき
- ②登録をしている印鑑を変更するとき
- ③不要になったとき

◎持ち物

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ※代理人が申請する場合は、代理人選任届が必要です。
- 詳しくは市民課までお問い合わせください

戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)、住民票の写しなど

戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍の謄本・抄本)、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付は市民課、小出支所、各出張所で取り扱っています。

請求の際には、窓口に来た方の本人確認を行っています。代理人による請求の場合は、委任状が必要です。

■戸籍、除籍、改製原戸籍謄本・抄本

戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)または除籍、原戸籍の謄本は、戸籍簿に載っている全員の内容を写したものです。

戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)は、必要な方の内容を写したものです。

■住民票の写し

住民票は、住民登録をしている方の住所・氏名・生年月日・本籍・性別・住民となった年月日・世帯主との続柄などを記載したものです。原則、続柄や本籍、筆頭者、住民票コード、マイナンバー(個人番号)の記載を省略していますが、記載が必要なときは窓口でその旨をお伝えください。

■印鑑登録証明書

印鑑登録証明書は、住民登録をしている方の住所・氏名・生年月日と登録された印鑑の印影を証明するものです。請求には、印鑑登録証が必要です。

■マイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)を証明する書類で、本人確認の際の公的な身分証明書としても利用できます。マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続のオンライン申請や、コンビニなどで住民票の写しなど公的な証明書の取得にも利用できます。

初回交付手数料は無料です(電子証明書発行手数料も含む)。再交付手数料は、マイナンバーカードは800円、電子証明書は200円です。



表面



裏面

■マイナンバーカードの署名用電子証明書

インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用し、e-Taxなどをお使いになる場合に必要な証明です(有効期間は発行から5回目の誕生日まで)。

引っ越しや婚姻などにより住所、氏名などに変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載されている情報に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や婚姻届などの提出の際に、併せて新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、住所、氏名などを記載情報としないことから、引っ越しや婚姻などによっても失効しません。

■マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書

インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることの認証手段として利用し、マイナポータルログイン、コンビニ交付サービス、健康保険証利用などをお使いになる場合に必要な証明です。



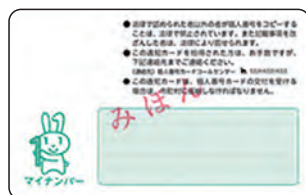
■通知カード

2015年10月中旬以降、住民票を有する全ての住民に対し、転送不要の簡易書留で郵送されました。

通知カードは、2020年5月25日以降、券面記載事項の変更及び再発行をすることができません。また、マイナンバー（個人番号）の確認のみに利用することができ、本人確認書類にはなりません。



表面



裏面

■住民基本台帳カード

公的な証明として使えるカードで、顔写真付き、顔写真なしの2種類あります。

マイナンバーカード交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付は終了していますが、お手持ちの住民基本台帳カードは有効期間が満了するまで有効です。

■コンビニ交付サービス

住民基本台帳カードやマイナンバーカードを利用してコンビニで住民票の写し、印鑑登録証明書を発行することができます。

このサービスは、マイナンバーカードでは標準搭載されている利用者証明用電子証明書で利用できます。また住民基本台帳カードで、コンビニ交付サービスを利用する場合は、利用登録をする申請が必要になります。（利用登録は令和5年3月31日で終了）

◎ 利用時間

【コンビニ交付サービス】

6時30分～23時

（年末年始と機器のメンテナンス期間を除く）

◎ 対象コンビニ

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート

※キオスク端末設置店舗に限る

◎ 発行できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書

コンビニ交付の動画(外部リンク)➡



■各種証明書等の手数料

戸籍の全部・個人事項証明書 (戸籍の謄本・抄本)	1通450円
除籍・原戸籍の謄本・抄本	1通750円
住民票の写し 印鑑登録証明書 身分証明書	1通300円
マイナンバーカード	初回交付無料 再交付800円
電子証明書	初回交付無料 再交付200円

住居表示の手続き

市民課

住居表示実施地域内に建物の新築・建て替えなどをしたときは、住居番号(住所)を決定するための届け出が必要です。直接または郵送で市民課に届け出てください。

◎ 必要書類

・住居表示建物その他工作物新築等届※

・建築確認済証

・確認申請書(1～3面)

連名で建築の場合、2人目以降の氏名等がわかる別紙も必要です。

・案内図・配置図・各階平面図

※この届出用紙は市民課で配布のほか市ホームページからダウンロードできます



国民健康保険に加入する方

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方は国民健康保険に加入します。

■こんなときは必ず14日以内に届け出を

	こんな場合は	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた日付がわかる証明書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた日付がわかる証明書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	加入者に子どもが生まれたとき	マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの)・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類※電子申請可
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	加入者が死亡したとき	死亡した方の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	特定疾病受療証(お持ちの方)・限度額適用認定証(お持ちの方)保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類 標準負担額減額認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	保険証をなくした、または汚れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)・マイナンバーカードがない場合はマイナンバーが確認できる書類※電子申請可
	加入者が出産したとき(出産育児一時金)※(他の健康保険から支給される場合を除く)	保険証・印鑑・世帯主名義の口座がわかるもの・領収明細書・直接支払制度合意文書
	加入者が亡くなったとき(葬祭費)(他の健康保険から支給される場合を除く)	保険証・印鑑・葬祭を行った方の名義の口座がわかるもの・葬祭を行った方が確認できる書類(葬儀費用の領収書、会葬礼状など)

※出産費用の精算方法により、市役所での手続きが不要場合があります。詳しくはお問い合わせください

- 窓口で保険証の交付を希望する場合は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です
- 一部、電子申請でのお手続きも可能です。詳しくは市HPをご覧ください
- 令和6年12月以降、保険証が廃止された後の届出に必要なものについては保険年金課までお問い合わせください。



健康保険で診療が受けられないもの

- ・正常な妊娠や出産、健康診断、予防接種、人間ドック
 - ・仕事上のけが(労災制度の適用を受ける)
 - ・歯列矯正、美容整形
 - ・被保険者が故意に行った行為や犯罪によるもの
 - ・けんか、泥酔などで起きたけがや病気
 - ・医師や保険者の指示に従わなかったとき
- ※交通事故など、第三者の行為により傷病を受けた場合は、届け出が必要になります

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許が切れた後に他の製薬会社が同じ有効成分で製造している薬です。一般的に新薬と比べて安価なため、自己負担を少なくすることができます。ジェネリック医薬品への変更を希望するときは、直接医師や薬剤師に相談してください。

特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・改善を目的に特定健康診査・特定保健指導を実施しています。対象の方には、実施時期が近づきましたら受診券とご案内をお送りします。

◎対象者および受診料

- ①40～64歳の方 受診料 1500円
- ②65～74歳の方 受診料 500円
- ③市民税非課税世帯の方 申し出により免除

◎実施期間

6月～8月

後期高齢者医療制度

保険年金課

■後期高齢者医療制度に加入する方

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいがあり、申請により神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、これまで加入していた健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

■保険料

被保険者一人一人の所得により算定され、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書または口座振替)により納めていただきます。

■後期高齢者医療保険で受けられる主な給付

病気やけがで診療を受けたとき	医療費の自己負担割合は1割または2割(現役並み所得者は3割)
入院したときの食事代など(入院時食事療養費・生活療養費)	入院時食事療養費の自己負担額は1食460円(令和6年6月1日から490円)(1日3食まで)。低所得の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示またはマイナ保険証の提示と高額療養費制度利用への同意により軽減されます。
1か月に支払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費)	限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます(自己負担限度額は所得区分により異なります)。
死亡したとき(葬祭費)	被保険者が死亡したときに、葬儀等を行った方(喪主)に一律5万円が支給されます。
その他	療養費(補装具など)・訪問看護療養費・移送費・高額介護合算療養費など

※給付は神奈川県後期高齢者医療広域連合で行いますが、各種申請などは市で受け付けています。詳しくは、保険年金課までお問い合わせください

■特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の方は、受療証の提示により1つの病院での1か月の自己負担額が1万円になります。



歯科・小児歯科・歯科口腔外科

よ

むらまつ

歯科クリニック

訪問診療対応可 車いすでの入室可

診療時間

月 火 水 木 金 土 日 祝

9:30～13:00 ● ● ● ● ● ● 休

15:00～19:00 △ ● △ ● ● △ 休

△15:00～17:00

MURAMATSU DENTAL CLINIC

幸町6-16 キャロルマンション1F 茅ヶ崎駅南口徒歩5分

☎(0467)50-0765 www.mu-dc.jp Pあり

■こんなときには届け出を

区分	届け出が必要な場合	届け出に必要なもの
後期高齢者医療に加入するとき	県外から転入したとき	後期高齢者医療負担区分等証明書・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	65歳～74歳の一定の障がいがある方で、認定を受けるとき	年金証書、障がい者手帳、医師の診断書のいずれか1つ・本人確認書類・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止停止通知書・本人確認書類・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
後期高齢者医療を脱退するとき	県外へ転出するとき	保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	障がいにより認定を受けている65歳～74歳の方で障がい状態不該当になったとき、または認定の撤回をするとき	保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	生活保護を受けたとき	保護決定通知書・保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	死亡したとき	保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
その他	県内で住所が変わったとき	保険証・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	氏名が変わったとき	保険証・本人確認書類・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
	保険証を紛失したとき	本人確認書類(本人以外の方が申請する場合は、お問い合わせください)・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類

※本人確認書類とは、本人名義のマイナンバーカード・運転免許証・年金証書・パスポートなどです

運営は、県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が行い、市では、保険料の徴収・保険証の再発行・各種申請の受け付けなどを行っています。

●マイナンバーカードの保険証利用が始まっています。

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。医療機関等への受診は、ぜひマイナンバーカードをご利用ください。

●紙の保険証の廃止について

現在の保険証は、令和6年12月2日で廃止され、以降の交付(紛失による再交付を含む)はできなくなります。なお、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担割合等に変更が無い限り、有効期限までこれまでどおりお使いいただくことができます。

また、保険証廃止以降において、当面の間、マイナ保険証を登録されていない方等には申請しなくても資格確認書^{※1}が交付されます。

紛失や破損をした場合は、保険証の廃止前後にかかわらず、申請が必要です。

※1「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示し、資格確認を行うことで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。



国民年金とは

国民年金は、国籍を問わず日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が必ず加入することになっています。

■国民年金に加入する方

○第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、自営業者、学生などほかの公的年金に加入していない方

○第2号被保険者

厚生年金（船員）保険の被保険者と各種共済組合の組合員の方

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

次の方は任意で加入することができます

○60歳以上65歳未満の方、20歳以上65歳未満の在外邦人

■付加年金

より多くの年金を受給するために、任意で付加保険料（月額400円）を納めることができます。

■支払い方法

口座振替、クレジットカード、納付書による支払い方法があります。支払い方法によっては割引制度があります。

保険料の支払いが困難なとき

■保険料免除制度

前年所得が一定以下の方で、申請し承認されると保険料が免除されます。失業などによる特例制度もあります。所得の審査対象者は、本人、配偶者および世帯主です。

■納付猶予制度

前年所得が一定以下の50歳未満の方で、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。所得の審査対象者は、本人と配偶者です。

■学生納付特例制度

学校教育法に規定する学校または教育施設に在学する学生で、本人の前年所得が一定以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

■こんなときには届け出を

こんなとき	対象	届け出先
20歳になったとき	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先
転入したとき・転居したとき ※転出したときは転出先での手続きとなります	第1号被保険者	市役所 ※国外からの転入者のみ届け出必要
	第2号被保険者	勤務先
	第3号被保険者	配偶者の勤務先
	年金受給者	共済年金受給者は共済組合または、年金事務所へ。共済年金受給者以外は原則手続き不要
氏名に変更があったとき	第1号被保険者	原則手続き不要
	第2号被保険者	勤務先
	年金受給者	共済年金受給者は共済組合または、年金事務所へ。共済年金受給者以外は原則手続き不要

※年金受給者の方は、受け取っている年金の種類により届け出先が異なる場合がありますのでお問い合わせください

年金についての問い合わせ

■ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

■藤沢年金事務所

藤沢市藤沢1018 ☎ 0466-50-1151（代表）

国民年金基金

国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せするために、第1号被保険者の方が任意で加入する公的な個人年金です。

掛金は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税が軽減されるなどのメリットがあります。さらに、将来お受け取りになる年金も、公的年金等控除の対象となります。

また、60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。詳しくは、全国国民年金基金 ☎ 0120-65-4192へお問い合わせください。



税金

■2024年度 主な市税のあらまし

税の種類	納める方	納める時期	税額・税率など(基準日)	担当課
市・県民税 (個人住民税)	自営業者など	6月・8月・10月・翌年1月 (普通徴収)	市民税均等割…3000円 県民税均等割…1300円 ※別途森林環境税1000円も納めます。 所得割…前年の所得によります 市民税の税率…6%(1月1日) 県民税の税率…4.025%(1月1日) ※県民税も同時に納めます	市民税課
	給与所得者 (会社員など)	6月～翌年5月 (毎月の給与から特別徴収)		
	年金受給者	4月・6月・8月・10月・12月・ 翌年2月 (公的年金の支払いの際に 特別徴収)		
固定資産税	土地、家屋、償却 資産の所有者	5月・7月・12月・翌年2月 (普通徴収)	1.4%(1月1日)	資産税課
都市計画税	市街化区域内の土 地、家屋の所有者		0.3%(1月1日)	
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車や 軽自動車などの所 有者	5月(普通徴収)	2000円～1万2900円 (車種によって異なります) (4月1日)	収納課

- 用語解説 ・普通徴収…納税通知書でお知らせした税額を納付書や口座振替により個人で納めていただく方法
・特別徴収…給与や公的年金の支払者が税額を給与や公的年金から天引きして納めていただく方法
- 納期限 普通徴収は各納期月の末日、特別徴収は徴収月の翌月10日です
ただし、その日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合にはその翌日が納期限となります

納税

収納課

■納付方法

市税の納付は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイトから、クレジットカード又はインターネットバンキングなどにより、時間や場所を選ばず納付することができます。

また、口座振替なら、一度の申し込みで継続して自動的に納付されるので便利です。「Web 口座振替受付サービス」では、スマートフォン、タブレット端末などから申し込みができます。

窓口での納付は、コンビニエンスストアや市役所(銀行派出所)、小出支所、各出張所、茅ヶ崎市の指定(代理)金融機関及び一部収納代理金融機関に納付書を持参して納付することができます。

納付方法の詳細については、市ホームページをご確認ください。



■納期内に納めましょう

納期限までに納付できない場合、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

なお、納期限までに納付できない事情がある場合や災害に遭うなど特別な事情により納税が困難な場合は、収納課までお早めにご相談ください。

市税納期限メール配信サービス

希望した市税の納期限の3日前までに、登録したメールアドレスに納期限のお知らせを配信するサービスです。市ホームページや携帯サイトから登録してください。

- 対象税目: 市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)
登録方法はP.37をご覧ください



相続・贈与

『駅から徒歩1分!』

資産税、相続税に関するご相談や法人向けに経営支援、会社設立支援を行っております。
その他、些細なことでもご相談承ります。

お気軽にご相談ください

ゆーず

税理士法人 Yuse

新栄町1-2 川上ビル6F TEL.85-8115 www.yusekaikai.jp



税の証明

市民課・収納課・市民税課・資産税課

■市税関係の証明と手数料

証明交付窓口は、固定資産税の証明は資産税課、市県民税の証明および各種納税証明は市民課です。また、小出支所や各出張所でも申請ができます。なお、一部取り扱いができない証明がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

証明書の交付を申請できる方は本人、本人からの委任状などを持参した方、申請時に市内在住で住民票上同一世帯の親族の方に限ります。申請時に窓口に来た方の本人確認を行っておりますので、運転免許証などをお持ちください(車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書を代理人申請される場合は、該当の軽自動車の車検証(写し可)をお持ちください)。

主な証明の種類		手数料
固定資産税	土地評価証明	土地・家屋の所有者別に2筆(棟)ごとに300円
	家屋評価証明	
	土地公課証明	
	家屋公課証明	
市・県民税 森林環境税	課税・非課税証明(所得証明)	1件300円
	営業証明(事業届証明)	1件300円
納税証明	市・県民税	1件300円
	法人市民税	
	固定資産税・都市計画税	1件300円 (車検用は無料)
	軽自動車税(種別割)	

■県税・国税の問い合わせ

◎県税(自動車税、事業税、不動産取得税など)

藤沢県税事務所 ☎ 0466-26-2111

◎国税(所得税、相続税、贈与税など)

藤沢税務署 ☎ 0466-22-2141

市・県民税(個人)

市民税課

毎年1月1日現在に市内居住の方、または市内居住ではないが市内に事務所や事業所、家屋敷のある方に課税するものです。

■市・県民税の申告は3月15日まで

市では、提出された申告書を基礎資料として、市・県民税を決定します。申告書は国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、課税・非課税証明(所得証明)の発行などのためにも必要となりますので必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をする方、給与所得だけで勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている方、および公的年金等の所得だけでその源泉徴収票に記載された控除以外の控除の追加がなく、年金支払者から公的年金等支払報告書が市へ提出されている方は申告の必要がありません。

■課税されない方

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年の合計所得金額が45万円以下の方

固定資産税・都市計画税

資産税課

毎年1月1日現在において、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の所有者が、当該資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、目的税として都市計画事業(道路、公園、下水道などの整備)や土地区画整理事業に充てるため、市街化区域内の土地・家屋を対象として、その所有者が固定資産税とあわせて納める税金です。

■縦覧制度

固定資産税の納税者が、自己の固定資産の評価が適正かどうか判断できるよう、土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿を確認し、自己の固定資産の価格と市内のほかの土地または家屋の価格を比較することができる制度です(無料)。

◎縦覧期間

4月1日～第1期納期限(土・日曜日、祝日を除く)

◎縦覧場所

資産税課

◎縦覧できる方

本市の固定資産税納税者(同一世帯の親族・納税管理人など代理権を有する方を含む)、及び委任状を持参した代理人

■閲覧制度

納税義務者、所有者が自己の資産(借地人・借家人などは使用・収益の対象となる部分の資産)の価格や税額について確認できる制度です。



◎閲覧期間

年間を通して行っています(土・日曜日、祝日を除く)

◎閲覧場所

資産税課、小出支所、辻堂駅前出張所、ハマミーナ出張所、香川駅前出張所

◎閲覧できる方

納税義務者、所有者、借地人・借家人など、及び委任状を持参した代理人

◎手数料

納税義務者1件につき300円の手数料がかかります。縦覧期間中に限り、当年度分は無料です

■新築住宅・長期優良住宅に対する減額

新築住宅は、一定期間、居住部分の固定資産税が1/2に減額されます(都市計画税は減額の対象にはなりません)。減額となる住宅には床面積の要件があります。

◎床面積要件

- ①居住部分が、1戸につき50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下(120㎡以上280㎡以下の場合は、120㎡相当分)
- ②居住部分が床面積全体の1/2以上あること。また、減額される期間は、建物によって異なります

◎期間(一般住宅の場合)

- ・2階建てまでの住宅:新築後3年度分
- ・3階建て以上の中高層耐火住宅:新築後5年度分

◎期間(長期優良住宅の場合)

- ・2階建てまでの住宅:新築後5年度分
 - ・3階建て以上の中高層耐火住宅:新築後7年度分
- 長期優良住宅は建築した翌年の1月31日までに申告が必要です。減額申請の際には、認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書、長期優良住宅の認定通知書の写し、マイナンバーの番号記入が必要になります

■高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

バリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/3減額になります(都市計画税は減額の対象にはなりません)。

工事完了日	減額期間	対象面積
2026年3月31日まで	翌年1年間(1回限り)	100㎡まで

◎要件

次のすべてに該当していること

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅で2026年3月31日までに、バリアフリー改修工事を施工した住宅(賃貸住宅と耐震改修特例の対象となっている住宅は除く)

- ②次のいずれかの方が居住している住宅

- (1)65歳以上の方(改修工事完了の年に65歳になる方も含む)
- (2)要介護認定または要支援認定を受けている方
- (3)障がいのある方

- ③次のいずれかの工事で、補助金などを除く1戸当たりの自己負担金が50万円超

- (1)廊下の拡幅
- (2)階段の勾配の緩和
- (3)浴室の改良
- (4)便所の改良
- (5)手すりの取り付け
- (6)床の段差の解消
- (7)建具の取り替え
- (8)床の滑り止め

- ④居住部分が床面積全体の1/2以上

- ⑤改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下

◎申告期限

工事完了から3か月以内

※申告の際は添付書類等があります。詳細はお問い合わせください

■住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

耐震改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/2減額になります(都市計画税は減額の対象にはなりません)。

工事完了日	減額期間	対象面積
2026年3月31日まで	翌年1年間(1回限り)	120㎡まで

◎要件

次のすべてに該当していること

- ①1982年1月1日までに建築された住宅で、2026年3月31日の間に耐震基準に基づく耐震改修工事を施工した住宅(バリアフリー改修特例、熱損失防止(省エネ)改修特例の対象となっている住宅は除く)
- ②1戸当たりの改修工事費が50万円超

◎申告期限

工事完了から3か月以内

※申告の際は添付書類等があります。詳細はお問い合わせください

※改修により、長期優良住宅となった場合や、通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、減額の内容が異なりますのでお問い合わせください

■住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税の減額制度

熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅の固定資産税が申告により1/3減額になります(都市計画税は減額の対象にはなりません)。





工事完了日	減額期間	対象面積
2026年3月31日まで	翌年1年間 (1回限り)	120㎡まで

◎要件

次のすべてに該当していること

- ①2014年4月1日までに建築された住宅で、2026年3月31日の間に熱損失防止(省エネ)改修工事を施工した住宅(賃貸住宅と耐震改修特例の対象となっている住宅は除く)
- ②次の工事のうち(1)を必ず含み、補助金などを除く1戸あたりの自己負担金が60万円超。ただし、(5)の工事を含む場合は、(1)～(4)の工事費が50万円超の必要があります。
 - (1)窓の改修工事(必須事項)
 - (2)床の断熱改修工事
 - (3)天井の断熱改修工事
 - (4)壁の断熱改修工事
 - (5)太陽光発電装置、高効率空調機器、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置にかかる工事
- ③改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下
- ④改修部位がいずれも国土交通省の告示で定める省エネ基準に新たに適合することになること
- ⑤居住部分が全体の床面積の2分の1以上

◎申告期限

工事完了から3か月以内

※申告の際は添付書類等があります。詳細はお問い合わせください

※改修により、長期優良住宅となった場合は、減額の内容が異なりますのでお問い合わせください

■その他

○事前に相談を

- ・土地利用を変える
家屋の取り壊し、貸付駐車場への変更など、土地利用形態が変わると、土地の評価や税額が変わることがあります。
- ・居住用家屋(住宅)を取り壊す
住宅の建っている土地には、住宅用地の特例が適用され、固定資産税が軽減されています。住宅を取り壊し、1月1日までに新たな住宅が完成しないと、翌年度から特例が適用されず、土地の固定資産税は高くなります。ただし、住宅の建て替えで、一定の要件を満たす土地には特例が適用されます。

※1月1日までに家屋を取り壊すと、その翌年度から家屋への課税はされません。取り壊した際にはご連絡ください

○届出が必要なもの

- ・未登記家屋の所有者の届け出
売買や相続などにより未登記家屋の所有者を変更する場合

- ・現所有者(相続人)・納税管理人の届け出
所有者(納税義務者)が死亡、国外転出した場合
- ・共有代表者の変更
共有している課税物件の代表者を変更する場合

軽自動車税(種別割)

収納課

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期は5月です。なお、年度途中(4月2日以降)に廃車、譲渡などであっても、税額の変更はありません。

○原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、小型二輪

車種区分		税額
原動機付自転車	50cc以下または0.6kW以下	2000円
	90cc以下または0.8kW以下	2000円
	125cc以下または1.0kW以下	2400円
	三輪以上のもので、20ccを超え50cc以下(ミニカー)	3700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2400円
	その他	5900円
自動二輪	軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	3600円
	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	6000円

○軽自動車(三輪・四輪)

- ①経過措置
初めて車両番号の指定を受けた日が2015年3月31日までの車両
- ②改正税率
初めて車両番号の指定を受けた日が2015年4月1日以降の車両
- ③重課税率(2016年度から適用)
初めて車両番号の指定を受けてから13年経過した車両(一部の車両を除く)

車種区分			税率(年税額)		
			①経過措置	②改正税率	③重課税率
三輪			3100円	3900円	4600円
四輪以上	乗用	自家用	7200円	1万800円	1万2900円
		営業用	5500円	6900円	8200円
	貨物用	自家用	4000円	5000円	6000円
		営業用	3000円	3800円	4500円

■標識の交付と廃車の届け出

原動機付自転車などを取得したときは15日以内に、譲渡や廃車をしたときは30日以内に、必ず収納課に届け出てください。また、転入・転出のときは、居住地の標識に変更してください。なお、盗難にあったときは警察だけでなく、収納課にも届け出てください。

■グリーン化特例(軽課)について

初めて車両番号の指定を受けた日が2023年4月1日から2024年3月31日までの車両のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、2024年度分に限り「グリーン化特例(軽課)」が適用されるため、上記の表と金額が異なります。詳細は市HPをご参照ください。

窓口でのキャッシュレス決済

行政改革推進課

証明書発行手数料等を市窓口で支払う際にキャッシュレス決済が可能です。詳細は市HPをご確認ください。

※窓口ではチャージはできません。

※窓口での税・保険料・使用料・一部の手数料等の支払は現金のみとなります。

※キャッシュレス決済と現金併用の支払はできません。



パートナーシップ 宣誓制度

多様性社会推進課

性的マイノリティをはじめとするさまざまな事情で婚姻の届け出をせず、あるいはできずに悩みや生きづらさを抱えている市民に寄り添い、お互いを人生のパートナーとして自分らしく生活することを応援する制度です。法的な効力はありませんが、宣誓時に交付される受領証等は、公営住宅に入居する際などの書類になります。

宣誓方法

事前予約制

宣誓の条件・方法、必要書類など詳細は市HPをご確認ください。



市政情報コーナー (本庁舎1階)

行政総務課

市政情報コーナーでは、市政に関する刊行物やその他の行政資料を備え、市民のみなさんへの情報提供に努めています。当コーナーに備えてある予算書や決算書、各種統計、各種計画書、市史史料集などの刊行物は、閲覧のほか、一部、有償刊行物として販売も行っています。また、一部の資料を除き、1人3冊まで1週間の貸出しができます。

なお、コーナーにある各種資料は、コーナーに設置して

詳細は市ホームページ参照またはP.115・116に掲載の「市役所の各担当番号」にお問い合わせください

いるコインコピー機で自由にコピーができます(有料)。

■主な有償刊行物

- ・茅ヶ崎市総合計画
- ・一般会計特別会計決算書及び附属書類
- ・予算書及び予算説明書
- ・統計年報 等

そのほか、詳細は市HPをご確認ください。



インターネットでの 申請・届け出

デジタル推進課

e-kanagawa 電子申請

URL <https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/>

窓口での申請・届け出に加えて自宅などからインターネットを使用して、原則24時間365日、申請・届け出の手続きができる神奈川電子自治体共同運営サービスの電子申請・届出システムをご利用ください。また、お支払いが必要な手続きの一部について、クレジットカードによる電子決済機能もご利用いただけます。

主な利用可能な項目は次のとおりです。

¥:電子決済機能を利用できる手続き

内容によってはご利用いただけない場合があります。

○住民票の写し交付申請¥

○戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍の謄本・抄本)、戸籍の附票交付申請¥

○市・県民税・森林環境税課税・非課税証明書(所得証明書)交付申請¥

○納税証明書交付申請¥

○固定資産評価証明書・固定資産公課証明書交付申請¥

○住宅用家屋証明書交付申請の一部¥

○コミュニティホール使用申請・減免申請¥

○コミュニティホール利用者(団体)登録の申請

○犬の死亡届

○犬の登録事項変更届

○行政文書公開請求

○行政文書公開請求法人版

○児童手当・特例給付認定請求書

○児童手当・特例給付額改定請求書(届)

○児童手当・特例給付受給証明交付申請書

○茅ヶ崎市小児医療証交付申請

○国民健康保険被保険者証再交付申請

○国民健康保険資格喪失(社会保険加入のため)

○おとなの予防接種実施依頼書交付申請

○こどもの予防接種実施依頼書交付申請

※上記のほかにも利用可能な手続きがあります

※手続きによっては、マイナンバーカードに格納する公的個人認証サービスによる電子証明書や専用のソフトウェア(アプリ)、対応するカードリーダーが必要な場合があります

※詳細は市ホームページをご確認ください。



■選挙人名簿

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿に登録されるには、満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続いて3か月以上住民基本台帳に登録されていたことが条件です。なお、この名簿に登録されると、死亡、転出など登録資格に異動がない限り、登録が抹消されることはありません。

■投票の方法

有権者の方には、投票所入場整理券を封書でお送りします。紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に載っていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

■期日前投票

仕事やレジャー、出産などで投票日に投票所へ行けない方は、選挙の公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで指定の期日前投票所で投票ができます。

■不在者投票

いずれの方法も選挙の公示日または告示日の翌日から投票日の前日まで投票ができます。

- ①選挙期間中に他の市町村に滞在している場合、滞在地先の市町村で投票
- ②指定された病院や老人ホーム等の施設で投票
- ③身体障害者手帳や戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を持っていて一定の要件を満たしている場合、郵便で投票

■在外投票

国外に居住している有権者が国政選挙で投票できます。在外投票するには、事前に在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けていることが必要です。

市政への意見

市政への意見

市民相談課

■わたしの提案

市政全般に関するご意見・ご提案を市ホームページ(パソコン・携帯電話)や市内の公共施設(市役所、小出支所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンターなど)に設置した「わたしの提案」の箱などで随時受け付けています。





施設案内

市内公共施設ガイド

市外局番は、茅ヶ崎「0467」です

●年末年始の休みや貸室の利用対象・料金などについては、直接お問い合わせください。

体育施設や会議室などの予約申込ができます

パソコンや携帯電話、市内に設置している公共端末から、施設の空き状況の確認や利用申込、抽選申込ができます。パソコンと携帯電話からは9時～23時、公共端末からは設置している施設の開館時間内にご利用いただけます。

利用するには、まず、ご利用になりたい施設の窓口で、利用登録をしてください。

詳しくは、市ホームページの「公共施設予約サービスについて」

▶ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/yoyaku/1009756.html>をご覧ください。

端末…公共端末設置施設 **予約**…施設予約システムでの予約可



市役所・支所



MAP
①

茅ヶ崎市役所

☎82-1111(代表) FAX87-8118
茅ヶ崎1-1-1

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
- 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
- 駐 車 場 あり(茅ヶ崎第2～第4駐車場)
障がい者用駐車スペース5台(本庁舎北側ロータリー3台、分庁舎東側2台)

●コミュニティホール

端末 **予約**

- 所 在 地 分庁舎5階一部・6階
- 時 間 9時～21時30分
- 休 室 日 第4火曜日、年末年始
- 貸 室 大集会室(集会室1・2)
200～500人
A・B会議室 各36人
C会議室 8人

●消費生活センター

- 所 在 地 本庁舎2階
- 時 間 9時30分～16時

●茅ヶ崎市議会

- 所 在 地 本庁舎6階

●茅ヶ崎市教育委員会

- 所 在 地 分庁舎3階

本庁舎

7階	●デジタル推進課
6階	●議長室／●副議長室／●正副議長応接室／●議員控室／●議会事務局／●議場／●全員協議会室(A・B)／●第1委員会室／●第2委員会室／●眺望ロビー／●傍聴席・特別傍聴席A・特別傍聴席B／●議会図書室／●理事者控室 AED
5階	●市長室／●市長応接室／●副市長室／●庁議室／●秘書課／①総合政策課／②行政改革推進課／③広報シティプロモーション課／④契約検査課／⑤資産経営課／⑥財政課／⑦職員課／⑧行政総務課／⑨文書法務課／●入札室・記者会見室／●統計室／●計量検査室／●研修室／●公平委員室／●記者室
4階	①市民自治推進課／②防災対策課／③警防救命課／④予防課／⑤消防総務課／⑥指令情報課／●会議室1・2・3・4・5 AED
3階	①建設総務課／②道路管理課／③道路建設課／④建築課／⑤公園緑地課／⑥下水道河川総務課／⑦下水道河川管理課／⑧下水道河川建設課／⑨農業委員会／⑩都市計画課／⑪開発審査課／⑫建築指導課／⑬都市政策課／⑭景観みどり課／⑮安全対策課／⑯スポーツ推進課／⑰拠点整備課／⑱農業委員会事務局／⑲農業水産課／⑳産業観光課
2階	①環境政策課／②資源循環課／③環境保全課／④文化推進課／⑤多様性社会推進課／⑥市民相談課／●消費生活センター／●指定金融機関派出所／⑦会計課／⑧市民税課／⑨収納課／⑩資産税課／●子ども家庭相談室2／●屋上庭園／●会議室えぼし1・2・3 分庁舎連絡通路
1階	●総合案内／①～③市民課／④～⑥保険年金課／⑦高齢福祉課／⑧介護保険課／●基幹型地域包括支援センター／●在宅ケア相談窓口／⑨保育課／⑩子ども政策課／⑪子ども育成相談課／●子ども家庭相談室1／●市政情報コーナー／●市民ふれあいプラザ／●公共施設予約端末／●喫茶コーナー／●授乳室／●警備員室／●夜間・休日戸籍届出窓口 AED

分庁舎

6階	●コミュニティホール大集会室(集会室1・2) AED
5階	●特別会議室／●コミュニティホール(A・B・C会議室)／●D・E・F会議室
4階	●職員会館／●職員共済会事務局／●職員組合事務局／●職員厚生室
3階	●教育長室／●教育委員室／①教育総務課／②学務課／③教育施設課／④学校教育指導課／⑤青少年課／⑥社会教育課
2階	①生活支援課／②障がい福祉課／●障害者虐待防止センター／③地域福祉課／●生活自立相談窓口／④選挙管理委員会事務局／⑤選挙管理委員会／⑥監査事務局／⑦監査委員室 AED [本庁舎連絡通路]
1階	●茅ヶ崎市成年後見支援センター／生涯現役応援窓口／●コンビニエンスストア

※丸数字は窓口番号です

※みんなのトイレは本庁舎1階～6階、分庁舎1階・5階・6階にあります




MAP
2
消防本部

☎82-1111(市役所代表)
茅ヶ崎1-1-1

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 駐 車 場 あり(茅ヶ崎第2～第4駐車場)
●救急医療情報案内 ☎85-0119
●災害情報案内 ☎82-2119

※救急医療・火災情報案内はP.38・39をご覧ください。

MAP
3
消防署(消防指導課)

☎85-4594
矢畑1280-3

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 駐 車 場 なし
※上記以外の時間については☎82-1111(内線4184)にお電話ください。

MAP
4
小出支所

☎51-0005 FAX51-5840
芹沢888

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 貸 室 大会議室、和室、実習室、クラブ室
□ 駐 車 場 あり
●図書館小出図書室
□ 時 間 10時～12時、13時～17時
□ 休 室 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始

MAP
5
辻堂駅前出張所

☎0467-82-8182
藤沢市辻堂2-2-14ステラ湘南2階

市役所・支所

- 時 間 月・水・金曜日
8時30分～17時
火・木曜日
8時30分～19時30分※
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 駐 車 場 なし

※17時以降の取扱業務は、住民票・戸籍証明・印鑑登録証明などの証明書の交付(一部予約)と、市税・保険料等の収納、図書の返却のみとなります。

MAP
6
香川駅前出張所

☎85-6700
香川5-3-17

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 駐 車 場 あり(香川駅前子育て支援センターと共用)

MAP
7
ハマミーナ出張所

☎58-6602
浜見平11-1ハマミーナ1階

市役所・支所

- 時 間 8時30分～17時
□ 閉 庁 日 土・日曜日、祝日、年末年始
□ 駐 車 場 あり(共用)

※昨年度版まで記載されていた、MAP⑧茅ヶ崎駅前市民窓口センターとMAP⑨萩園市民窓口センターは令和6年3月末に閉鎖しました。

主な取扱業務
●出張所

- 1) 住民票の写し、戸籍、市税などの各種証明書の交付
- 2) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- 3) 市税、保険料などの収納
- 4) 住民異動届、戸籍届出の受付
- 5) 国民健康保険、国民年金および後期高齢者医療保険の届出の受付
- 6) 婚姻、出産、死亡などのライフイベントに関連する各種手続きなど

※辻堂駅前出張所の17時以降の取扱業務は、住民票・戸籍証明・印鑑登録証明などの証明書の交付(一部予約)と、市税・保険料等の収納、図書の返却のみとなります

保健・環境・衛生
MAP
10
地域医療センター

☎38-7532 医科 ☎38-8667 歯科
☎38-5086 調剤薬局
茅ヶ崎3-4-23

保健・環境・衛生

- 診 療 日 日曜日、祝日、年末年始(歯科は1月4日まで)、平日・土曜日夜間
※詳細はP.38をご覧ください
□ 駐 車 場 あり

MAP
11

市立病院

☎52-1111 FAX54-0770
本村5-15-1

保健・環境・衛生

当院を受診される方へ
当院は地域の基幹病院として、急性期医療、高度専門医療を提供する役割を担っており、「かかりつけ医」と相互に協力・連携しながら医療機能の分担を行っています。当院での診療が必要な場合は、「かかりつけ医」の紹介状（診療情報提供書）をお持ちになりお越しください。

- 病床数 一般病床 401床
- 駐車場 あり
- 診療科目 総合内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、代謝内分泌内科、循環器内科、腎臓内科、リウマチ膠原病内科、小児科、一般・消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、麻酔科、精神神経科（他科で入院している方が対象）、歯科口腔外科

〈 外 来 〉

- 受付時間 8時30分～11時
- 診察時間 9時～17時
- 休 診 日 土・日曜日、祝日、年末年始
- 〈入院面会時間〉
- ◇ 平 日：15時～20時
- ◇ 土・日曜日、祝日、年末年始：13時～20時
- 健康管理センター ☎ 52-1566

一般外来とは別に、専用の独立した施設で人間ドックの受診ができます。午前中に検査、午後に結果説明を行うので、お忙しい方にも安心してご受診いただけます。さらに、充実したオプションにより脳梗塞や子宮頸がん、乳がん等の疾病が早期に発見できます。

※検査項目やオプション料金などの詳細については市立病院ホームページで確認してください

※人間ドックは完全予約制となりますので、受診希望日の2週間前までにお申し込みください

<https://hosp.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

- ◇ 基本料金：Aコース 49,500円（税込）
Bコース 38,500円（税込）

- ◇ 予約受付時間：8時30分～17時
（休館日を除く）

- ◇ 人間ドック実施日：月・火・金曜日

※脳ドック（オプション）実施日は火・金曜日

- ◇ 休館日：土・日曜日、祝日、年末年始

MAP
12

環境事業センター

保健・環境・衛生

- ごみ・資源物収集、動物の死体処理（業務担当）

☎57-0200 FAX86-6833

- ◇ 所在地：萩園1085
- ◇ 時間：8時15分～17時
- ◇ 休所日：土・日曜日、年末年始
- ◇ 駐車場：あり

- ごみの自己搬入・処理（管理担当）

☎58-4299 FAX58-7330

- ◇ 所在地：萩園836
- ◇ 受入時間：9時～11時45分
13時～16時30分
- ◇ 休所日：土・日曜日、年末年始
- ◇ 駐車場：あり

- 剪定枝・大型ごみ等予約ダイヤル（電話が困難な方はFAXも可）

☎57-1166 FAX86-6833

MAP
13

寒川広域リサイクルセンター

☎74-5547
寒川町宮山2524

保健・環境・衛生

- 受入時間 9時～11時45分
13時～16時30分
- 休 場 日 日曜日、年末年始
- 駐 車 場 あり

MAP
14

市保健所

☎85-1171 FAX82-0501
茅ヶ崎1-8-7

保健・環境・衛生

- 時 間 8時30分～17時
- 休 所 日 土・日曜日、祝日、年末年始
- 駐 車 場 あり

MAP
15

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合

☎57-8310
今宿829

保健・環境・衛生

- 受入時間 9時～11時45分
13時～16時30分
- 休 場 日 土（第1・3土曜の9時～11時45分は開場）・日曜日、年末年始
- 駐 車 場 あり

施設案内



スポーツ

MAP
16

総合体育館

※改修工事のため、現在休館中です。
再開は令和7年(2025年)4月を予定しています。

☎82-7175 FAX82-3228

端末 予約

茅ヶ崎1-9-63

スポーツ

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 施 設 第1体育室、第2体育室、柔道場、剣道場、弓道場、多目的室、オーケストラ練習室、トレーニング室、ジョギングコース、卓球練習場、会議室
- 駐 車 場 あり

MAP
17

市体育館

☎82-7701 FAX82-7701

端末 予約

十間坂3-6-5

スポーツ

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 施 設 競技場、柔剣道場、多目的室、卓球練習場
- 駐 車 場 あり

MAP
18

茅ヶ崎公園 野球場・庭球場

☎82-6701

端末 予約

☎82-1150 (情報サービス電話)

FAX82-0755

中海岸3-3-11

スポーツ

- 駐 車 場 あり(2024年4月より有料駐車場となりました。)

●野球場

◇時間:通常:9時～17時

5月～8月の土・日曜日:8時～18時

5月～8月の火～木曜日:6時～8時、
9時～17時

◇休場日

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始、グラウンド整備期間(1月上旬～2月中旬)

●庭球場

◇時間:通常:9時～17時

5月～8月の土・日曜日:9時～18時

◇休場日

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

●会議室(野球場内)

◇時間:通常:9時～17時

5月～8月の土・日曜日:8時～18時

◇休場日

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

MAP
19

芹沢スポーツ広場

☎51-1236

端末 予約

☎52-1150 (情報サービス電話)

FAX51-1236

芹沢430-3

スポーツ

- 駐 車 場 あり

●蹴球兼野球場

◇時間:通常:9時～17時

5月～8月の土・日曜日:8時～18時

◇休場日

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始、グラウンド整備期間(12月中旬～
12月下旬)

●庭球場

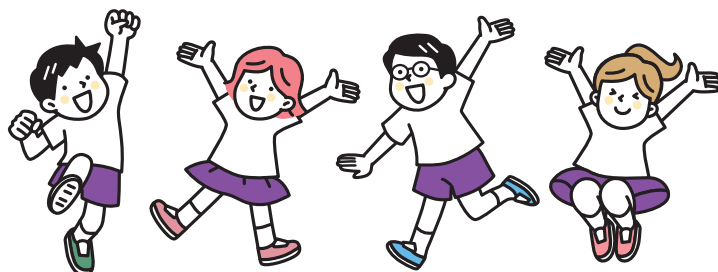
◇時間:通常:9時～17時

5月～8月の土・日曜日:9時～18時

◇休場日

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

施設案内



MAP
20

円蔵スポーツ広場

お問い合わせは、スポーツ推進課へ
円蔵1-651-1

ス
ポ
ー
ツ

- 時 間 通常:8時30分～17時
5月～8月の土・日曜日:
8時～18時
- 休 場 日 第2月曜日(祝日の場合はそれ以
降の平日)、年末年始
- 駐 車 場 なし

MAP
21

小出暫定スポーツ広場

お問い合わせは、スポーツ推進課へ
堤459-4外

ス
ポ
ー
ツ

- 時 間 通常:8時30分～17時
5月～8月の土・日曜日:
8時～18時
- 休 場 日 第2月曜日(祝日の場合はそれ以
降の平日)、年末年始
- 駐 車 場 あり

MAP
22

堤スポーツ広場

☎52-1297
☎52-1291 (情報サービス電話)
FAX52-1297
堤1316

端末

ス
ポ
ー
ツ

- 駐 車 場 あり
- 多目的球技場 予約
◇時間:通常:9時～17時
5月～8月の土・日曜日:8時～18時
5月～8月の火～木曜日:6時～8時、
9時～17時
- ◇休場日
第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年
末年始、グラウンド整備期間(1月上旬～2月中
旬)
- 庭球場 予約
◇時間:通常:9時～17時
5月～8月の土・日曜日:9時～18時
◇休場日
第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年
末年始

MAP
23

TAC(タック)茅ヶ崎市屋内温水プール

☎84-1144 FAX57-4095
萩園820

ス
ポ
ー
ツ

- 時 間 9時30分～20時30分
- 休 館 日 第2月曜日(祝日の場合はそれ以
降の平日)、年末年始、臨時保
守点検日
- 利 用 料 プール
大人(65歳未満) 410円
大人(65歳以上) 310円
小人(小・中学生) 100円
トレーニング室 大人200円
- 駐 車 場 あり
- 施 設 大プール(25m×6コース)、小
プール、採暖プール、採暖室、ト
レーニング室、会議室

MAP
24

柳島スポーツ公園 総合競技場・庭球場

☎73-8632 FAX73-8620
柳島1300

端末 予約

ス
ポ
ー
ツ

- 総合競技場 予約
◇設備:夜間照明、放送設備、写真判定装置
◇時間:6時30分～22時
◇休場日:
第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年
末年始
- 駐 車 場 あり
- 庭球場 予約
◇設備:夜間照明
◇時間:6時30分～22時
◇休場日:
第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年
末年始
- 多目的室1、2(会議室) 予約
◇時間:6時30分～22時
◇休場日:
第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年
末年始



MAP
25

柳島しおさい公園 庭球場・少年蹴球場

☎88-5010

端末 予約

☎88-3311(情報サービス電話)

FAX88-5010

柳島1900

スポーツ

●庭球場

◇時間:

3月・4月・9月:6時30分～17時30分

5月～8月:6時30分～18時30分

1月・2月、10月～12月:7時30分～16時30分

◇休場日:

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)

□ 駐車場 あり

●少年蹴球場

◇時間:

3月・4月・9月:6時30分～17時30分

5月～8月:6時30分～18時30分

1月・2月、10月～12月:7時30分～16時30分

◇休場日:

第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)

MAP
27

とのぷー 殿山プール

開場期間中は仮設電話を設置

そのほかの期間は指定管理者 ハヤシグループ

代表構成企業(株)ハヤシ(☎84-5351)へ

甘沼285-1

スポーツ

□ 期 間 7月1日～8月31日

□ 時 間 9時～17時
(悪天候などにより臨時休業あり)

□ 利 用 料 大人
(中学生を除く15歳以上)
200円
小人(未就学児は無料)
50円

□ 施 設 大プール1、小プール1

□ 駐 車 場 なし

文化・教育

MAP
26

はまぷー 浜須賀プール

開場期間中は仮設電話を設置

そのほかの期間は指定管理者 ハヤシグループ

代表構成企業(株)ハヤシ(☎84-5351)へ

浜須賀18-38

スポーツ

□ 期 間 7月1日～8月31日

□ 時 間 9時～17時
(悪天候などにより臨時休業あり)

□ 利 用 料 大人
(中学生を除く15歳以上)
200円
小人(未就学児は無料)
50円

□ 施 設 大プール1、中プール1、小プール1

□ 駐 車 場 なし

MAP
28

図書館

☎87-1001 FAX85-8275

東海岸北1-4-55

文化・教育

□ 時 間 火～金曜日:9時～19時
土・日曜日、祝日:9時～17時

□ 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、第3木曜日(祝日の場合は開館)、年末年始、図書特別整理期間

□ 貸 出 図書、CD、DVD、布絵本、紙芝居など

□ 貸 室 会議室、展示ホール

□ 駐 車 場 障がいのある方や妊婦等用のみあり



公民館などは、駐車スペースに限りがあるので車でのご来館はご遠慮ください。

MAP
29

図書館香川分館

☎51-4946

香川1-11-1 ※香川公民館に併設されています

文化・教育

□ 時 間 火～木曜日
9時～17時(小・中学校の夏休み期間は18時まで)
金曜日:9時～19時
土・日曜日、祝日:9時～17時

□ 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、第3木曜日(祝日の場合は開館)、年末年始、図書特別整理期間

□ 貸 出 図書、布絵本、紙芝居など

□ 駐 車 場 あり

施設案内



MAP
30

小和田公民館

☎85-8755 FAX85-8788
美住町6-20

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 講義室、学習室、実習室、子ども室、和室
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～12時、13時～17時

MAP
31

鶴嶺公民館

☎87-1103 FAX87-1103
萩園2028-55

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 講義室、学習室、実習室、子ども室、和室
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～12時、13時～17時

MAP
32

松林公民館

☎52-1314 FAX52-1315
室田1-3-2

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 会議室、講義室、実習室、保育室、和室
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～12時、13時～17時

MAP
33

南湖公民館

☎86-4355 FAX86-4355
南湖6-15-1

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 会議室、講義室、学習室、実習室、保育室、和室
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～12時、13時～17時

MAP
34

香川公民館

☎54-1681 FAX54-1681
香川1-11-1

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 講義室、集会室、調理実習室、保育室、和室
- 駐 車 場 あり
- ※図書館香川分館を併設しています

MAP
35

青少年会館

☎86-9961 FAX86-9962
十間坂3-5-37 (2・3階に教育センターあり)

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 ホール、研修室、音楽室、クラブ室、和室、美工室
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～12時、13時～17時
(土曜日は9時から開室)

MAP
36

茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス

☎85-0942 FAX85-0959
中海岸3-3-9

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)、年末年始
- 貸 室 多目的室、集会室、スタジオ／音楽室、調理室、和室、美術工作室
- 駐 車 場 あり
- ※施設北側の駐車場は、障がいのある方や妊産婦等の優先駐車場です。

MAP
37

博物館

☎81-5607 FAX81-5651
堤3786-1

文化・教育

- 時 間 9時～17時 ※当面の間
(入館は16時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合は開館、翌平日休)、
年末年始、臨時休館日
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間:開館日の9時～17時
※展示替え等により、開館時間の変更や臨時休館する場合があります。

施設案内



MAP
38

民俗資料館 旧和田家住宅

お問い合わせは、博物館(☎81-5607)へ
堤3882

文化・教育

- 時 間 9時～16時
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年未年始
- 駐 車 場 あり

MAP
39

民俗資料館 旧三橋家住宅

お問い合わせは、博物館(☎81-5607)へ
堤4318

文化・教育

- 時 間 9時～16時
 - 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年未年始
 - 駐 車 場 あり
- ※外観のみを公開しており、建物内には立ち入りできません

MAP
40

民俗資料館 旧藤間家住宅

お問い合わせは、博物館(☎81-5607)へ
柳島2-6-30

文化・教育

- 時 間 9時～16時
 - 休 館 日 月～木曜日、日曜日、年未年始
 - 駐 車 場 なし
- ※敷地のみを公開しており、建物内には立ち入りできません

MAP
41

市民文化会館

☎85-1123 FAX86-2754
茅ヶ崎1-11-1

端末 予約

文化・教育

- 時 間 9時～22時
- 休 館 日 第4月曜日、年未年始
- 貸 室 ホール、展示室、会議室、練習室
- 駐 車 場 あり(茅ヶ崎第2～第4駐車場)
- そ の 他 2階にはカフェレストラン「ニコと花」があります
☎33-5065

X(旧ツイッター)、Instagramやフェイスブックで情報を発信中です。

MAP
42

茅ヶ崎市美術館

☎88-1177 FAX88-1201
東海岸北1-4-45

文化・教育

- 時 間 10時～17時
(入館は16時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年未年始、臨時休館あり
- 観 覧 料 展覧会により異なる
※高校生以下、障がい者とその介護者は無料。
- 年 間 一般 2000円
パスポート 大学生・市内在住の65歳以上の方 1000円
※発行日から1年間有効
- 貸 室 アトリエ、展示室2・3
- 駐 車 場 あり
- そ の 他 2階にはカフェ「Le chemin(ルシュマン)」があります
(☎55-8005 10時～17時)

@chigasakimuseum

X(旧ツイッター)、Instagramで情報を発信中です。

MAP
43

開高健記念館

☎87-0567

茅ヶ崎ゆかりの人物館

☎81-5015

東海岸南6-6-64

※開館日以外のお問い合わせは文化推進課へ

文化・教育

- 時 間 10時～18時
(入館は17時30分まで)
※11月から3月は閉館が早まります
 - 休 館 日 月～木曜日(祝日は除く)、
年未年始、臨時休館あり
 - 観 覧 料 200円
両館共通の共通観覧料は300円
※18歳未満および高校生以下は無料
 - 駐 車 場 あり
- 茅ヶ崎ゆかりの人物館 @chigasakiyukari
茅ヶ崎ゆかりの人物館の情報をInstagramやフェイスブックで紹介しています。

MAP
44

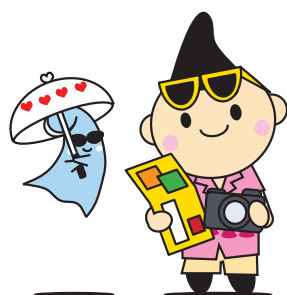
教育センター / 青少年教育相談室

☎86-9963 / ☎86-9964

十間坂3-5-37(青少年会館2階)

文化・教育

- 時 間 電話相談:9時～18時
面接相談:10時～16時20分
(要予約)
- 休 館 日 土・日曜日、祝日、年未年始
- 駐 車 場 あり



MAP
45

男女共同参画推進センターいこりあ

☎57-1414 FAX57-1666 端末 予約
新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階

文化・教育

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 日曜日、12月28日から1月3日
- 貸 室 会議室、実習室、和室
- 貸 出 図書
- 駐 車 場 なし

MAP
46

ハマミーナまなびプラザ

☎83-2820 端末 予約
浜見平11-1 ハマミーナ2・3階

文化・教育

- 時 間 9時～21時
(利用登録受付時間:9時～15時)
- 休 館 日 年末年始
- 貸 室 会議室、調理室、音楽室、体育室
- 駐 車 場 あり(共用)

MAP
46

ハマミーナ図書室

☎83-5611 端末 予約
浜見平11-1 ハマミーナ2階

文化・教育

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始、図書特別整理期間
- 貸 出 図書
- 駐 車 場 あり(共用)

MAP
47

市民ギャラリー

☎87-8384 端末 予約
元町1-1 ネスパ茅ヶ崎

文化・教育

- 時 間 9時～21時30分
(2025年1月から9時～17時)
- 休 館 日 年末年始
ただし、第2月曜日(祝日の場合はそれ以降の平日)においては、
保守点検のため、一部利用制限あり
- 貸 室 展示室、創作室、会議室
※展示室、会議室は2024年12月末まで
- 駐 車 場 なし
- まなびの窓口
◇生涯学習相談
◇時間:9時～17時

MAP
48

松籟庵(しょうらいあん)

☎87-5258
東海岸北1-4-50

文化・教育

- 時 間 9時～16時30分
(庭園は17時)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 和室(茶室・書院)
- 駐 車 場 あり
(茶室または書院利用者のみ)

公園

MAP
49

第一カッターきいろ公園(中央公園)

お問い合わせは、公園緑地課へ
茅ヶ崎2-2077-12

公園

市の中心部にあり、春はサクラやツツジの花を、
秋はケヤキやイチョウなどの紅葉を楽しめます。

□ 駐 車 場 なし

MAP
50

茅ヶ崎公園

お問い合わせは、公園緑地課へ
中海岸3-3-11

公園

湘南の海から近く、スポーツ施設のほかに遊具
があります。

□ 駐 車 場 あり

※公園内のスポーツ施設はP.104をご覧ください

MAP
51

氷室椿庭園

☎82-2823
東海岸南3-2-41

公園

- 時 間 9時～17時
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始 ※3月は無休
- 駐 車 場 障がい者用のみあり
(利用の場合、事前連絡必要)

MAP
52

市民の森

お問い合わせは、公園緑地課へ
堤716

公園

自然・冒険・ふれあいをテーマにした森全体を一望
できるツリーハウスやアスレチック遊具があります。

ツリーハウス

□ 期 間 5～10月:毎日
11月～4月:土・日曜日、祝日

□ 時 間 10時～15時

□ 休 場 日 年末年始・雨天時

□ 駐 車 場 あり

施設案内



MAP
53

湘南夢わくわく公園

お問い合わせは、公園緑地課へ
中島1451-1

公園

- ☐ 施設 スケートボードパーク、ゲートボール場、多目的広場、遊具広場、BMX場、ドッグパーク
※ドッグパークは事前登録が必要
- ☐ 駐車場 あり

MAP
54

ちがさき柳島キャンプ場

☎87-1385
柳島海岸1592-1地先

公園

- ☐ チェックイン 日帰り11時～ 宿泊13時～
- ☐ チェックアウト 日帰り～16時 宿泊～翌10時
- ☐ 休 場 日 火曜日(7月・8月を除く)
※祝日の場合はそれ以降の平日
- ☐ 施設 宿泊棟、テントサイト、炊事場など
- ☐ 駐車場 あり
※公式ホームページまたはちがさき柳島キャンプ場予約サイトでご確認ください
- ☐ 利用 料 有料
- ☐ 予約サイト
<https://www.yanagishima-camp.com/>



MAP
55

県立茅ヶ崎里山公園

☎50-6058(茅ヶ崎里山公園パークセンター)
FAX50-6358
芹沢1030

公園

- ☐ バーベキュー場 あり(要予約)
- ☐ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始 ※3月は無休
- ☐ 駐車場 あり
- パークセンター
◇時間:9時～17時
◇休館日:年末年始
◇貸室:会議室等
- 谷の家、里の家
◇時間:9時～16時
◇休館日:年末年始

MAP
56

県立湘南汐見台公園

☎0466-34-0011
(辻堂海浜公園管理事務所)
FAX0466-34-3733
汐見台3-15

公園

- ☐ 時 間 月によって異なります。
管理事務所へご確認ください
- ☐ 貸 出 少年野球場、運動広場
- ☐ 駐車場 なし
(辻堂海浜公園駐車場をご利用ください)

青少年広場

公園

- 青少年の安全・安心な遊び場として、市内14か所に青少年広場を設置しています。そのうち赤羽根第二青少年広場および芹沢富士見台青少年広場は、団体登録と利用予約を行うことで占有利用が可能です。
使用上の決まり等については、市ホームページをご覧ください。
- ☐ 時 間 9時～17時

高齢者

MAP
57

老人福祉センター

☎85-3536
新栄町13-44 さがみ農協茅ヶ崎ビル3階

予約

高齢者

- ☐ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- ☐ 休 館 日 第2月曜日
(祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、年末年始
- ☐ 貸 室 大広間、和室、会議室
- ☐ 駐車場 なし

MAP
58

老人憩の家 皆楽荘

☎52-8610
堤1928-1

予約

高齢者

- ☐ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- ☐ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、年末年始
- ☐ 貸 室 大広間、和室
- ☐ 駐車場 あり



MAP 59 **老人憩の家 浜須賀会館**
 ☎87-1101 松が丘2-8-63 **予約**

- 高齢者
- ☐ 時 間 9時～21時 (7月～9月は21時30分まで)
 - ☐ 休 館 日 月曜日 (祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、年末年始
 - ☐ 貸 室 大広間、和室
 - ☐ 駐 車 場 あり

MAP 60 **老人憩の家 萩園いこいの里**
 ☎88-7513 萩園1215-4 **予約**

- 高齢者
- ☐ 時 間 9時～21時 (7月～9月は21時30分まで)
 - ☐ 休 館 日 月曜日 (祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、年末年始
 - ☐ 貸 室 大広間、和室、会議室
 - ☐ 駐 車 場 あり

MAP 61 **老人憩の家 しおさい南湖**
 ☎88-1771 南湖6-15-13 **端末 予約**

- 高齢者
- ☐ 時 間 9時～21時 (7月～9月は21時30分まで)
 - ☐ 休 館 日 月曜日 (祝日の場合はそれ以降の直近の平日)、年末年始
 - ☐ 貸 室 大広間
 - ☐ 駐 車 場 あり

MAP 62 **茅ヶ崎市シルバー人材センター**
 ☎85-7425 FAX58-6670 十間坂1-4-8 生きがい会館2階

- 高齢者
- ☐ 時 間 8時30分～17時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始
 - ☐ 駐 車 場 なし

子育て

MAP 63 **ファミリー・サポート・センター**
 ☎87-8070 FAX89-9860 新栄町13-44 さがみ農協茅ヶ崎ビル2階

- 子育て
- ☐ 時 間 9時～17時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始
 - ☐ 駐 車 場 なし

MAP 64 **こどもセンター**
 ☎84-0505 FAX84-0506 今宿444-2

- 子育て
- ☐ 時 間 8時30分～17時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始
 - ☐ 駐 車 場 あり
 - ☐ そ の 他 来所相談は予約制

MAP 65 **茅ヶ崎駅北口子育て支援センター**
 ☎87-6620 FAX87-6620 新栄町13-44 さがみ農協茅ヶ崎ビル3階

- 子育て
- ☐ 時 間 相談・問い合わせ 9時～17時
フリースペース 10時～16時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始 (第2・4土曜日は開館。第3月曜日午後は相談・問い合わせのみ)
 - ☐ 駐 車 場 なし
 - ☐ そ の 他 毎週火曜日は赤ちゃんの日

MAP 66 **茅ヶ崎駅南口子育て支援センター**
 ☎87-6531 FAX87-6531 共恵1-1-5 永島ビル2階

- 子育て
- ☐ 時 間 相談・問い合わせ 9時～17時
フリースペース 10時～16時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始 (第3月曜日午後は相談・問い合わせのみ)
 - ☐ 駐 車 場 なし
 - ☐ そ の 他 毎週木曜日は赤ちゃんの日

MAP 67 **香川駅前子育て支援センター**
 ☎82-2210 FAX82-2210 香川5-3-17 香川駅前出張所2階

- 子育て
- ☐ 時 間 相談・問い合わせ 9時～17時
フリースペース 10時～16時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始 (第1・3土曜日は開館。第3月曜日午後は相談・問い合わせのみ)
 - ☐ 駐 車 場 あり (香川駅前出張所と共用)
 - ☐ そ の 他 毎週水曜日は赤ちゃんの日

MAP 68 **浜竹子育て支援センターのびのび**
 ☎85-7900 FAX85-7900 浜竹3-1-14

- 子育て
- ☐ 時 間 相談・問い合わせ 9時～17時
フリースペース 10時～16時
 - ☐ 休 館 日 土・日曜日、祝日、年末年始
 - ☐ 駐 車 場 なし



地域集会施設

MAP
69

浜須賀会館

☎87-1101 FAX87-1101
松が丘2-8-63

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 会議室、集会室、調理室
WiFi利用可(FREESPOT利用)
- 駐 車 場 あり
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～17時(日曜日は9時～)
- 老人憩の家
- ◇貸室:大広間、和室

MAP
70

海岸地区コミュニティセンター

☎82-6618 FAX82-6618
東海岸北5-16-20

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 会議室、大ホール、小ホール、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)
- 駐 車 場 なし

MAP
71

小和田地区コミュニティセンター

☎52-9016 FAX52-9016
小和田1-22-60

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 会議室、大広間、調理室
- 駐 車 場 なし
- 図書室
- ◇利用時間
開館日の10時～17時(日曜日は9時～)
- 子どもの家「銀河」
- ◇時間
9時～17時(11月～1月は16時30分まで)

MAP
72

小出地区コミュニティセンター

☎54-6525 FAX54-6525
堤1948-1

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 大会議室、会議室、調理室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)
- 駐 車 場 あり
- 子どもの家「わいわいハウス」
- ◇時間
9時～17時(11月～1月は16時30分まで)

MAP
73

コミュニティセンター湘南

☎57-5655 FAX57-5655
中島1670

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 大会議室、会議室、調理室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)
- 駐 車 場 あり
- 子どもの家「わくわくらんど」
- ◇時間
9時～17時(11月～1月は16時30分まで)

MAP
74

茅ヶ崎地区コミュニティセンター

☎88-7522 FAX88-7523
元町10-33

端末 予約

地域集会施設

- 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 大会議室、会議室、調理室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)
- 駐 車 場 なし
- 子どもの家「茅っ子」
- ◇時間
9時～17時(11月～1月は16時30分まで)

施設案内



MAP 75 **南湖会館**
☎58-6604 FAX58-6619 **端末 予約**
南湖4-6-1

地域集会施設

□ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)

□ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 会議室、ホール
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 あり

MAP 76 **鶴嶺東コミュニティセンター**
☎84-6711 FAX84-6730 **端末 予約**
西久保180

地域集会施設

□ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)

□ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 大会議室、会議室、調理室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 あり

●子どもの家「さんぽみち」

◇時間 9時～17時(11月～1月は16時30分まで)

MAP 77 **鶴嶺西コミュニティセンター**
☎83-1211 FAX83-1217 **端末 予約**
萩園2360-1

地域集会施設

□ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)

□ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 会議室、調理室、多目的室
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 あり

MAP 78 **高砂コミュニティセンター**
☎57-0891 FAX57-0892 **端末 予約**
中海岸1-2-42

地域集会施設

□ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)

□ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 会議室、ホール、調理室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 なし

MAP 79 **松浪コミュニティセンター**
☎87-8855 FAX87-8899 **端末 予約**
常盤町2-2

地域集会施設

□ 時 間 9時～21時
(7月～9月は21時30分まで)

□ 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 会議室、ホール、調理室、音楽室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 なし

●配本所(新規利用登録、予約図書資料の受け取り・返却)

◇時間:10時～17時
(当面10時30分～17時)

●子どもの家「なみっこ」

◇時間:9時～17時
(11月～1月は16時30分まで)

市民活動・その他

MAP 80 **ちがさき市民活動サポートセンター**
☎88-7546 FAX88-7546
茅ヶ崎3-2-7

市民活動

□ 時 間 9時30分～21時30分

□ 休 館 日 第3水曜日、年末年始
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 あり

MAP 81 **茅ヶ崎市斎場**
☎53-1505 FAX53-3433
芹沢1700

その他

□ 時 間 火 葬 9時30分～14時30分
通 夜 15時～21時
告別式 9時～15時
(準備および片付け含む)

□ 休 場 日 友引、年始

□ 駐 車 場 あり

MAP 82 **勤労市民会館**
☎88-1331 FAX88-2922 **端末 予約**
新栄町13-32

その他

□ 時 間 9時～22時

□ 休 館 日 第4月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始

□ 貸 室 会議室、ホール、練習室、和室
WiFi利用可(FREESPOT利用)

□ 駐 車 場 障がい者用のみ1台あり



MAP
83

柳島記念館

☎85-0182 FAX85-0182
柳島1900

予約

その他

- 時 間 9時～21時
- 休 館 日 月曜日
(祝日の場合はそれ以降の平日)、
年末年始
- 貸 室 大会議室、調理室、和室
- 駐 車 場 あり

MAP
84

湘南パスポートセンター (藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)

☎0466-31-2300
藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階

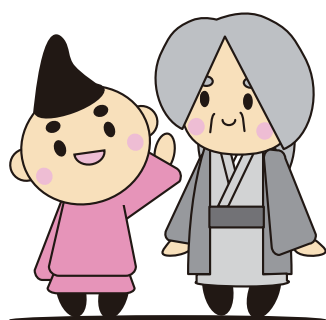
その他

- 受付時間 9時～16時45分
(日曜日は受取のみ)
 - 休 業 日 土曜日、祝日
(ただし、日曜日と重なった祝日
は受け取りのみ可)、年末年始
 - 交通案内 JR 辻堂駅(北口)徒歩4分
 - 駐 車 場 なし
- ※パスポートの新規申請に必要な戸籍証明書(2市1町に本
籍かつ住民登録がある方のみ)の交付なども行っています

！特殊詐欺(オレオレ詐欺・振り込め詐欺・ 還付金詐欺など)に注意！

市役所などを装い「助成金が出ます、還付金があり
ます」などの電話は振り込め詐欺です。

留守番電話にしておく、知らない電話に出ない、
一度電話を切って家族に相談するなど詐欺被害に
あわないために日ごろから注意しましょう。



市内郵便番号一覧(50音順)

以下に掲載がない場合			253-0000
あ	赤羽根	アカバナ	253-0001
	赤松町	アカマツチョウ	253-0013
	旭が丘	アサヒガオカ	253-0026
	甘沼	アマヌマ	253-0004
	今宿	イマジユク	253-0072
	円蔵	エンゾウ	253-0084
か	香川	カガワ	253-0082
	小桜町	コザクラチョウ	253-0016
	小和田	コワダ	253-0012
さ	幸町	サイワイチョウ	253-0052
	汐見台	シオミダイ	253-0033
	下寺尾	シモテラオ	253-0081
	下町屋	シモマチヤ	253-0087
	十間坂	ジュッケンザカ	253-0045
	松林	ショウリン	253-0017
	白浜町	シラハマチョウ	253-0036
	新栄町	シンエイチョウ	253-0044
	芹沢	セリザワ	253-0008
た	代官町	ダイカンチョウ	253-0015
	高田	タカタ	253-0002
	茅ヶ崎	チガサキ	253-0041
	堤	ツツミ	253-0006
	鶴が台	ツルガダイ	253-0003
	出口町	デグチチョウ	253-0028
	常盤町	トキワチョウ	253-0032
	共恵	トモエ	253-0056
な	中海岸	ナカカイガン	253-0055
	中島	ナカジマ	253-0073
	行谷	ナメガヤ	253-0007
	南湖	ナンゴ	253-0061
	西久保	ニシクボ	253-0083
は	萩園	ハギソノ	253-0071
	浜須賀	ハマスカ	253-0035
	浜竹	ハマタケ	253-0021
	浜之郷	ハmanoゴウ	253-0086
	浜見平	ハマミダイラ	253-0062
	東海岸北	ヒガシカイガンキタ	253-0053
	東海岸南	ヒガシカイガンミナミ	253-0054
	菱沼	ヒシヌマ	253-0011
	菱沼海岸	ヒシヌマカイガン	253-0037
	ひばりが丘	ヒバリガオカ	253-0027
	富士見町	フジミチョウ	253-0031
	平太夫新田	ヘイダユウシンデン	253-0074
	平和町	ヘイワチョウ	253-0024
	本宿町	ホンジユクチョウ	253-0014
	本村	ホンソン	253-0042
ま	松尾	マツオ	253-0065
	松風台	マツカゼダイ	253-0005
	松が丘	マツガオカ	253-0025
	松浪	マツナミ	253-0022
	みずき	ミズキ	253-0088
	美住町	ミスミチョウ	253-0023
	緑が浜	ミドリガハマ	253-0034
	室田	ムロタ	253-0018
	元町	モトマチ	253-0043
や	柳島	ヤナギシマ	253-0064
	柳島海岸	ヤナギシマカイガン	253-0063
	矢畑	ヤバタ	253-0085
わ	若松町	ワカマツチョウ	253-0051



茅ヶ崎市役所の連絡先

課	担当	電話番号
あ行		
安全対策課	安全対策担当	(81)7128
か行		
会計課	会計担当	(81)7210
	給付担当	(81)7164
介護保険課	保険料担当	(81)7165
	認定担当	(81)7166
開発審査課	審査担当 指導担当	(81)7186
学務課	学事担当	(81)7220
	教職員担当	(81)7221
	保健給食担当	(81)7222
	中学校給食準備担当	(81)7223
学校教育指導課	指導担当	(81)7224
環境政策課	環境政策担当 温暖化対策担当	(81)7176
環境保全課	環境保全担当	(81)7177
監査事務局	監査担当	(81)7213
議会事務局	総務担当 議事調査担当	(81)7211
教育施設課	管理担当	(81)7218
	施設整備担当	(81)7219
教育総務課	総務担当 政策担当	(81)7216
	経理担当	(81)7217
行政改革推進課	行政改革推進担当	(81)7122
行政総務課	総務・市政情報担当	(81)7110
	統計担当	(81)7111
拠点整備課	拠点整備担当 浜見平地区まちづくり推進担当	(81)7146
景観みどり課	景観担当 みどり担当	(81)7182
契約検査課	工事担当 物品担当	(81)7118
下水道河川管理課	公共下水道担当	(81)7207
	河川水路担当	(81)7208
下水道河川建設課	計画担当	(81)7205
	建設担当	(81)7206
下水道河川総務課	経営担当	(81)7203
	排水指導担当	(81)7204
建設総務課	総務担当	(81)7188
	地籍調査担当	(81)7189
	境界確定担当	(81)7190
建築課	市営住宅担当 建築担当	(81)7195
建築指導課	審査担当	(81)7183
	指導担当	(81)7184
	建築安全担当	(81)7185

課		担当	電話番号			
公園緑地課		公園緑地担当	(81)7194			
広報シティ プロモーション課		広報担当 シティプロモーション担当	(81)7123			
高齢福祉課		いきいき推進担当	(81)7162			
		相談支援担当	(81)7163			
こども育成相談課		こども家庭相談担当	(81)7170			
		こども健康担当	(81)7171			
こども政策課		こども政策担当	(81)7168			
		手当給付担当	(81)7169			
さ行						
財政課		財政担当	(81)7115			
産業観光課		産業振興担当 観光担当 道の駅整備推進担当 雇用労働担当	(81)7144			
		資源循環課		資源循環担当	(81)7178	
		収納課		納税担当	(81)7137	
				総務担当	(81)7138	
資産経営課		資産経営担当	(81)7116			
		資産管理担当	(81)7117			
資産税課		総務担当	(81)7140			
		土地評価担当	(81)7141			
		家屋評価担当	(81)7142			
市民課	戸籍住民 担当	証明発行	(81)7132			
		住所異動	(81)7133			
		マイナンバーカード	(81)7134			
		戸籍の届出	(81)7135			
		窓口サービス担当	(81)7136			
市民自治推進課		地域自治担当 協働推進担当	(81)7126			
市民税課		市民税担当	(81)7139			
市民相談課		市民相談担当	(81)7129			
		消費生活センター	(81)7130			
社会教育課		社会教育担当 文化財保護担当	(81)7226			
障がい福祉課		障がい福祉推進担当	(81)7159			
		障がい者支援担当	(81)7160			
職員課		人財育成担当	(81)7112			
		労務健康担当	(81)7113			
スポーツ推進課		推進担当 管理担当	(81)7149			
生活支援課		保護担当 支援給付担当	(81)7158			
青少年課		育成担当	(81)7227			
		児童クラブ担当	(81)7228			
選挙管理委員会 事務局		選挙担当	(81)7212			
総合政策課		総合政策担当	(81)7121			





課	担当	電話番号
た行		
多様性社会推進課	男女共同参画担当 多文化共生担当	(81)7150
地域福祉課	福祉活動推進担当 福祉総合相談担当	(81)7152
茅ヶ崎市成年後見支援センター		(81)7230
デジタル推進課	デジタル推進担当 情報管理担当	(81)7124
道路管理課	管理担当	(81)7191
	補修担当	(81)7192
道路建設課	計画担当 建設担当	(81)7193
都市計画課	総務担当 計画担当	(81)7180
都市政策課	住宅政策担当 都市政策担当 交通計画担当	(81)7181
な行		
農業委員会事務局	総務担当	(81)7214
農業水産課	農業水産振興担当 施設管理担当 農地担当	(81)7145
は行		
文化推進課	文化推進担当 生涯学習担当 市史編さん担当	(81)7148
文書法務課	法務担当、文書担当	(81)7114
保育課	認定給付担当	(81)7172
	管理整備担当	(81)7173
	保育指導担当	(81)7174
防災対策課	防災担当 危機管理担当 政策担当	(81)7127
保険年金課	保険料担当	(81)7153
	徴収担当	(81)7154
	給付担当	(81)7155
	年金担当	(81)7156
	後期高齢者 医療保険担当	(81)7157

市内公共施設などの連絡先

市役所・支所

茅ヶ崎市役所	☎82-1111	茅ヶ崎1-1-1
小出支所	☎51-0005	芹沢888
辻堂駅前出張所	☎0467-82-8182	藤沢市辻堂2-2-14 ステラ湘南2階
香川駅前出張所	☎85-6700	香川5-3-17
ハマミーナ出張所	☎58-6602	浜見平11-1 ハマミーナ1階

保健・環境・衛生

市立病院	☎52-1111	本村5-15-1
地域医療センター	内科 ☎38-7532 歯科 ☎38-8667 調剤薬局 ☎38-5086	茅ヶ崎3-4-23
茅ヶ崎市保健所	☎85-1171	茅ヶ崎1-8-7
環境事業センター		
ごみの自己搬入・処理(管理担当)	☎58-4299	萩園836
ごみ・資源物収集、動物の死体処理(業務担当)	☎57-0200	萩園1085
剪定枝・大型ごみ等予約ダイヤル	☎57-1166	—
寒川広域リサイクルセンター	☎74-5547	寒川町宮山2524
茅ヶ崎市資源分別回収協同組合	☎57-8310	今宿829
公益財団法人 神奈川県下水道公社柳島水再生センター	☎85-1241	柳島1900
神奈川県衛生研究所	☎83-4400	下町屋1-3-1

福祉 地域包括支援センターはP.64をご覧ください

茅ヶ崎市社会福祉協議会	☎85-9650	新栄町13-44 さがみ農協茅ヶ崎ビル2階
子どもの園	☎52-8526	堤2552
サーフサイドセヴン 茅ヶ崎ファーム	☎82-0240	緑が浜7-52
白十字会林間学校	☎82-8044	富士見町4-54



福祉(子育て)

こどもセンター	☎84-0505	今宿444-2
茅ヶ崎駅北口 子育て 支援センター	☎87-6620	新栄町13-44 さがみ 農協茅ヶ崎ビル3階
茅ヶ崎駅南口 子育て 支援センター	☎87-6531	共恵1-1-5 永島ビル2階
香川駅前 子育て支援センター	☎82-2210	香川5-3-17 香川駅前出張所2階
浜竹 子育て支援センター のびのび	☎85-7900	浜竹3-1-14
ファミリー・ サポート・センター	☎87-8070	新栄町13-44 さがみ農協 茅ヶ崎ビル2階

福祉(障がい者)

障害者生活 支援センター (茅ヶ崎市社会福祉協議会内)	☎85-5520	新栄町13-44 さがみ農協 茅ヶ崎ビル2階
生活相談室 とれいん	☎84-0562	元町4-26 竹内ビル102
地域生活 支援センター 元町の家	☎82-1685	元町16-3 アイプラザ元町ビル 2・3階
相談支援センター つみき (つつじ学園内)	☎84-5220	松が丘2-8-51
医療的ケア児等 相談支援センター ノア	☎070- 1391-8561	茅ヶ崎238-2

福祉(高齢者)

老人福祉センター	☎85-3536	新栄町13-44 さがみ農協 茅ヶ崎ビル3階
老人憩の家		
皆楽荘	☎52-8610	堤1928-1
浜須賀会館	☎87-1101	松が丘2-8-63
萩園いこいの里	☎88-7513	萩園1215-4
しおさい南湖	☎88-1771	南湖6-15-13
茅ヶ崎市 シルバー人材 センター	☎85-7425	十間坂1-4-8

消防・警察

消防本部 (指令情報課)	☎85-4591	茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎警察署	☎82-0110	茅ヶ崎3-4-16

市立小学校

茅ヶ崎小学校	☎83-4535	共恵1-10-23
鶴嶺小学校	☎85-3155	浜之郷477
松林小学校	☎51-1243	菱沼1-1-1
西浜小学校	☎85-1247	南湖6-5-8
小出小学校	☎51-8814	芹沢944
松浪小学校	☎83-4571	松浪1-1-61
梅田小学校	☎85-1125	茅ヶ崎1-6-1
香川小学校	☎51-3153	香川1-33-1
浜須賀小学校	☎85-1184	白浜町3-1
鶴が台小学校	☎52-3341	鶴が台12-1
柳島小学校	☎85-1180	柳島1594
小和田小学校	☎51-1266	小和田3-10-1
円蔵小学校	☎52-7433	円蔵1-13-1
今宿小学校	☎85-1120	今宿192
室田小学校	☎53-1241	室田1-1-1
東海岸小学校	☎87-1351	東海岸南4-10-1
浜之郷小学校	☎87-6325	浜之郷90
緑が浜小学校	☎88-5711	緑が浜1-1
汐見台小学校	☎84-0031	汐見台3-11

市立中学校

第一中学校	☎85-1181	東海岸南4-10-1
鶴嶺中学校	☎85-2247	浜之郷500
松林中学校	☎52-5147	室田3-1-1
西浜中学校	☎85-3167	南湖6-15-3
松浪中学校	☎85-1127	松浪2-6-47
梅田中学校	☎85-1263	十間坂3-6-25
鶴が台中学校	☎51-1170	鶴が台2-7
浜須賀中学校	☎85-1262	松が丘2-8-54
北陽中学校	☎51-8311	下寺尾1660
中島中学校	☎85-1183	中島1469-2
円蔵中学校	☎53-1244	円蔵1-15-1
赤羽根中学校	☎53-2011	赤羽根3030
萩園中学校	☎82-9192	萩園2425

県立高等学校

茅ヶ崎高等学校	☎52-2225	本村3-4-1
茅ヶ崎北陵高等学校	☎51-0311	下寺尾128
鶴嶺高等学校	☎52-6601	円蔵1-16-1
茅ヶ崎西浜高等学校	☎85-0008	南湖7-12869-11

特別支援学校

県立茅ヶ崎支援学校	☎57-5379	西久保29-1
-----------	----------	---------



私立学校

平和学園小学校	☎87-1662	富士見町5-2
アレセア湘南中学校	☎87-7760	富士見町5-2
アレセア湘南高等学校	☎87-0132	富士見町5-2
文教大学 湘南キャンパス	☎53-2111	行谷1100

公立保育所・私立保育所 P.124をご覧ください

私立幼稚園 P.126をご覧ください

文化・教育

小和田公民館	☎85-8755	美住町6-20
鶴嶺公民館	☎87-1103	萩園2028-55
松林公民館	☎52-1314	室田1-3-2
南湖公民館	☎86-4355	南湖6-15-1
香川公民館	☎54-1681	香川1-11-1
青少年会館	☎86-9961	十間坂3-5-37
茅ヶ崎公園 体験学習センター (うみかぜテラス)	☎85-0942	中海岸3-3-9
図書館	☎87-1001	東海岸北1-4-55
図書館香川分館	☎51-4946	香川1-11-1
博物館	☎81-5607	堤3786-1
市民ギャラリー	☎87-8384	元町1-1
市民文化会館	☎85-1123	茅ヶ崎1-11-1
茅ヶ崎市美術館	☎88-1177	東海岸北1-4-45
開高健記念館	☎87-0567	東海岸南6-6-64
教育センター 研究研修担当	☎86-9965	十間坂3-5-37
教育センター 青少年教育相談担当	☎86-9963 ☎86-9964	十間坂3-5-37
茅ヶ崎ゆかりの人物館	☎81-5015	東海岸南6-6-64
ハマミーナ まなびプラザ	☎83-2820	浜見平11-1 ハマミーナ2・3階
ハマミーナ図書室	☎83-5611	浜見平11-1 ハマミーナ2階
松籟庵	☎87-5258	東海岸北1-4-50

公園など

ちがさき柳島キャンプ場	☎87-1385	柳島海岸1592-1地先
氷室椿庭園	☎82-2823	東海岸南3-2-41
県立茅ヶ崎里山公園	☎50-6058	芹沢1030
県立湘南汐見台公園	☎0466-34-0011	汐見台3-15

スポーツ

総合体育館	☎82-7175	茅ヶ崎1-9-63
市体育館	☎82-7701	十間坂3-6-5
茅ヶ崎公園野球場・庭球場	☎82-6701	中海岸3-3-11
芹沢スポーツ広場	☎51-1236	芹沢430-3
円蔵スポーツ広場	☎81-7149	円蔵1-651-1
小出暫定スポーツ広場	☎81-7149	堤459-4外
堤スポーツ広場	☎52-1297	堤1316
TAC 茅ヶ崎市 屋内温水プール	☎84-1144	萩園820
柳島スポーツ公園 総合競技場・庭球場	☎73-8632	柳島1300
柳島しおさい公園 庭球場・少年蹴球場	☎88-5010	柳島1900

市民活動・地域集会施設

ちがさき市民活動 サポートセンター	☎88-7546	茅ヶ崎3-2-7
浜須賀会館	☎87-1101	松が丘2-8-63
海岸地区 コミュニティセンター	☎82-6618	東海岸北5-16-20
小和田地区 コミュニティセンター (子どもの家「銀河」)	☎52-9016	小和田1-22-60
小出地区 コミュニティセンター (子どもの家「わいわいハウス」)	☎54-6525	堤1948-1
コミュニティ センター湘南 (子どもの家「わくわくらんど」)	☎57-5655	中島1670
茅ヶ崎地区 コミュニティセンター (子どもの家「茅っ子」)	☎88-7522	元町10-33
南湖会館	☎58-6604	南湖4-6-1
鶴嶺東コミュニティ センター (子どもの家「さんぼみち」)	☎84-6711	西久保180
鶴嶺西コミュニティ センター	☎83-1211	萩園2360-1
高砂コミュニティ センター	☎57-0891	中海岸1-2-42
松浪コミュニティ センター (子どもの家「なみっこ」)	☎87-8855	常盤町2-2

鉄道・バス

JR 東日本お問い合わせセンター		
運賃・時刻表・ 空席情報	☎050-2016-1600	
忘れ物	☎050-2016-1601	
神奈川中央交通 茅ヶ崎営業所	☎52-7101	高田4-1-15



その他(市内)

男女共同参画 推進センター いこりあ	☎57-1414	新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル 4階
勤労市民会館	☎88-1331	新栄町13-32
茅ヶ崎市ふるさと ハローワーク	☎86-0562	新栄町13-32 2階
茅ヶ崎市斎場	☎53-1505	芹沢1700
柳島記念館	☎85-0182	柳島1900
茅ヶ崎郵便局	☎0570- 943-269	新栄町13-20
県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	☎52-6151	本村4-5-22
茅ヶ崎商工会議所	☎58-1111	新栄町13-29
茅ヶ崎市 漁業協同組合	☎82-3025	南湖6-18-1
一般社団法人 茅ヶ崎市観光協会	☎84-0377	茅ヶ崎1-2-53
茅ヶ崎市観光案内所	☎82-3986	元町1-1
一般財団法人 茅ヶ崎地区 交通安全協会	☎83-3231	茅ヶ崎3-4-12

その他(市外)

藤沢市役所	☎0466- 25-1111	藤沢市 朝日町1-1
県藤沢合同庁舎	☎0466- 26-2111	藤沢市 鵠沼石上2-7-1
湘南パスポートセンター (藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)	☎0466- 31-2300	藤沢市 辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階
藤沢年金事務所	☎0466- 50-1151	藤沢市 藤沢1018
藤沢税務署	☎0466- 22-2141	藤沢市 朝日町1-11
横浜地方法務局 湘南支局	☎0466- 35-4620	藤沢市 辻堂神台2-2-3
藤沢簡易裁判所	☎0466- 22-2684	藤沢市 朝日町1-8
藤沢公証役場	☎0466- 22-5910	藤沢市 鵠沼石上2-11-2
藤沢区検察庁	☎0466- 22-2685	藤沢市 朝日町1-7
藤沢労働基準監督署	☎0466- 23-6753	藤沢市 朝日町5-12
ハローワーク藤沢	☎0466- 23-8609	藤沢市 朝日町5-12
平塚市役所	☎0463- 23-1111	平塚市 浅間町9-1
県平塚合同庁舎	☎0463- 22-2711	平塚市 西八幡1-3-1
寒川町役場	☎0467- 74-1111	寒川町 宮山165



MEMO

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.





ちがさきマップ

施設名の後に丸数字が付いているものは、P.101～114の「市内公共施設ガイド」に掲載しています。

茅ヶ崎駅周辺拡大図



AED（自動体外式除細動器）

AED マークのある市内公共施設にはAEDを設置しています。施設内や施設の近くで倒れた人をみかけたら、救急車を呼び、心肺蘇生法を行いながら、勇気を持ってAEDを使用してください。

AEDは、心臓がけいれん（心室細動）を起こして、血液を流すポンプの機能を失ってしまったときに電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための装置です。医学的知識がなくても、音声案内にしたがって操作すれば、誰でも簡単に使うことができます。





ちがさきマップ

AED

(自動体外式除細動器)

AED マークのある市の公共施設にはAEDを設置しています。施設内や施設の近くで倒れた人を見かけたら、救急車を呼び、心肺蘇生法を行いながら、勇気を使ってAEDを使用してください。

AEDは、心臓がけいれん(心室細動)を起こして、血液を流すポンプの機能を失ってしまつたときに電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための装置です。医学的知識がなくても、音声案内にしたがつて操作すれば、誰でも簡単に使うことができます。





辻堂駅周辺拡大図



有料道路

コスモス

ツバキ

サクラ

ヒマワリ

ハマヒルガオ

ウメ

つばき

サクラ

Chigasaki

123